

議事の経過

(平成 15 年 10 月 21 日 10:14 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（坂本 偉） ただ今より、決算審査特別委員会を開会いたします。

審査に入る前に、委員長といたしまして一言お願いを申し上げたいと思います。

本委員会は第 3 回定例会におきまして設置され、不肖、私が決算審査特別委員会の委員長の重任を果たすことになりました。

つきましては、決算審査の重要性をご理解いただきまして、与えられた職責を全ういたしたいと思っておりますので、委員会運営につきまして皆様の特段のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、審査の方法についてご確認させていただきます。

まず、決算にかかわります資料並びに総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1 款議会費から順をおって、14 款災害復旧費まで審査をしてみたいと思います。

その後、歳入の審査に入らせていただき、一般会計の歳入・歳出、これら審査が終わったのち、総括的な質問をお受けいたしたいと思います。

質問に当たっては、必ずページ数と目・節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第 1 発言者が発言が終わったのち、関連と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました認定第 1 号平成 14 年度幕別町一般会計決算認定から、認定第 9 号平成 14 年度幕別町水道事業会計決算認定までの 9 議件を一括議題といたします。

最初に、お手元にお配りしております資料の説明、並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

新屋敷総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） お手元に配布しております決算資料に基づきまして、平成 14 年度の概要についてご説明をいたします。

資料の 1 ページをご覧ください。

表をご覧くださいと思いますが、第 1 表、平成 14 年度決算の状況でございます。

はじめに歳入でございますが、点線で囲ってございまして、一般会計の決算額は、平成 14 年度につきましましては 135 億 2,226 万 3,000 円となりまして、前年比では 1.2%の増となっております。

一方、特別会計の決算額は 77 億 6,322 万 2,000 円で、前年比 8.0%の減となっております。

歳入を合計しました決算額の増減でございますけれども、前年度と比較しまして 5 億 1,541 万 8,000 円の減、伸び率ではマイナスの 2.4%となっております。

次に、歳出でございますが、一般会計の平成 14 年度決算額につきましましては 133 億 2,411 万 4,000 円で前年度と比較しまして、0.6%の増でございます。

特別会計の決算額につきましましては 77 億 7,039 万 6,000 円で、伸び率ではマイナスの 7.3%となっております。

歳出を合計しました決算額の増減では、前年比で 5 億 3,652 万 3,000 円の減、率では 2.5%の減となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額でございますけれども、9 ページをご覧くださいと思います。

9 ページの下の表、第 8 表にございまして、国保会計から個別排水会計まで七つの特別会計の

決算額等をそれぞれ載せておりますが、合計いたしますと先ほどご説明した合計の決算額になります。

なお、この中には公営企業会計でございます水道事業会計は除いております。

次に、10 ページをご覧くださいと思います。

10 ページに特別会計ごとにそれぞれの決算額について概要を記載しておりますけれども、各会計とも前段に記載しております歳入決算額につきましては説明を省略させていただきまして、後段の方に書いております歳出決算額ベースで主なものを申し上げたいと思います。

まず、(1)の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして 6,805 万 9,000 円の増、伸び率では 3.2%となっております。これは老人保健拠出金の増が主な要因であります。

なお、歳出に対する歳入の不足額につきましては、翌年度歳入からの繰上充用で対応しております。

(2)老人保健特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと 7,817 万 7,000 円の増、率で 3.1%の増でございます。主に医療給付費の増によるものでございます。

(3)介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度比 6,248 万 6,000 円の増、伸び率 6.6%でございますが、これは認定者の増などに伴います保険給付費の増によるものでございます。

(4)簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度に比較しまして 5,809 万 5,000 円の減、率にしまして 27.7%の減でございます。主な歳出につきましては、新和浄水場の改修に係る負担金及び起債の償還金でございます。

11 ページ、(5)公共下水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度比で 7 億 2,926 万 2,000 円の減、率にしまして 30.1%の減でございます。主な要因はゲートポンプ整備工事費の皆減によるものでございます。

(6)公共用地取得特別会計の歳出決算額につきましては、前年度決算額と同額になっております。内訳につきましては、平成 11 年度に借り入れしました起債の償還利子ということになっております。

(7)個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度比で 2,867 万 9,000 円の減、率では 15.9%の減で、排水処理施設整備工事費の減が主な要因であります。

以上が特別会計の決算状況でございます。

それでは、もう一度 1 ページにお戻りいただきたいと思います。

第 1 表の下から 3 行目をご覧くださいと思いますが、一般会計の歳入歳出決算額の差引額としまして、平成 14 年度は 1 億 9,814 万 9,000 円の歳計剰余金が生じてございます。

これらの剰余金の処分につきましては、2 ページの中ほどに説明を記載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

2 ページの 11 行目、「また」というところからになりますけれども、また歳入総額 135 億 2,226 万 3,000 円に対し、歳出総額は 133 億 2,411 万 4,000 円であり、歳入歳出差引 1 億 9,814 万 9,000 円の歳計剰余金を生じておりますけれども、このうち翌年度への繰越明許費にかかわる繰越財源が 3,365 万 4,000 円でございますので、その額を差し引いた 1 億 6,449 万 5,000 円が平成 14 年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定によりまして、歳計剰余金の処分としましては、1 億 2,000 万円を財政調整基金に積み立てをしております。

また、このため平成 14 年度の一般会計には前年度繰越金としまして、4,449 万 5,000 円を繰り越すこととなります。

次に、3 ページをご覧くださいと思いますが、一般会計の歳入についての記載をしております。

第 3 表、一般会計歳入決算額ということで、1 款の町税から 20 款の町債まで、予算額から構成比までそれぞれの数値が記載されております。

C 欄の収入済額の計の欄にございますように、135 億 2,226 万 3,000 円が平成 14 年度一般会計の決算額ということになります。

なお、不納欠損額としましては、1番の町税、11番の分担金負担金、12番使用料手数料を合計しまして、1,907万6,000円となっております。

なお、前年度につきましては、1,053万円でございます。

また、収入未済額ということになりますと合計3億82万円が生じておりますけれども、平成13年度では2億8,841万4,000円ということになっておりました。

次に、4ページをお開きいただきたいと思っております。

4ページに今申し上げました歳入の構成比が円グラフで表されております。

構成比の中で一番大きなウェイトを占めておりますのは、地方交付税で41.9%。以下、町税では16.1%、町債が10.0%、諸収入9.7%、道支出金7.2%といった構成比順になっております。

次に、その下の第4表、財源の構成比と伸率をご覧いただきたいと思っておりますが、平成13年度との決算を比較した伸率の欄でご説明したいと思っておりますが、1番目の町税では、前年比1.7%の増になっております。主な内訳としましては、固定資産税が3.3%の増、町民税の個人についても0.8%の増などとなっております。

次に、9番の地方交付税でございますけれども、前年比は6.0%の減、額にしますと3億6,321万8,000円の大きな減となっております。

13番の国庫支出金につきましては、前年比15.4%減。これは札内北小学校の増築事業国庫負担金の皆減だとか、千住3線交通安全施設等の整備事業国庫負担金の減などによるものでございます。

14番の道支出金につきましては、前年比105.5%の増、額にして4億9,654万4,000円の増となっておりますが、これは農業生産総合対策事業だとか経営構造対策事業補助金の増などが主な要因でございます。

15番の財産収入では前年比57.2%の減となっておりますが、これは、前年度は財団法人幕別振興公社の解散に伴いまして残余財産収入があったことによるものでございます。

17番繰入金につきましては、前年比45.3%の増となっておりますが、これは主に財政調整基金からの繰入金の増によるものでございます。

19番の諸収入につきましては、前年比17.5%の増となっておりますが、これは都市計画街路事業受託事業収入の皆増、国民年金売捌代金に皆減などによるものでございます。

以上でございますけれども、この主な内訳につきましては、3ページの①町税から5ページの⑥町債まで、主な内訳等を載せてございますのでご覧をいただきたいと思っております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

6ページの方をご覧いただきたいと思っておりますけれども、6ページの上に第5表、平成14年度目的別歳出決算を記載しております。

歳入と同様に、1款議会費から14款災害復旧費まで、予算現額から不用額まで、それぞれの数値が記載されておりますけれども、決算総額ではB欄の支出済額、一番下の計欄にございますように133億2,411万4,000円となっております。

構成比の最も高いのが8款土木費の19.1%ということになります。額では25億4,842万1,000円、続いて11款公債費の18.9%で、額では25億1,790万1,000円、3番目が12款職員費の15%で、額では19億9,308万円、4番目が6款農林業費で13.2%、以下5番目が3款民生費、6番目が10款教育費の順となっております。

次に、7ページをご覧いただきたいと思っておりますが、7ページの第6表になります。

第6表、性質別歳出決算でございます。

この表は、ただ今申し上げました歳出を性質別に区分したものでございます。主なものを申し上げますと、1の人件費が前年の比較増減では3.1%の減ということになっております。このうち職員給につきましては3.7%の減となっております。

なお、表には載っておりませんが、参考としましてラスパイレス指数でございますけれども、平成11年度が100.2%、平成12年度が99.9%、平成13年度が98.7%と指数は年々下がってきてお

りましたところ、平成14年度につきましては98.8%と前年とほぼ同じ指数となっております。

次に、5の補助費等でございますが、30.6%の減となっておりますけれども、これは国民年金印紙売捌代金の減が主なものとなっております。

7の積立金では96.3%の減、額にいたしまして2億2,277万9,000円の減でございますが、減債基金積立金の減によるものであります。

一番下の10投資的経費でございますが、20.4%の増、額にしまして5億9,283万5,000円の増となっております。内訳としましては、普通建設事業費の補助事業費が10億797万9,000円の増で、単独事業では4億8,928万2,000円の減となっております。主なものとしましては、先ほど道支出金でも申し上げましたとおり、補助事業では農業生産総合対策事業及び経営構造対策事業補助金の増などによるものでございます。

また、一番下の災害復旧費としまして、額で7,486万1,000円の増、伸率では204%となっております。

以上が、一般会計歳出についての説明でございます。

次に、平成14年度の決算後における基金の状況について申し上げたいと思います。

基金についての資料につきましては別冊になりますので、お手数ではございますけれども、一般会計の歳入歳出決算書をお出しいただきたいと思っております。

一般会計歳入歳出決算書の最後のページ、378ページに掲載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

決算書最後のページ、378ページの下の表になります。

平成14年度基金運用状況増減表になりますが、ここに国民健康保険基金から介護給付費準備基金まで15の基金がございますが、それぞれ一番右側の欄が平成14年度末現在高となっております。

次に、合計欄をご覧いただきたいと思いますが、現金が31億5,014万2,000円、不動産が1億6,810万5,000円となっております。これを合算した基金総額につきましては33億1,824万7,000円で、前年度と比較いたしまして、1億6,103万9,000円の減ということになっております。

この中の主な基金を申し上げますと、上から3番目の財政調整基金でございますが、先ほどの決算資料2ページの説明の中で申し上げましたとおり、平成14年度の決算剰余金からの積立金が1億2,000万円ございましたけれども、これは含まない額になっておりますが、前年度末との比較では8,500万円の減、8億1,800万円となっております。

4段目の土地開発基金は、現金・土地合わせて10万円増の4億8,595万円、その四つほど下の減債基金でございますが、8,354万9,000円減の10億9,337万5,000円、その下の福祉推進基金につきましては250万円増となっておりますが、4億3,320万円となっております。

次の、代替輸送確保対策事業基金につきましては、全額取り崩しまして、平成14年度末をもって廃止をしているところであります。

このほかに、図書館図書整備基金が5万円の増、ふるさと創生基金は前年同額の1億円、河川緑化整備事業基金につきましては95万円減の1億4,186万6,000円、酪農振興基金につきましては62万3,000円減でございます。介護給付費準備基金につきましては1,028万8,000円の増などとなっております。

なお、今申し上げました基金のうち、既に15年度予算におきましては、財政調整基金の方から2億2,000万円、さらに地方債の償還財源としての減債基金から約2億7,500万円を合わせまして、総額にして4億9,500万円程度を取り崩しておりますので、これは一般会計に繰入れしておりますので、平成15年度末につきましては基金の保有残高はさらに減少すると思われまして、今後の財政運営上、これらの基金の活用には十分留意をしていかなければならないものと考えております。

次に、もう一度資料の方の12ページをご覧いただきたいと思っております。

資料の12ページの中ほどに、第9表としまして一般会計財政状況としまして、各種指数等を表した表がございますけれども、表の下から3行目に財政力指数、次に公債費比率、次に起債制限比率を掲

載しておりますので、これらについてご説明申し上げたいと思います。

はじめに、財政力指数でございますけれども、財政力指数につきましては数値が1に近く、1を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政に弾力性があるということになりますけれども、本町の財政力指数につきましては、平成14年度につきましては0.289となっておりますけれども、平成11年度が0.282、平成12年度と平成13年度は0.279ということでございましたので、0.01増ということで、わずかではございますが上がってきております。

次に、公債費比率について申し上げますと、平成12年度が22.1%、平成13年度は22.7%、ここに書いてあります平成14年度決算では23.8%となっております、少しずつ上がってきている状況にございます。

なお、この公債費比率につきましては、一般財源に占める地方債償還費の割合でございますが、比率が高くなるほど財政の硬直化につながると言われております。

また、地方債の借り入れに当たっての目安となるものに起債制限比率がございまして、本町の起債制限比率につきましては、平成11年度と平成12年度が12.8%、平成13年度が12.5%、平成14年度はこの表の一番下にございますように、12.8%となっております。

この起債制限比率でございますが、一般的な目安としましては14%が警戒ラインで、20%を超えますと新たな事業に対する起債許可が下りないといった危険ラインということになってまいります。

本町におきましては、平成4年度以降につきましては、各種大型事業実施に伴いまして、多額の起債を借り入れしてきたことから、恐らく平成16年ごろに起債の償還ピークを迎えまして、償還額が26億円近くになると見込まれています。

また、比率としましては、平成17年度がピークになると思われまして、約14.0%程度と推計をしているところでございます。

この対応策としましては、起債借り入れの抑制、あるいは借り入れする場合には、できるだけ交付税措置がされる優良な起債の借り入れ、さらには実質財源の確保に視点を置きながら、住民サービスの低下にならないように、今後の財政運営を行う必要があるものと考えております。

次に、15ページをお開きいただきたいと思いますが、15ページの方に、ただ今申し上げました地方債の残高が一覧となっております。第12表の地方債の状況でございます。

(1)の表では、現在高の状況について記載しております。表の1番下の計欄のところになりますけれども、右から3段目が地方債の総残高となります。差引現在高211億60万9,000円でございます。これは前年対比としましては4億9,889万5,000円の減となっております、約5億円減ということで地方債が減となっております。

次に、16ページになりますが、(2)の方では、この地方債の借入先別、あるいは利率別現在高の状況について記載した表がございまして、このうちの左の利率別内訳という欄でございまして、利率別に現在高を記載しております。1番右側が5%超の計になりますけれども、この計の1番下のところでは12億5,435万円ということで、率にしますと全体の5.9%となっております。

したがって、残りですけれども198億4,625万9,000円、率にして約94.1%が5%以下の借入利率となっております。これは近年の低金利ということもありまして、高利率の銀行縁故債などの繰上償還などを行った結果となっております。

次に、17ページの第13表、債務負担行為の状況をご覧いただきたいと思いますが、

これも地方債と同様に後年次に財政負担となってくるものでございます。平成15年度以降、支出予定額欄でございまして、うち一般財源分ということで載っておりますけれども、債務負担の合計額は21億7,146万7,000円でございます。この債務負担の内訳としましては、1番の物件の購入のうち、(1)の建造物の購入にかかわる債務負担行為としましては、教員住宅の分がございまして、

(2)のその他の物件につきましては、公社貸付牛に係る債務負担行為があります。

なお、一番大きなものにつきましては、3番その他にございまして21億4,879万6,000円でございますけれども、これは公団営あるいは国営などの土地改良事業に係る償還金の債務負担が主なものとな

っております。

このほかにパークプラザ整備事業に対する補助金、あるいは農業関係の災害利子補給金の債務負担行為等がこの数字の中に含まれております。

なお、地方債同様、今後の財政運営の中では債務負担の取り扱いについても十分留意をしていかなければならないということになっております。

次、18 ページでございますけれども、第 14 表といたしまして、各款における節別の決算額、19 ページでは、第 15 表では団体等に対する各種負担金・補助金・交付金の一覧としまして、次の 20 ページまで載せております。

次に、21 ページからにつきましては、最近 5 か年間における款ごとの比較を一般会計から各特別会計までそれぞれ 29 ページまで載せておりますので、後ほど参考にさせていただきたいと思っております。

次に、30 ページをお開きいただきたいと思いますけれども、平成 14 年度の主要な施策の成果をいうことで載せてまとめております。

次の 31 ページの議会活動以降、最終の 92 ページまで、各項目にわたります主な施策の内容等につきまして具体的な数字を含めて記載しておりますので、資料としてご参照をいただきたいと思います。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長（坂本 偉） 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたら、お受けいたします。

（なしり声あり）

なければ、これより認定第 1 号、平成 14 年度幕別町一般会計決算、1 款議会費に入らせていただきます。

1 款議会費の説明を求めます。

新屋敷総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 1 款議会費につきましてご説明申し上げます。

108 ページをご覧くださいと思います。

1 款議会費、1 項議会費、予算現額 1 億 1,107 万円に対しまして、支出済額 1 億 1,074 万 7,462 円でございます。これにつきましては議員報酬ほか、議会だよりの印刷費、会議録作成委託料と各種議会運営に係る経費でございます。

なお、議会活動内容につきましては、先ほどの決算資料 31 ページに記載のとおりでございます。

以上で議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 1 款議会費につきましては質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2 款総務費に入らせていただきます。

2 款総務費の説明を求めます。

新屋敷総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 2 款総務費につきましてご説明申し上げます。

112 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 4 億 8,802 万 4,000 円に対しまして、支出済額 4 億 7,981 万 8,618 円でございます。

1 目一般管理費の 4 節共済費及び 7 節賃金につきましては、事務補助並びに宿日直業務に係る臨時職員の費用でございます。

11 節需用費につきましては、法令等追録代、庁用消耗品、事務用消耗品及び庁舎にかかる光熱水費が主なものでございます。

114 ページになります。

12 節 役務費は郵便料、電話料が主なものでございます。

13 節の委託料は顧問弁護士委託料、お知らせ広報配布委託料、分煙に伴う空気清浄機保守点検委託料などがございます。

なお、顧問弁護士の相談実績は、5 件ということになっております。

14 節 使用料及び賃借料は、複写機借上料、給与人事管理システム借上料などがございます。

細節 7 の空気清浄機借上料につきましては、庁舎内の各階及び出先機関等の計 12 か所に設置しまして、平成 13 年の 11 月から分煙を行っているところであります。

116 ページ。

2 目 広報公聴費の主なものにつきましては、11 節の需用費で、月 1 回発行の広報まくべつと、月 2 回発行のお知らせ広報の印刷製本費が主なものでございます。

なお、平成 15 年の 1 月からは、一体としまして月 1 回の発行としております。

3 目 財政管理費、本目は次ページ 118 ページになりますが、11 節 需用費の予算書の印刷製本費が主なものでございます。

4 目 会計管理費は出納室に係る経費で、7 節の臨時職員賃金及び 11 節 需用費の決算書の印刷製本費が主なものでございます。

5 目 一般財産管理費、本目は 120 ページ、13 節 委託料の役場庁舎等の管理委託料及び管理費用が主なものでございます。

122 ページになります。

17 節の公有財産購入費につきましては、みどり資源公団から庁舎を購入したものでございます。

28 節の繰出金につきましては、公共用地取得特別会計の繰出金で、札内 9 号南通用地取得事業に対する起債利子の利子支払費用に充てるための繰出金ということになっております。

6 目 近隣センター管理費、本目につきましては 40 か所の近隣センターと、4 か所のコミセンの管理運営に係る経費でございます。

124 ページ。

7 目の庁用車両管理費につきましてでございますが、本目は福祉バス 2 台、町長公用車及び集中管理による車両 21 台の合わせまして 24 台分の車両維持管理費用でございます。11 節 需用費の燃料費、12 節 役務費の自動車損害保険料、14 節 自動車借上料が主なものでございます。

126 ページになりますが、8 目 町営バス運行費、本目は幕別駒島間に係る費用でございます。13 節 町営バス運行委託料が主なものでございます。

9 目 町有林管理費、本目は町有林の管理費用で、128 ページ、15 節、細節 1 の町有林整備工事につきましては、14 年度、除間伐が 81.16 ヘクタール、下草刈 38.36 ヘクタールを実施いたしております。

また、細節 2 につきましては、台風 21 号、昨年 10 月 2 日よります災害木の整理工事を実施したものでございます。

10 目 町有林造成費、本目は町有林の造成に係る費用で、今年度は 15 節の工事請負費で皆伐工事が 14.28 ヘクタール、植栽が 12.84 ヘクタールを実施いたしております。

11 目 企画費、本目は企画室関係でございまして、130 ページになりますが、13 節の委託料でありませんが、コミュニティバス実験実証運行を実施したものでございます。

19 節の負担金補助及び交付金では、細節の 5 番では、十勝圏複合事務組合など広域行政に関連する経費。細節 12 では広尾線のバス輸送確保対策に係る車両更新補助。13 節では国際パークゴルフ協会に対する補助。細節 14 のコミュニティ助成事業につきましては、和太鼓を購入するための補助金を支出しております。

以上でございます。

12 目の支所出張所費につきましては、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用でございまして、7 節 賃金、各出張所に係る臨時職員の賃金及び事務用の経費が主なものとなっております。

132 ページ。

13 目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修に係るものでございますが、9 節の旅費では、職員研修計画に基づく各種研修費。12 節役務費では、職員健康管理のための各種健康診断手数料が主なものでございます。

次に 134 ページをご覧ください。

14 目公平委員会費、本目は公平委員会開催に係る経費でございます。

15 目の交通防災費、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策に係る費用で、交通安全指導員 27 名、交通安全推進委員 1 名の設置費用あるいは交通安全啓蒙関係消耗品費、防犯灯設置費用、防災対策関連経費が主なものでございます。11 節需用費の細節 7 の防災対策消耗品でございますが、これにつきましては毛布、水、米などを備蓄用として購入をしております。

136 ページ。

13 節の委託料で、細節 5 の環境調査分析委託でございますが、この分析につきましては水質検査・悪臭・粉塵・騒音等の調査を実施しております。細節 7 につきましては、街路灯の調査で、防犯等の設置箇所及び老朽化等の点検などを行っております。

138 ページ。

16 目諸費になります。本目は公区運営関係経費、あるいは各種負担金及び補助でございますが、他の科目に属さない経費の支出によるものでございます。1 節報酬につきましては、公区長に対する報酬が主なものとなっております。

次の 140 ページになりますが、19 節負担金補助及び交付金では、細節 3 の十勝町村会に対する補助金。細節 10 では、江陵高校の運営費に係る補助金。細節 11 の中央バス路線の維持に係る補助金。細節 12 では公区に対する運営費交付金などが主なものとなっております。24 節の投資及び出資金でありますけれども、これは地域振興公社への出資金としまして、今回 10 株を取得しまして、幕別町の持ち株総数につきましては 565 株となりまして、全体の 35.31%の保有率となっております。

17 目基金管理費、本目は各種基金から生じる利息、あるいは寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てるものでございます。各種年度末の基金残高につきましては、先ほどもご説明申し上げましたけれども、この決算書の最後のページに載っております。

142 ページになります。

18 目電算管理費、本目は電算処理業務に係るものでございますが、11 節の需用費では、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費となっております。13 節の委託料の電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料、さらに 14 節の電算機器借上料、さらには 18 節の電算管理用備品としましてはパソコンを購入しております、平成 14 年度は 14 台の導入をしております。

144 ページになります。

19 目近隣センター建設事業費、本目につきましては稲志別近隣センターの建設に係る各種費用となっております。

20 目では札内東コミュニティセンター建設事業費でございますが、札内東コミュニティセンターに係る外構工事が主なものとなっております。

2 項徴税費、予算現額 3,061 万 1,000 円に対しまして、支出済額 3,001 万 1,622 円でございます。

1 目の税務総務費につきましては、次の 146 ページ、7 節賃金の臨時職員賃金及び事務用経費が主なものとなっております。

2 目の賦課徴収費でございますが、本目は賦課徴収に係る費用で、8 節報償費の納税奨励金、148 ページの 13 節委託料の土地の評価替に伴います路線価設定委託料が主なものでございます。

18 節の備品購入費では、収納管理システムを導入いたしております。

19 節の細節 4 番では納税貯蓄組合交付金、23 節の細節 1 過誤納還付金などがこの目の主なものでございます。

次に 3 項戸籍住民登録費、予算現額 779 万 4,000 円に対しまして、支出済額 746 万 7,115 円ござ

います。

1 目の戸籍住民登録費は、戸籍及び住民登録事務に係る経費でございますが、次の 150 ページになりますが、13 節の委託料の住基ネットワークシステム導入に係る費用、14 節の戸籍伝送機借上料、住基ネットワークシステム機器借上料などが主なものでございます。

次、4 項の選挙費になりますが、予算現額 676 万 5,000 円に対しまして、支出済額 602 万 1,394 円でございます。

1 目の選挙管理委員会費でございますが、選挙管理委員会開催に係る費用でございます。

152 ページになります。

2 目農業委員会選挙費、本目は平成 14 年 7 月 7 日執行の農業委員会委員選挙の執行経費となっております。

次に、154 ページ。

3 目の知事道議選挙費でございます。3 目の知事道議選挙につきましては、平成 15 年 4 月 13 日執行の知事道議選挙に係る経費ということになっております。

5 項の統計調査費、予算現額 97 万 4,000 円に対しまして、支出済額 94 万 709 円でございます。

1 目の統計調査費、本目につきましては 156 ページ、1 節報酬の工業統計調査員報酬と各種統計調査に係る費用となっております。

次に、6 項の監査委員費でございます。予算現額 287 万 1,000 円に対しまして、支出済額 273 万 932 円でございます。

1 目の監査委員費は、158 ページになりますが、1 節報酬の監査委員報酬及びその他監査業務に係る経費が主なものとなっております。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わったところでありますけど、この際、11 時 10 分まで休憩をいたします。

（10：55 休憩）

（11：10 再開）

○委員長（坂本 偉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

野原委員。

○3 番（野原恵子） 122 ページ、6 目近隣センター管理費で、124 ページになるのですけれども、19 節負担金補助及び交付金のところなのですけれども、近隣センターの使用料についてなのですけれども、前からの説明の中では近隣センターの利用料は運営委員会によって運営費も徴収されるということで、まちまちだということはお聞きしているのですけれども、平成 15 年度からなのですが、ふれあい交流館が二つ建設されましたけれども、そのふれあい交流館も近隣センターの性質を併せ持っているということなのですが、その使用料というのは近隣センターと同じような方法で徴収されているのかどうか、その点お聞きしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） ただ今のご質問でございますけども、使用料につきましては、それぞれの使用目的に沿って適用させるようにしておりますので、ふれあい交流館としての使用の場合はふれあい交流館の使用目的、それに沿っての使用料というような形で対応させていただいております。

○委員長（坂本 偉） 野原委員。

○3 番（野原恵子） 近隣センターの目的でも利用できると思うのですけれども、幕別町の住民が利用するというところでは。

利用した場合には、その近隣センターと同じような状況で利用できるのではないかと思います。

それで、これは 14 年度の決算なのですけれども、今年、ふれあい交流館を借りた場合には、利用料の

ほかに運営費として2,500円、使用料と合わせまして4,000円という利用料がかかったということなのです。

それで、利用した時間は約1時間40分くらいで、和室一部屋でそれだけの利用なのですね。幕別町の町民が借りているのです。そういうふうになりますと、非常に高い利用料ということになります。住民がいろいろな目的で利用する場合に余りにも利用料が高いと思うのですが、その辺の運営委員会に任せられている利用料ではあるのですけれども、町の方でその辺どのように押さえているかをお聞きしたいと思います。

○委員長(坂本 偉) 総務課長。

○総務課長(菅 好弘) 先ほど、ご説明ちょっと足りないところがありましたけども、二つ併せ持っている場合、近隣センターとしての利用する場合は近隣センターの条例を適用させるということで、それぞれの使用目的に沿った形の中でいっております。

ただ、今の事例については私たちもちょっと把握しておりませんが、原則的にそれぞれの条例に定めて使用料をいただく場合はいただく。かからない場合はかからないという形でできていますので、ちょっと後ほど詳しくその辺の事情をお聞かせいただいて、調査してみたいと思います。

○委員長(坂本 偉) 野原委員。

○3番(野原恵子) これから調査していただくということなのですが、その地域の方々には利用する場合には利用料はかからないということなのですが、同じ町内に住んでいて利用する場合には、やはり安い利用料で利用できるということが、地域の住民にとって多数活用されるということになるのです。そのこのところの運営委員会との話し合いをきちっとしていただいて、町民が気楽に利用できる、そういう利用料ということが必要ではないかと思っておりますので、その点も是正をしていただきたいというふうに思います。

○委員長(坂本 偉) 答弁はありますか。

ほかに質疑お受けいたします。

佐々木委員。

○12番(佐々木芳男) 1点目は、139ページ、16目、1節の1ですが、公区長の報酬についてということが1点でございます。

それから2点目は149ページの2目、19節3、4の細節についてお伺いをいたします。

まず1点目でございますけれども、公区長の報酬についてでございます。これは過去にもご質問したことがあるような気がするわけですが、住民の方から公区長の報酬がどうなっているのだ。やたらと高いという話を聞くがどうなのだというのを、たまたまこう聞かれるわけです。

それで、一人当たり、ここに書かれたものを換算してみると、一人当たり大体13万3,000円くらい、年間ですね。1か月にすると1万2,000円くらいかなと。そう大きな報酬ではないように思いますが、戸数別によってそれぞれ報酬が違うということもありまして、もっとも多い方で、住民の方が見て、これは多いなという方はどれくらいの金額なのか。

それから固定給といいますか、均等割といいますか、これはお一人幾らくらいになっているのか。そこら辺まずひとつお伺いしたいと思います。

それから、149ページですが、納税貯蓄組合関係につきまして、これは奨励金につきましては14年度、前年度で廃止されるということで、奨励金は今回上がっただけで終わると思いますが、この貯蓄組合の交付金等につきまして、町民の方から、先だって合併説明会の時にもお聞きしたのですが、こういうことに対しての非常に疑問を持っておられる方がおります。この交付金がどんな役割をしているのだと。その結果において、どれだけ納税率が良くなっているのだと。この資料の39ページですか、こここのところに納税の関係が出ておりますが、徴収率がどれだけ良くなっているかというのと、余りよくなっていない。だとすると、この納税組合員の役割というのはどういうものなのか。今後、どうされる予定でおられるのか。今後、続けてやっていかれる予定なのか。その辺についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 1点目の公区長報酬についてお答え申し上げます。

1番高い金額ということでございますので、平成14年度実績では44万4,100円でございます。固定給ということでございますが、均等割として1公区長当たり年額1万3,800円と。あと、世帯割ということで、1世帯当たり1,300円がこれに加算されることとなっております。以上であります。

○委員長（坂本 偉） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） ただ今、納税貯蓄組合の関係でございますけれども、ただ今ご指摘ありましたように納税貯蓄組合については、納税思想の啓蒙、あるいは納期内納入の推進、口座振替の推進といったことで主な啓蒙をしていただいているところでありますけれども、納税奨励金が平成12年度から段階的に減額をいたしまして、平成14年度、今年度をもって廃止になるというようなこともありまして、各納税貯蓄組合長さん方からも、今後、納税貯蓄組合をどうするのだというご意見が、電話等がございました。

今年度15年度の総会の時におきまして、そのような話は数多くあるというようなことで、総会の中でそのような話を申し上げまして、今後1年間役員会の中で、今後の納税貯蓄組合の在り方について検討していこうということになっております。これは今後のそのまま存続をしていくのか、あるいは解散をしていくのかということも含めまして、役員会の中で1年かけて検討していくというようなことで、今何回か会合をもっているところでありますけれども、この方向性を見極めた上で、この交付金についても検討していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 納税貯蓄組合の交付金についてはわかりました。

それから公区長さんの手当ですが、今皆さんも「おー」という声がありましたけれども、多い方は44万程度ということなのですが、いろんな報酬から見ると、そう高いものではないと思いますけれども、結構な金額だなと。したがって、1億近い公区長に対する報酬が出ているということも含めて、この財政難の中でどうなのかなということも、いろいろ住民の方が危惧されるのかなというふうに感じております。

それと、各町村によりまして若干違いますけれども、公区長にそのままその報酬を与えて、それを公区長の本当の報酬として使われるところと、それからそれを各公区内で、実際に手足になって動いているのは、役員であり班長さん方なのですね。その方々には全くそういった手当等がないというところもございます。

したがって、ある町村では、公区長手当については、各公区でそれぞれ役員の方に若干でもお分けをして、油代くらいにしてもらっているのだというような話も聞きますが、幕別町の大体の体制として、どんなふうにこれが、本当の公区長さんの個人のものであるというふうに私は捉えていますけれども、どういうふうに使われているのか、その辺点検というのは難しいと思いますが、もしおわかりになればお聞かせいただきたいと。

○委員長（坂本 偉） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 今、委員がおっしゃられましたように、その実態については適格な把握はされていないと思います。

ただ、私どもの方としましては、あくまでも公区長さんに対する報酬ということで、条例で報酬額を決めておりますので、源泉徴収表も出しておりますので、あくまでも公区長さんに対する報酬という考え方です。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 1点お聞きしたいと思います。

130ページの13節委託料。コミュニティバスの実験運行委託料とコミュニティバス実験運行効果測定調査委託料。これについてなのですが、この資料の中にもこの事業の効果が出ていました。この事

業がおよそ合わせて600万円を使いまして、町民の声に答えるということでこういうバスの運行が試行されました。これが試行されたときに、非常に特に車のない年配の方々から非常に良かったなという声が出されておりました。しかし、結果的にはこういう形で施行運転をされて、調査もされて、こういう結果が出たわけですけども、この資料によりますと、事業の効果というところで、需要実態を適格に把握することができたという、こういう評価がされています。これが、需要実態をどのように把握したのかということをお聞きしたいということと、それから合わせて、様々な試行運転ですからいろいろな取り組みをされてきたいと思うのですけども、そのところをもう少し詳しく経過等含めて、どういう需要実態を把握したのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） まず、需要実態についてであります。委託分析を委託しております。この中におきまして、バス利用者の曜日別・時間別・区間別等の調査分析、バス利用者の実態調査ということで、これは目的・満足度・利用頻度と、それと町民アンケートの実施・集計・分析をいたしたところであります。

その結果、実行運転とか、聞き取り調査・アンケート等の分析の結果でございますが、交通の主な手段はやはり8割方自家用車であろうということを出しております。

また、通勤通学では帯広市街が中心であると。また、買物では町内が中心ということです。こうした観点から、実際に運行した結果、コミュニティバスの利用率が大変低うございました。

また、経費面での負担も大きいと。確かにコミュニティバスの必要性・利用意思ともに実際に使用されている方によっては高いということではございましたが、どうしても対費用効果の面を考えると、通年運行になりますと1,500万円くらいの経費がかかるものでございます。

また、これに対しては補助がございません、単費での運行になります。こうしたことから分析の結果、施行については当面見送ろうということになりました。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 今、この試行運転だとか、調査というのですか、その結果をお聞きしました。

この中で、私はすごく今回思ったのは、試行運転ということで様々なその間の試行運転されているときに、いろいろな意見が出ていたと思うのです。例えば、路線が細かすぎる、停留所が細かすぎる問題だとか、それからものすごく時間がかかってかなり不便だという声だとか、もっと小回りにして、日にちで分けた方がいいのではないかだとか、様々な意見が町民の皆さんから出ていたと思うのですけれども、しかし、この実際の試行運転の場合は、きちっと停留所も決めて、路線も決めて、その枠でしかできませんでしたよね。変えてやってみるということにはしていませんよね。そういう中で、本当にこういう結論を出してしまっただけよかったのかということがひとつあるのと、それから、交通弱者というのですか、自家用車を利用するというのは、これは自分の自動車があるわけですから自家用車を利用するのですけども、本当に交通弱者のためにどうしたらいいのかという観点ももっと必要だったのではないかなということが私はあると思うのですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 企画室長。

○企画室長（金子隆司） 試験運行をやっておりましたときにも、バス停の位置、あるいはルートの変更等々ご意見はありました。ありましたけれども、全体的に見れば、さほど4.1人という平均乗車率ありましたけれども、それが大幅に伸びるというようなことは想定できないと。

そういうことも受けまして、このコミバスの運行の主たる目的、いわゆるお年寄りあるいは障害者の方々の足を確保するということが大きな目的でありましたので、それに変わる施策がないかというようなことも合わせて検討させていただきました。そのことの方がむしろ費用対効果の面からいっても有効ではないかというような判断を、このルート検討委員会におきましてもご判断をいただいたところであります。

具体的にはスクールバスの無償混乗、そして外出支援サービス、これも制度化させていただきましたけれども、そちらの方に重点を置くべきだというルート検討委員会の意見も参考にしながらやった

ところであります。確かに要望はありましたけれども、やはり4.1人という現状においてはさほど差はないだろうということでありました。以上です。

○委員長（坂本 偉） よろしいですか。

ほかに質疑をお受けいたします。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 132ページの13目職員厚生費、9節旅費の細節3、特別旅費。ここでお聞きしたいのは、職員研修における職場研修の中身でございますが、今回、14年度については民法研修を取り入れられているのですけれども、この内容ですね。民法研修にかかわっての内容、こういった形の民法研修をされているのか。

それと、職場内研修というのが3回。これ前年度2回だったのですが1回増やされています。

それで総体的予算も多少ここで増えて、執行予算が増えたのだと思うのですが、前年度から見ますと。こういった形の内容をまず推し進められたのかということと、合わせて、13年度の研修内容から見ますと職場研修においてはテーマをその都度変えられているように思います。

そうした場合、一度に受けられる人数というのは限られますから、例えば13年度ですと、政策能力向上研修というのを20名受けられていますね。今回は民法研修を19名ということになりますと、職場全体で考えた場合に、そのひとつのテーマの研修がいきわたるのかという問題があります。ですから毎年変えていくとその辺の問題点が若干あると思いますので、その辺をどういう計画の中で考えられているかということ、まずお聞きをしたいと思います。

それと2点目ですが、114ページの14節の使用料及び賃借料の中の、115ページの細節7の空気清浄機の借り上げということで、平成13年度から始められた分煙対策が12か所、現行、今までやられていると思うのです。先の15年度の予算においてもおおよそ同額の予算設定ということがございますから、ある程度当初の計画通りに分煙は遂行されているのかなと思いますが、ここに来て、町民感情の中で、他公共施設、町が管轄をする公共施設ですね。それにおける分煙対策という問題が町民の意見から出てきているのを私は聞いております。

それで、12か所の分煙対策が、多分現行もこの数でやられていると思うのですが、これにかかわって、これ以上の分煙対策をどう考えておられるのか。ということは私はいついってるところまで来て進んでいないと思うのですよね。ですから当然、進むべき内容があると思いますので、その辺を14年度の決算を踏まえた中で、今後どういうふうを考えられておられるのか。住民要望というものを大きい公共施設以外もありますから、どの程度それを考えておられるのか。この2点についてお伺いします。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） まず、職員研修についてということでございますけれども、今、申し上げられました旅費については、北海道の自治研修センターのほうに職員を派遣するとか、または自治大学校のほうに派遣すると、そういったような形の中で旅費というのは支出しておりますけれども、具体的に申し上げますと、北海道自治研修センターのほうには長期研修ということで、これは約1か月近く研修がありますけど4名を派遣すると。そのほかに法制研修、指導能力研修、管理能力研修、法令実務研修、税務実務研修、それから地域政策アップセミナーだとか、地方分権型モデル研修としまして法制研修だとか、そういった形の中で職員を23名ほど派遣するというような形をとっております。

また、地元の十勝の町村会が主催する研修。これは初任・初級・中級とありますけれども、こちらのほうには12名。それから海外研修が1名。それから自治大学校の2部のほうに1名。それから市町村アカデミーのほうに2名と。そのような形で職員を派遣した費用でございます。

また、自主研修といたしまして、行っておりますのが、地方予防取り組み、ごみの分別というようなことで、2名が自主的に研修に参加したいと、こういったものに対する旅費を支出するというような形をとっております。

そのほかに1市3町での合同の研修だとか、またはパークゴルフネットワーク会議の職員研修とか、そういったところにも出して、職員を派遣するという形をとらせていただいております。

職場内研修といたしましては3回を行いました。内容といたしましては、1回は海外研修に行った職員がどのような研修をしてきたのかと。その研修に基づいての成果などを発表してもらおうというような機会を1回つくっております。

もう一つは市町村合併について、全職員に今現状がどうなっているのかというようなことを、それから幕別町が歩む道がどうなのかと、こういったことについて2回に分けて職員に研修をもっております。

こちらの方につきましては、約90%以上の職員が参加をしたというところでございます。

そのほかに細かく申し上げますと、まだありますけれども、あとは委託研修なんていうことでいきますと22名が出ておまして、民法の研修だとか、企業研修として行うとか、そのような形をとらせていただいたと。

そのほかに道・国に対しての派遣研修。こういう形での旅費などが含まれているということでございます。

民法研修については19名、これが研修として出ておりますけれども、確かに今、永井議員が言われましたように、1回の研修ですべての職員が受けられるのかと。これはなかなか非常に難しい問題がありまして、私どものところとしては、できればそういったテーマについて、必要なものについては毎年定期的に行いながら、できるだけ多くの職員が受けられるような体制づくりを考えていきたいというようなことで進めております。

また、緊急的にどうしても全職員が研修をするべく、すなわち市町村合併のようなときは2回、これも夜ですね、職員研修をもったというような形で、その研修に応じてできるだけ多くの職員が参加できるような体制と、また機会をつくっていききたいということで考えて行ってきております。

それから分煙対策の関係でございますけれども、今、庁舎内、それから庁舎外の公共施設。ここについては分煙機などの設置、または喫煙所の設定というような形で取り組みをしてきております。

確かに、分煙機のある学校、取り付けられまして約1年以上が経過してきているわけですが、中にはやはり職場内の空気が非常にきれいになったということで、効果も上がってきております。確かに先進地というか、もっと進めているところでは最近話題になっていますけれども、帯広市のように完全禁煙というようなところを取り進めているところもありますけれども、なかなかやはりたばこを吸う方には喫煙権というものもあるのだらうと思えますし、この辺を今これから職員と、または町民の皆さんともいろいろ意見を交換しながら、またそういう先進的に取り組んでいるところの反応なども聞かせていただきながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（坂本 偉） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 職場研修の中で、もう少し詳しくご説明いただきましたかったのは、民法研修というのは目的によってその研修の在り方が違ってくると思うのですが、どういう研修をされたかということを知りたいのですよ。

民法すべてのことを全部1回やられているのか、民法も講習の仕方によっては何種類かに分けられるはずなのです。ですから、今、例えば役場の日常業務の中で、いろんな民法の知識がないとなかなか仕事が進まないという現状が多岐に渡ってきているのだと思うのです。ですからこれを取り入れているのだと思うのです。そういった自治体の傾向があると思うのです。ですから、私がわかりたいのはなぜこういうものを取り入れたかということ。どういった研修をさせたのかと。

よって、これ19名ですよ。そしたらほかのやらない人たちはこういった研修を、どこでいつ会得していくのかということなのです。それは、やりたいと思うといわれても、計画的にこれをまたサイクル的に民法の研修をやったりとか、政策能力の向上の研修をまた再度サイクルを組んでやるという考え方をきちっと持たれているのかどうか。

ですから、過去、12年度は例えばパソコン研修をやったり、ディベート研修をやっているわけですよ。でもそれはどの都度の単発研修で終わっているのではないですか。そうすると必ず全体的な研修としての大きな構想にはなっていないだらうと。

もしそこで違いますよということであれば、どういうふうにしてそれをカバーされているのですかということをもう少しきちっと説明を下さい。

それと、分煙については、方向性は今の言われた方向性ではもちろん私も理解していますが、これだけいいということが分煙でわかった以上、公共施設において、自治体自らも施策を講じていかないと、例えば会館的なものが分煙になっていない。そうすると使う住民というのはお互い気をつかしながら使っていますから。吸う人もいれば吸わない人もいるということ。

やはり公共施設に関しては、自治体がリーダーシップをとって、やはりこちらでやっていることのいいことを実際として出ているわけですから、私はもっと積極的に早期に公共施設に関してはやるべきだろうと。別に空気清浄機を置かなくてもできる対策はいっぱいあると思うのですね。その辺をどう考えられているかということを知りたいのです。以上です。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） まず、民法研修の内容なのでございますけども、民法の中の初級的なコースというようなことで設定をさせていただきました。

内容といたしましては、契約にかかわる民法上の問題。戸籍にかかわる民法上の問題。すなわち窓口的な、町民との間、または企業的なものとの契約だとか、そういったものにかかわる部分をやりまして、初級的ですから30代の職員を対象に行うということで、道の研修所の嘱託の方をお願いしたと。弁護士さんだと思いますけども、お願いをして、二日間の日程で行いました。

確かに永井議員が言われるように、去年はディベートの研修で、今回は民法の研修と、一定性がないのではないかとということでもありますけども、私どもとしてはやはり固定して職員にある一定の年数に応じて、きちっとした研修を受ける機会をつくるというようなことが1点と、また、その必要なもの、これについてはやはり長期的にかけて職員を派遣するとか、または自らそういったものを開いていくというような考え方はもって、今、進めております。

そのように、民法的な部分については初級者を対象にということで、職員の中の要望などに基づいて開いたということもございます、そういったような考え方もって、これからは運営をして、職員の資質の向上に努めていきたいという考え方は持っております。

あと、分煙対策ですけども、公共施設。これについては大きな公共施設ですね、これについてはほとんど分煙化が進んでいるというふうには押さえております。

あと、今、言われました会館等につきましては、各近隣センターということになりますけども、ここには地域の運営委員会というのがありますので、運営委員長さん等の会議の中でも積極的に分煙化についての考え方などを協議させていただいて、できるだけそういったものが町内に広がっていくように進めていきたいというふうには考えています。

○委員長（坂本 偉） 永井委員。

○17番（永井繁樹） そしたら研修における職員の参加人数の在り方について確認させていただきますけども、例えば、民法ですと19人という参加の人数ですね。初級といえども、例えば職場内研修ですと3回で203人ということは、1度に100人以上は受けられている割り算になるのですけれども、なぜこういった職場内での、ある一定のテーマを決めた研修ですと、こういった人数になっていくのか。

私は、少ないという印象を持っているのですよね、もっと多くあるべきであろうと。職員の方がそれだけの意識を持たれているなら当然、もっと多くの数が参加される、せっかく職場内でやるわけですから。ですから、ずっとここ3年間くらい見ていまして、こういったテーマを決めたときの研修は、政策能力向上研修にしても20人ですよ、13年度。だからすごく少ないのです。

例えば、初級を対象としていますよということであれば、じゃあ採用後の、上級採用ですとか、中級採用の方、例えば、入られてから10年とか、20年経っている方に対する研修はどう考えているのかということ、この中からわからないのですよ。ですから、ひとくくり研修をここでご説明していただいても、その辺がきちっと的を得ないものですから、じゃあ研修の実態、本当にきちっとした方向にいくのかという少し疑問がありますので、その辺についてさらにわかりやすく考え方をお聞きし

たいと思います。

それと、分煙の方の公共施設において、運営的なところの部分の人員の人たちがある程度考えていくと言いますが、その段階で私はないと思う。

もうどんどんやっていかなければいけないのに、実際にやっていない現実がいっぱいあるのですよ。ですから、もう自治体がリーダーシップをとらなければいけないというときはしなければいけないとことがはっきりしているのですから。これは、子どもが聞いたって分煙なんて当たり前の話ですよ。さっきも言った先進自治体では禁煙にもしているということですから。私は分煙でいいと思いますけども、その辺を早急に計画されて、公共施設については近いうちにある程度の方向性をきちっと出すというところまでできないのでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） まず、第1点目の研修関係でございますけれども、この民法研修というのは専門的な研修でございますので、講師を招いていろいろやっているところでございますけれども、講師の都合などもございまして、講師を招くにはかなり時間的な制限だとか、人数的な制限もございまして、また、専門的な研修ということでもありますので、これを行っている理由としまして、なるべく研修機会を多くして、いろんな研修を皆さんに受けていただくということから行っているわけでございます。

先ほどから申し上げております初級については入ってから1年目とか、あるいは中級については入ってから5年目などと順を追って行っている研修がありますので、それはその研修ということではすべての方が受けることになるわけなのですけれども、そのほかにこの専門的に特に研修をしたいという事項を、毎年テーマを決めまして、講師を招いている関係上、講師の方の都合、時間の都合等もありまして、こういうことであるのですけれども、なるべく研修機会を多くしたいということでやっておりますので、今後いろんなテーマを設けてやっていきたいということで考えております。

それと、もう一つの分煙関係でございますけれども、健康増進法の中でも努力目標としまして、公共施設については分煙について努力していきなさいということもあるものですから、今後、今どのような方法がいいのか、先ほど課長も申し上げましたとおり、運営委員会等にもお話を申し上げまして、ご協力を願うというようなことも合わせて、分煙についてこれからも進めてまいりたいと思っております。

○委員長（坂本 偉） 永井委員。

○17番（永井繁樹） それでは最後に確認しますけれども、職場研修における研修テーマを数多く増やすということは、次の例えば決算資料の中には、職場研修は、例えば民法研修一つとかということはないということですね。もっと1年間の中で研修テーマを多く増やすのであれば、当然、もう一つや二つ出てきていいはずなのです。これは1年に1個しかやっていないということですから。ですから、その辺はじゃあ今の総務部長のご意見からいくと、私はさらに努力をされて、次回に向けてはこの研修内容が複数になっていくという理解をしてよろしいですか。

○委員長（坂本 偉） 総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） ただ今の研修関係でございますけれども、テーマを各年度一つ決めていつてきているのですけれども、昨年については民法研修ということでやっております、概ねその年代の方々に専門的な研修をしていただいているところなのですけれども、本年につきましては、メンタルヘルスの研修ということで、これも先ほど課長の方から申し上げましたとおり、昼間と夜と2回に分けて、なるべく多くの方が研修をできるような形ということで、今年からそういうような形も進めてございますので、今後なるべく多くの受講ができるような形で、テーマ決めまして進めてまいりたいということで考えております。以上でございます。

○委員長（坂本偉） ほかに質疑をお受けいたします。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 2点ほどお伺いをしたいと思います。

117 ページの広報公聴費 30 の印刷製本費にかかわって一つと、それと、139 ページ諸費の節の報償費、名誉町民の年金についてであります。

まず1点目でありますけども、今年の1月から広報まくべつと、まくべつお知らせを1本化して、月に1度の発行にしたということであります。私もそれほど違和感というのでしょうか、問題意識は持っていなかったのですけども、実際問題、月いちになってみますと、非常に時間的な当然制約もありまして、例えば10月の1日の発行のものについては、原稿が印刷屋さんに戻ったり、あるいはそういういろんなことがあるよということを締め切ったりする時間的なものを考えますと、恐らく9月の中か、そこらぐらいにできあがらなければ、10月の1日には間に合わないということになるのだろうというふうに思うのです。

それで、いろんな今の社会を考えますと、情報化時代ということで、リアルタイムに町民にいろんなことをお知らせしていかなければならないという中で、そういったことに逆行するのではないかなというような気がしているわけでありまして。その辺の経過ですね、まず2回だったのですけども1回にした経過、合わせて1回にしたということですけどもね。お知らせいただきたいと思えます。

それと、もう一つ、名誉町民の年金でありますけども、この制度につきましては町に多大な功績を残された方を顕彰するというので、その趣旨については私は何ら反対するものではありませんけども、年金についてであります。これは、年額30万円支給するというところに条例でなっているわけでありまして、これは行政改革とか、そういうレベルではないのですけども、いろんな状況を総合的に勘案しますと、そろそろお金をつけて顕彰するという、顕彰そのものは私は反対はしませんけども、年金を支給することがどうなのかなというような素朴な疑問を感じるのですけども、これ、今言っただけで結論がでるような問題ではないと思えますけども、行革のいろんな流れの中で、そういった話が審議会の中で出ていないものなのではないでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 企画室参事。

○企画参事（羽磨知成） 1点目の広報お知らせの1本化についてであります。平成12年に策定いたしました行政改革大綱第2次推進計画の中の事務事業の整理合理化の項目の一つとして、広報まくべつ、お知らせ、スワディを1本化するということが謳われておりました。

この計画に基づきまして、庁舎内に検討委員会を設けまして、5回にわたり検討いたしまして、平成15年1月号から1本化したものであります。その際に、検討した際にはやはり親しみやすい、読みやすい広報誌を基本事項といたしまして、1本化に伴いまして表紙のロゴの変更や目次を組み入れること、また暮らしのカレンダーを組み入れること、5段組から4段組への変更、文字ポイントの拡大など、紙面構成の改定を行ったところであります。

委員がおっしゃられますとおり、確かにお知らせの月2回の発行が1回になったということでありまして、行事案内の日程などの周知等きめ細かな情報提起には若干の支障があったかと思えます。ただし、これは支障があったというのは、今まで月2回、例えば1日号でのお知らせして、また15日号で再度お知らせするという、月2回お知らせすることが月1回の周知ということになりましたので、決してその情報の提供が漏れているということとはございません。

なお、リアルタイムな情報の提供でございますが、やはりインターネットの時代でございますので、ホームページ等も活用して、リアルタイムに情報提供をしていきたいと思っております。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 名誉町民の年金の支給についての見直しということでございますけども、正直申し上げまして、平成12年に行政改革等の中で検討はされておられません。そういった声も町民の中からまだ具体的に挙がってきたというのは私どもとしてはまだ把握していないわけですけども、時代的ないろんな流れもございますので、一度、管内または道内、どういう状況なのかというようなことは調査をして、検討はしてみたいというふうに思えます。

○委員長（坂本 偉） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 1点目のお知らせの関係ですけども、月2回を1回にしたということで、今、参

事の説明を聞くと、月の初めのやつのお知らせに載せたことを、さらに15日のやつに載せているから必要ないのだというふうに聞こえたのですけども、100%そうではないですよ。100%同じものだったら1回でいいわけですから。やっぱり、前半と後半とやっぱり中身違って、リアルタイムにいろんなお知らせしなければならないことを、行事だとか、そういったことを載せてきているのですよね。実際そうでしょ。

この間もちょっとあったのですけど、私も公区の役員をしているのですけども、見るともう何日後かのやつを載ってくるのですよね。末端まで私、回覧板で回すのですけども、その班によって、あるいは公区によってまちまちでしょうけども、なかなかスムーズに1日から2日で最後までまわるということにはなかなか得ないのですよね。極端な話をすると、行事が終わってしまった後にそのお知らせを見るということも、常時あるとは言いませんけどもかなりあるのだろうというふうに思うのです。

ですから、そういった意味で非常に、事務事業の見直しということで悪いことではないのですけども、やはりそこにそういった町民に対する、そういったお知らせを周知するというところに齟齬が例えばあるとすれば、私は齟齬といたらいいのか、ちょっと支障があるのではないかなと思うのですけども、これは1回決めてやったからそれでいくということではなくて、もう1回よく調査をして、本当に町が町民にお知らせをしようといったことが適時にお知らせが末端まで届いているようなことになっているのかどうか、私は調査すべきだと思うのですね。そしてその結果、弾力的に対応しなければならぬのであれば、また考えることも私は大事だというふうに思うのですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 企画室長。

○企画室長（金子隆司） 話が戻るような気もいたしますけども、1本化の経過の件につきましては、行革云々ということもありますけれども、それ以前に公区長さんからの多くの要望として出されたという経過がございます。

ただ、先般の公区長会議におきましても、今、千葉委員がご指摘ありましたように時間的な無理があるなというご意見もありました。そのときにお話し申し上げましたのは、秋の公区長会議、近々予定しておりますけれども、その中でもご審議をいただきましょうと。何が何でもというのではなくて、私どもとしては今しばらく様子を見たいということをお話ししました。

ですが、秋の公区長会議には弾力的な考え方、何が何でもという考え方は持っておりませんので、意見を聞きながら進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（坂本 偉） よろしいですか。

ほかに質疑をお願いします。

質疑の途中でございますけど、この際、13時まで休憩をいたします。

(11:58 休憩)

(12:58 再開)

○委員長（坂本 偉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 2点お尋ねをいたします。

1点目は151ページ、1目の戸籍住民登録にかかわりまして、13の委託、そして14の使用料及び賃借料でありますけれども、この平成14年度で初めて住基ネットの事業が導入されました。第1期につきましては、これはオンライン化するという第1次事業が平成14年度で開始されまして、本格始動は今期でありますけれども、この住基ネットシステムの安全性の問題ではずっと指摘をさせていただいてきたところです。この委託料や、あるいは使用料のところを見ますと、まず、6の住基ネットシ

システム導入、これは委託で事業をやっていますね。それから保守点検も委託ですね。それから使用料のところの借り上げ、いずれも業者に委託をして事業を進めているということではありますが、どこにどんなふうに委託をして、そしてこの管理を進め、安全上のことについてもどのように図ってやっていられるかということが一つであります。

それから、この事業、本格的始動は今年度なのですが、実際には住民の関心が非常に薄くて、利用というのが非常に低いのだというような報道がされておりました。現実には幕別では、本格始動に至ってから何人の方がこれを利用しているのか。そのことも伺います。利用とそれからカードの発行ですね、これがどれだけ発行されたのか伺います。

それからもう一つ、戻りますけれども、122 ページの近隣センター管理、あるいは 130 の支所であるとか、さらにコミセンとかにかかわっての使用料にかかわりましてお尋ねをいたしますけれども、町のこういった会館、一般に開放いたしまして使用をいただいているところですが、先ほどにもちょっと関連はしてくるのですけれども、それぞれの設置条例に基づきまして料金を招集されております。

それで、基本的には多くの人に開放するというので、町内の方が会費を取らないと言いますか、あるいは営利を目的としないと言いますか、そういう場合の使用に限っては無料開放ということでそれぞれの施設が基本的には利用されてきたかと思いますが、ここで、利用者から直接言われてきたことなのですから、町内の団体使用などの場合には、構成メンバーが全員町内というふうに限らず町外の人も含んだ場合が多々あると、そういう場合に料金のかかるところとかからないところ、その町内の施設、同じ町内なのだけれども、その施設によって違うというのは矛盾するのではないかなというような指摘もありました。

そこで、これらについてどんなふうに対応されているのか。まずここを伺います。

○委員長（坂本 偉） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） はじめに住基ネットシステムの関係でございますけれども、これにつきましては保守点検の委託と、借り上げ等もございますけれども、ネットワークの導入の委託、これにつきましては帯広のアートシステムに発注して委託しております。これにつきましては基本システムの導入関係のテスト等ございまして、また、機械等の障害が発生しないかなどについての点検をしているところでございます。

また、今年の 10 月 10 日から二日間、地方自治情報センターにおきまして、ペネトレーションテストと、模擬テストを、これは他から侵入できるかどうかということでテストしておりますけれども、これらについてはほとんど侵入できないという結果が出ております。

また、カード利用でございますけれども、8 月 25 日から稼働いたしまして、今のところ 10 件、10 名の方がカードを申請して交付しております。

また、広域交付につきましては、今のところ 2 件という状態でございます。私のほうからは以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 1 節の使用料の関係でございますけれども、確かに使用料をいただく施設としましては社会教育施設、それから一般のコミュニティ施設、いろいろ町内にございます。確かに団体使用などで申込みいただいた場合に、代表者が町民であって構成メンバーのほとんどが町外の人間であるというような団体の申込みもあるのは実態であります。

そういったようなこともありまして、私たちの方としては、明らかにこれが町外の人間がほとんどであるというふうに判断される場合については、これは町外という判断をして使用料をいただくというようなことで対応している部分も、これは確かにございます。

この辺の尺度が、そしたら 10 人いて三人だったらとらないで、二人だったらとるのかとか、その辺のことについては、その施設その施設で、私たちもすべて管理について目が行き届いているわけではございません。

それで、今、私たちの方では減免規定の見直しということに向けて、庁舎内で検討委員会を立ち上

げて進めていこうという考え方もあります。これは無料にするしなは減免規定の部分もありますので、そういった形の中で実態なども十分把握して、施設間によって不公平の生じないように、今後検討を重ねていきたいというふうに思っております。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 私、このことについては東コミセンの利用者の方から言われたことだったのでよね。スポーツ関係の団体の方のようでも町内の方がほとんどなのだけれども、たまたま町外の方が混ざっていて、スポーツセンターを利用したときには無料で利用させてもらったのだけれども、それが東コミセンの利用の場合には有料になったと。理由をお尋ねすると、そういうふうに町外の方が入っているからだ。

確か昨年でしたか、全員の名簿を書いていただくようにして、これが試行的に、そういうこともあって、試行的にやってみて検討をして、そして結論を出すのだというようなことも、予算だったか決算のときに説明があったのではないかと思うのです。それで、やっぱりこれ既にもう1年くらい経過いたしまして、きちっとそういう調査なども試験的にやられた訳ですから、期限を決めて、やっぱりその調査の結果を生かして、早く整理をするということが大事ではないかと思うのですよね。

やっぱり今は料金のことでありますが、公共施設の共通性といいますか、運営費の在り方の問題、先ほどは分煙のことも出ていましたけれども、きちっと統一されたものが町としての基本的な統一されたものを持つべきだと思うのです。私はやはり、先ほどお答えにありましたように、それがほとんど町外だということであれば、これは町民のための提供施設が第1ですから、いた仕方がないかなというふうには思うのですが、一人二人混ざっていてそのことで有料になるというのであれば、これはかえって公共施設の有効利用に反していくことであるし、そういうことのためだけに申請を書かせていくということについても、何ていうか、狭いって感じがするのですよね。だから、広く有効利用していただくということをお大前提にしながら、やっぱり早く結論を出して、そして活用していただく。共通の利用方法で活用していただくということが大事ではないかと思えます。どうでしょうか。早く結論を出すということではどうですか。

それと住基ネットシステムで、アートシステムという、これどこに会社があるのかちょっとわからない、どこなのでしょう。それで、そこに導入も委託をしたし、点検もしてもらおうと。機械の借り上げも同じところなのですか。そしてここでハッカーの侵入といいますか、不正が働かないような検査もこの会社がやられるのですか。どうなのでしょう。

それと、町民が、確かカードの発行は臨時会で予算提出されたときには2%でしたか。目標を持ってやられるという、そういうことでありましたね。それらは何を基準に目標を立てられてやったのか。私は、これは使う使わないは住民ですから、10人程度だったのだということで、幕別に限らず全十勝的、全道的に関心が低くて使われていないということではありますが、結構これから多額の投資されていくのですよね。こういう、今回平成14年度で予算計上されて決算になりましたけれども、この住基ネットにかかわってはずっと事業継続しますからこれからもどんどん予算は投入されていきますよね。それで、やっぱり10人程度の利用だということであれば、政策的にはこれは幕別町が考えてやったことではないのですけれども、やっぱり必要性から考えてどうだったのかというふうに思いまして、その辺の考え方も聞いておきたいと思えます。

また、これが将来的にはいろんな住民台帳だけにかかわらず、多方面の利用も考えていられるようですが、そのことも既に検討されているのかどうか。そのこともお尋ねします。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） まず、使用料の部分の見直しを早急にとということでございますので、私たちも早急に手をつけていきたいと考えております。

○委員長（坂本 偉） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） まず初めに、アートシステムという会社でございますけれども、これは帯広にございます。それでこの業者につきましては住基ネットに関係する国の指定業者というふうになって

ございますので、問題はないと考えております。そしてまた、この業者につきましては、不正侵入とか、そういうしないようなシステムと申しますか、機械等もセットしているところでございます。

それと、カードが2%で500枚ということで予算を措置させていただきましたけれども、これにつきましては総務省の方で、町村等でも想定できないという中で、2%から2.5%を見込んでいけばいいのではないかとというような指導もございまして、本町といたしましては2%を見込んだというようなことでございます。

確かに利用は10件と少ないでございますけれども、今のところ住民の方はさほど住民票の取得と申しますか、それらを必要としていないという部分があるのかなと思います。これから認証ということで機械が入ってきます、それに基づきましてコンピューターで各国・道の申請ができるということもなってきますので、このカードがちょっと見込まれてくるのかなと思っておりますが、いずれにしても、これからは町といたしましてこのカード利用方法につきましても検討していきたいと思っております。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 先日、長野県でこのネットワークシステムの侵入の研究をされていて、侵入が可能だという報告があったことが報道されておりました。こういうシステムですから、幕別町が全部管理と申しますか、責任は幕別ですけれども、専門業者がこういうふうにしてIT産業と申しますか、そういうところがやるわけですから、国の指定業者だから100%安全だということで押さえてしまった。それだけでは実際に危ないという例も、研究結果も出ているわけですから、細心の注意を払いながら、町長はこの件に関して、もし問題が生じたときにはつなぐことをやめるのだと、断ち切るのだということも言っておられますので、そういう慎重な対応はこれからも必要だと思うのですよね。

それと、今、最後の方よく聞き取れなかったのですけれども、現時点では非常に、余り実際に利用しようと思ってもそんなに必要性のないものなのですよ。10件の2件ということでありますから。その程度なのですよ。そうすると、こういうところに、例えば平成14年度だけでも約四百数十万、五百万からの予算が使われていくわけですから。そしてこれからもまたずっとカード発行一つにとっても、かなり持ち出しも含めてされていくわけですから、こういう事業そのものが国で決めてきたからそのままやっていくという、そういうことにやっぱり無理があるのではないかなというふうに思うのですよね。ですから、安全性には今後もさらにきちっと、ただ国の指定だからいいというのではなくて、注意を払っていくことと合わせて、やっぱり生きたお金の使い方にしていくっていう意味では、政策的な検証をいつもする必要があると思っておりますがどうでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今日の朝日新聞に、他の設備に侵入は不可能ですというようなことの記事が載っていたのも、今日ちょっと朝日新聞で見ましたけれども、国もこういうことについては大変神経質になって、当然そういうことの安全性、これは十分指導もいただいておりますし、町としても十分、我々の能力としてはなかなか到達できないものもありますけれども、そういう能力をいろんな形で協力をいただきながら安全に運営していきたい。

ただ、今、おっしゃいますように投資的経費が当初高いのではないですかと、確かにそうだと思います。ただ、将来にわたるIT国家という一つの国の考え方もございます。こういうことの一つのステップとしては、当初の初期投資ということもやっぱりあるのではないのかなと。そういうことも考えながら、ただ、何でもかんでも国がやるから迎合するような形でいいとは私も思っておりません。十分慎重にいろんな面でも対応してまいりたいというふうに思います。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 135ページの交通防災費、15目なのですがけれども、1節の報酬のところでお伺いをしたいのでありますけれども、交通安全指導員が27名ということで出ておりました。資料の方にも交通安全対策の方で十分努力をしたと報告をされております。

特に、子どもたちの登下校の問題でありますけれども、学校の。通学路の徹底だとか、一生懸命やってくださっておりますし、指導員の方々も毎朝見ておりましたら一生懸命してくださったりして、安心して子どもたちが通っている様子があるのでありますけれども、この27名というところで、それが、今、町として適切な人数であるのか、そして全体含めてその交通安全に対する評価についてどのようにお考えをされているのか。

また、札幌の方では国道を渡って通学をする中学生もたくさん増えておまして、その辺のことも住民の方が心配をしておまして、その辺のことも含めて、その評価につきましてお伺いをしたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 交通指導員の関係でございますけれども、27名ということで、主に小学校の児童を対象にいたしまして指導員を張り付けております。これにつきましては各学校と相談いたしまして、通学路のところに指導員が、午前1時間、午後1時間というような状況の中で配置しております。

これは、信号のあるところとないところと、いろんな状況もございますけれども、その中で事故等もないように指導しているところでございます。

昨年でしたか、38号線で横断歩道中に中学生がはねられたというような事故もございますけれども、これらについてはやはり指導員がいてもなかなか難しい面もございますけれども、交通事故のないように指導員共々頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 芳滝委員。

○15番（芳滝 仁） 27人ということが、今、適切に動いてくれているとは思っておりますけれども、札幌の方の国道を渡る通学路があって、指導員がついていないところもあるわけでありまして、これからの問題といたしまして、その指導員の人数につきましてお考えをいただけることができるのかどうかと、そういう方向でお考えなさっていらっしゃるかどうかと、そのようなことも少しお聞かせいただきたいと思うわけでございます。

○委員長（坂本 偉） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 指導員の配置につきましては、大まかに小学校につきまして6、7名の指導員を配置しているところでございます。その中で主に対象といいますか、それについては小学生1、2年生を対象として配置しているところでございます。ですから通学路の中でも、1、2年生がいないところにつきましては配置していないというのが現状でございます。ですけれども、場所によっては危険な箇所等があれば学校とも協議いたして検討してまいりたいと思っております。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

前川雅志委員。

○10番（前川雅志） 117ページ、2目広報公聴費12節役務費の4のパソコン通信料というところなのですが、これホームページ開設に伴う掛かった経費かなと思っておりますが、その内訳について教えていただきたいということと、ホームページの内容なのですが、よくほかの町村なんかと様々比較されることが多いかと思うのですが、町民が今どのように評価されているかにつきましても、わかる範囲で教えていただきたいと思っております。

それと、アクセス数、書き込み数などがそれぞれ件数がでているわけでありまして、さらに利用数を伸ばすために何か方法はお考えでしょうか、お聞かせください。

○委員長（坂本 偉） 暫時休憩いたします。

(13:22 休憩)

(13:23 再開)

○委員長（坂本 偉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画室副主幹（妹尾 真） 費用のところ、ご質疑ございましたが、ホームページを開設するときに掛かる費用といたしまして、帯広にある会社にホームページの領域を借りるという経費で、月額1万円ということで契約してございまして、その経費がパソコン通信料でございます。

その経費の中でホームページを借りると。個人が借りる部分と比べると若干高いかもしれませんが、容量が多いとか、そういうようなことでございまして、その中で計上しております。

それから、アクセスの部分についてでございますけれども、当初は月 1,000 件程度でございましたが、年度末で 1 万 8,000 程度、それから今年に至りましては月 3,000 件ほどアクセスがある月もございまして、段々町民の方の認知も増えてきているというような状況でございます。

それから書き込みということで掲示板を設けてございますが、その掲示板についてどのような状況かということでございますが、これも 1 年以上経過している中で二百数十件、回答もございますので行き帰りでございますけれども、それぞれの方に意見を頂いたものに対して、内規を設ける中で、できるだけ早く、3 日以内ということで考えているところではございますけれども、各現課に回答の作成を依頼して、それを広報公聴担当の企画室の方で回答を書き込むということでやってございます。

最後に増やす方向でどのようなことを考えているかということで、ご意見いただいているところでございますけれども、ただ今の体制といたしましては、ホームページを作っているのは企画室の職員が各課から集まった情報なりとかを使いまして、必要な情報を作っている状況でございますが、これから先の補助事業等の中で出てくる中身ではございますが、直接現課の職員が自分たちの目線で各課の内容の資料を作って町民に直接出して行って、回答等も直接するというような体制を作るのが望ましいということで、計画に基づきまして、3 カ年計画の中で持っているわけでございますが、地域イントラネット事業等の事業の中で、そういう体制を作って、各課の職員が町民の皆さんに直接情報を発信できる体制を作って行って、さらにアクセス数が増えるような体制を求めべく計画しているところでございます。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） よろしいですか。

前川雅志委員。

○10 番（前川雅志） 先ほどお聞きしたところのホームページの内容ですが、町民からはどのような評価をいただいているかということと、細かい話は現課の職員が作っていくということで、これから進めてまいるといことですので触れないでいきたいと思っておりますが、どのような評価をいただいているのか、わかる範囲でお教えてください。

○委員長（坂本 偉） 企画室副主幹。

○企画室副主幹（妹尾 真） 評価の部分についてでございますけれども、掲示板の書き込みの中に表れてくる部分だと思うのですが、細かい内容を素早く出していただけるようになっていただいているというようなことで、好意的な評価もございます。

逆に、まだまだ職員のみで作っている部分もあるものですから、デザイン上でまとまりきれていない部分もあるのではないかと厳しい意見もあるのは正直なところでございますので、これからはより良い、見やすいものを目指していきたいというふうに考えているところです。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

伊東委員。

○18 番（伊東昭雄） ページ 118 ページの 5 目の一般財産管理費について希望を申し上げたいと思います。

庁舎内に洋式のトイレがないわけです。それでお年寄りはもちろんですけども、若い人でも、腰の痛い人、あるいは足の痛い人が非常に不便を感じているということでございます。それで 15 年度の予算を見てもそうした改善をするというようなことが載っておりませんので、この機会に、ぜひとも新年度にそうした改善する方法を考えることができないものか。

私は全改装とは申し上げませんが、せめて 1 階の男性一つ、女性一つ、お金も掛かることでしょうけれども、そうした今の時代に即した対応をしていくべきではないかと思うのですが、その考え方をお聞きいたしたいと思っております。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 庁舎等につきましてはトイレの洋式化ということでございます。

今、新しくできてくる施設等につきましては、洋式トイレというのが導入されておりまして、今、古い建物になりますと洋式化されていないと。確かに私たちの生活様式が洋式化されてきていまして、家庭では洋式トイレが普及しているという、そういった実態なども受けまして、私たちも内部の方では既に検討はしております。

ただ、1か所当たり、庁舎でいきますと、男子トイレに1か所設けることにつきましては、大体400万円から500万円。これが改造に掛かる費用の積算が出てきております。

これが高いのか安いのか、いろいろ論議がありますけれども、財政的な厳しさもあるものですから、そういったことも踏まえながら検討を重ねていきたいというふうに思っております。

○委員長（坂本 偉） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 今、私も先にお金の掛かることだと前置きしたのですけれども、確かに400万、500万円という金額は大変だと思いますけれども、私、厚生病院に行って狭いところをどうしてできるかと思ったら、戸でもスーッと改善できる方法がいろいろあるのですね。それから便器についても、今、和式でやれるところは、大概は洋式に改善できるということで、私は400万円と聞いたらびっくりしたのですけれども、やはりもしそれだけの金額が掛かるとしても、安くできる方法があれば幸いなのですけれども、たとえ掛かってもやはり庁舎にないということが、私は非常に皆さんに不自由をかけているのではないかと思いますので、是非その検討をして、新年度に向けて予算化していただきたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） ただ今申し上げました400万、500万円というのは、身障者対応を含めた形での改造ということでの費用ですので、ただ単に洋式化にするということであれば、大体100万円もあればできるのだろうというふうには思っておりますので、ちょっとその辺だけ言葉が足りなかったのですけれども、説明を加えさせていただきたいと思います。

また、庁舎内には地下に1カ所洋式トイレを用意しておりまして、それを例えば足を怪我したとか、そういったときには、職員は利用していただくような形をとっております。

また、町民の方もそういったものが必要な場合は、地下をご利用いただくというようなことで対応しておりますけれども、今後につきましては、またさらに検討は加えていきたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 私、申し上げたのは一般利用する人であって、地下に確かにあります。あれは車いすですか、あれがエレベーターに乗って下まで行くということですね。だからあえて、それが一つあるのであれば、車いすの人についてはそちらの方に利用してくださいという指導をして、一般の人についてはいちいち地下まで行ってするのではなくて、やはりわずかな金額、何百万でなくて、それなりの金額でできるものであれば、新年度へ向けて、やるのかやらないのかはここでは結論が出ないでしょうけれども、やる方向で進めていただきたいと思います。

答弁はいりませんので。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 121ページの12節役務費で、細節22番建物災害保険料。それと125ページの12番、近隣センター管理費の中での12節役務費22番の建物災害保険料。

過日、地震災害、大変大きなもので、役場庁舎を含めて大なり小なり被害が出たところであります。

この災害保険の中では、恐らく災害の種類の中では、火災・風災・雹災・水災などあるかと思うのですが、この保険料の中に地震等の被害に対する保険料は含まれているのか説明いただきたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） この建物災害保険料の中には、地震災害についての保険料は含まさっておりません。

○委員長（坂本 偉） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） そうすると、年々財政状況が厳しくなる中で、災害復旧に予算の中から捻出をしてその災害復旧に充てていくということを考えますと、また将来、耐震設計もしくは耐震調査のところの費用負担も大変大きなものになることから、この年々の地震災害に対しての保険料も考えていくと、万一のときに対しての保険料なのですが、町民の負担に対して何らかの考慮ができるのではないかと思うのですが、ちょっと説明をいただきたいと思います。その検討するかどうか説明いただきたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） ただ今、私どもが入っています公共施設につきます建物災害保険料、災害保険につきましては町村会の方の保険に入っているわけですが、地震災害と申しましてもいろいろありまして、地震で例えば火災を誘発したとか、そういった場合の対応だとか、いろいろと細かく分かれていますように聞いております。

ただ、町村会の入っている地震保険の中には見舞金程度のものしか含まさっていないということで、建物が例えば倒壊したといった場合に、それが全額補償になるような制度上にはまだなっていないというふうに押さえております。

今後につきまして、町村会以外の保険、そういったものでどういったものがあるのか、そういったものを検討していきたいと思いますが、現状ではそのような状況になっております。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

2款総務費につきましてはほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

石原民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 民生費のご説明をさせていただきます。

160 ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額 11 億 165 万 2,000 円に対しまして、支出済額は 8 億 9,316 万 636 円であります。翌年度繰越額は 1 億 8,837 万円であります。これはふれあい交流館の建設事業費の平成 15 年度繰越明許分であります。

1 目社会福祉総務費、民生児童委員 52 名、障害者福祉計画策定委員会等の報酬のほか、社会福祉協議会及び授産施設ひまわりの家の運営費や、身体障害者保護措置費と国保会計繰出金が主なものであります。

11 節は戦没者追悼式場の記念品等に要した費用であり、当日、参加者は 109 名でありました。

13 節は身体障害者にかかわりますホームヘルプ・短期入所・デイサービス事業委託に要した費用であります。

162 ページをお開きください。

19 節、細節 5 は、社会福祉協議会の運営費及び福祉団体に支援したものであります。細節 6 は授産施設ひまわりの家の運営費を補助したもので、同施設は 20 代から 60 代までの 14 名の方が通所され、当該施設の運営に当たっては、多くのボランティアの皆さんが参加されております。

20 節、重度身体障害者日常生活用扶助、身体障害者保護措置費及び人工透析患者通院費扶助に要した費用であります。

164 ページであります。

28 節は、国保会計の保険基盤安定及び職員給与分にかかわる繰出金であります。

2 目福祉医療費は、重度心身障害者及び母子家庭等の方々に対する医療扶助及びその事務にかかわる費用を支出したものであります。平成 14 年度末の対象者は、重度心身障害者が 429 名、母子家庭等が 495 名であります。

20 節扶助費は対象者の診療費にかかわるもので、細節 1、重度心身障害者医療費扶助につきましては、前年度比 2.7%の減であります。細節 2、母子家庭等医療扶助につきましては、前年比 29%と大きく増加しましたが、これは入院診療に要する医療費の増であります。

3 目社会福祉施設費は、千住生活館の管理運営に要したもので、週 3 回の入浴サービスや料理教室などに使われております。

166 ページをお開きください。

4 目、国民年金事務費は、国民年金事務に要した費用であります。

5 目、老人福祉費は、高齢者の方々の福祉全般に要する経費を計上したものであります。ちなみに本町におけます平成 15 年 3 月末の高齢者は 5,038 名で、高齢化率にいたしますと 19.82%となります。前年比で 0.74%の増となっております。

168 ページであります。

8 節米寿記念品、敬老祝金、人生学博士等の記念品に要した費用であります。

人生学博士の今現在の登録者数は 101 名になります。

170 ページであります。

13 節委託料は、外出支援サービス、生きがい活動支援通所事業、さらには高齢者訪問給食サービス、高齢者在宅介護支援事業等に要した経費であります。

18 節、細節 1 は、緊急通報電話器を購入したものであります。購入台数は 10 台であります。

19 節、細節 3 は、老人クラブ連合会に活動費を補助したものであります。細節 6 は、特養に建設費を補助したものであります。細節 7 は、通所介護施設運営費を補助したものであります。次の細節 8 は、老人保健施設整備事業の補助であります。

172 ページであります。

20 節は、寝たきり老人等の状態にある方を介護された方に支給したもので、また、養護老人ホーム施設入所者の措置に要した費用であります。

28 節は、老人保健と介護保険特別会計に対し、医療給付費及び介護給付費等の町費負担分を繰り出したものであります。

6 目老人医療費は、北海道老人医療給付事業にかかわる 65 歳以上 70 歳未満の老人世帯に対する医療費扶助と、その事務にかかわる支出であります。平成 14 年度末の対象者は 37 名、前年は 36 名であります。医療費扶助は 8.9%の増となっております。

7 目老人福祉センター管理費は、同センターの管理運営に要した費用であります。月 2 回、4 路線に福祉バスを運行し、利用をされている状況にあります。平成 14 年は、2 万 6,445 名が利用されております。前年は、1 万 9,600 名。前年比では 34.9%の増であります。

174 ページであります。

8 目、保健福祉センター管理費は、同センターの管理運営に要した費用であります。

176 ページであります。

9 目、南幕別老人交流館管理費は、糠内コミセンに併設しました交流館の管理運営に要した費用であります。交流館の会館は原則として毎週月曜日と金曜日を利用していただいております。これは平成 12 年からは生きがい活動支援通所事業にも活用しているところでもあります。

178 ページをお開きください。

10 目、介護支援費は、在宅介護支援センター運営事業 3 か所の委託に要した費用であります。ちなみに支援センターの年間相談実績延人員は 1,660 件であります。

180 ページであります。

11 目、ふれあい交流館建設事業は、平成 15 年度繰越明許費として繰越事業を行うものであります。

2 項、児童福祉費、予算現額 3 億 4,967 万 7,000 円に対しまして、支出済額は 3 億 4,078 万 7,677 円であります。

182 ページであります。

1 目、児童福祉総務費は、児童福祉に要した費用であります。

13 節、委託料は、心身障害児の療養と帯広児童養育センターに委託したものであります。

20 節、細節 1、児童手当は、対象延べ人員は 1 万 4,069 名に給付したものであります。細節 4 は、身体障害児の療養通園費を補助したものであります。

184 ページであります。

2 目、児童医療費は、6 歳未満の乳幼児に対します医療費扶助とその事業に事業費を支出するものであります。平成 14 年度末の対象者数は 1,353 名であります。前年比 21 名の減であります。

20 節、扶助費は、対象者の診療にかかわるもので、扶助費は前年度比 10.6%減となっております。

3 目、常設保育所費は幕別 2 か所、札内 4 か所の保育所の管理運営に要した費用であります。この目では、調理委員の賃金及び給食賄い材料が主なものであります。平成 14 年の 4 月 1 日現在の措置の児童数は、定数 480 名のところ 453 名が現在措置として入所しております。

188 ページであります。

15 節は、青葉保育所駐車場造成、それと南保育所フェンス改修を行ったものであります。

18 節は、保育遊具を購入したものであります。

4 目、へき地保育所費は、町内 7 か所の管理運営に要した費用であります。この目では 14 名の保育士の賃金と給食材料費等に要したものが主な費用であります。なお、平成 14 年 4 月当初の通所児童数は 63 名であります。

190 ページをお開きください。

5 目、肢体不自由児通園訓練施設費は、十勝愛育園の管理運営に要した経費であります。この目では、嘱託医師の報酬及び費用弁償に要した経費が主なものであります。なお、実通園者は 33 名であります。

194 ページをお開きください。

6 目、幼児ことばの教室費は、この運営に要した費用であります。この中では、最近の子どもが自閉的な傾向の子どもが比較的多く見られるというような状況であります。14 年度の通所者数は 51 名であります。延べで 2,200 名が来ております。

196 ページであります。

7 目、児童館費は、札内南、札内北、幕別南児童館 3 館の管理運営に要した費用であります。ちなみに利用者は月平均 1,786 名であります。

8 目、子育て支援センターは 13 年の 10 月から開設しております。ちなみの同センターに通所した方は 3,079 名であります。平成 14 年度に新たな事業としては、ニコニコの日、これは対象者は 1 歳から就学前までの親子、それから参考といたしまして、平成 15 年は、パパと遊ぼう、お父さんと遊ぼうというようなことを計画し、今実施しているところでございます。

198 ページであります。

3 項、災害救助費は、予算現額 17 万円で災害見舞金に要した費用であります。これは住宅の全焼、それから水害による件数が 4 件で都合 17 万円が支出されております。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

杉山委員。

○11 番（杉山晴夫） 169 ページ、5 目老人福祉費の 8 節、報償費の中の細節 5、人生学博士記念品。部長の説明では現在 101 名というお話でございました。これは 14 年度に新たに選任したのものに対しての記念品だと思いますが、何名選任をされたのか、さらにこの 101 名の人生学博士の活動実態についてわかれば、ご説明をいただきたいと思っております。

○委員長（坂本 偉） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 人生学博士の認定の関係でございますけれども、平成 15 年 2

月、すなわち平成14年度に12名の方を認定させていただきました。それで、14年度の活動実績についてでございますけれども、その中で体調を崩されたり、あるいは転出されたりという方もいらっしゃいますので、活動された人数といたしましては28人でございますが、1回から10回までが15人、20回未満が7人、20回を超える方が8人という状況になってございます。以上でございます。

○委員長(坂本 偉) 伊東委員。

○18番(伊東昭雄) 同じく、人生学博士の選考委員はどのような方で選考委員を選んでいるのか。どのような組織になっているのかお伺いしたいと思います。

○委員長(坂本 偉) 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長(佐藤昌親) 人生学博士の選考につきましては、社会福祉協議会会長さん、あるいはボランティアの団体連絡協議会、あるいは老人クラブの連合会の役員の方々で構成された中で選考しております。以上でございます。

○委員長(坂本 偉) 伊東議員。

○18番(伊東昭雄) それは、他薦、あるいは自薦でも良いということ聞いておりますが、直接そういうところに来た人を、今言われた人で適当か適当でないかということ協議して行うという、決定するということですか。

○委員長(坂本) 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長(佐藤昌親) おおせの通り、自薦、他薦を問わず挙げていただきまして、その中で選考しております。

○委員長(坂本 偉) 伊東議員。

○18番(伊東昭雄) 私は、それが駄目だということではないのですけれども、やはり今までの中で、各公区内に今度はこういう人がなっているのだよとか、こういう人がなっていると聞いたときに、必ずしも値のある表彰というか、その人が、全部ではないですよ。あったときに、非常に公区内がぎすぎすするという声が聞くのです。ということは、やはり私は前にも申し上げましたけれども、大事な町民のことについては、やはり行政と町民の掛け橋となる公区長が、仕事は大変でしょうけれども、公区長を通じて選考をしてきたものを選ぶということであれば、その公区内ではそういう話が出ないと思うのですよ。

今、申し上げましたように、全く公区長も知らない、公区員も知らない中でなったときに、そういう誰から見ても適当でない人が、あったからそういう意見もでるのですけどね、その辺はどうなのでしょう。私は公区長の推薦を受けたものをさらにそこで人選するというのが良いのではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○委員長(坂本 偉) 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長(佐藤昌親) 人生学博士の認定に当たりましては、私どもあくまでも高齢者の方の豊かな知識、あるいは技能を生かしていただく、一面では生きがいづくりという観点から進めてきておりますので、現在そのようなことで取り組ませていただいております。

また、これらが地域の中で有効に活用いただけるよう、広報誌を通じて周知しているところはご存じのことと思います。

○委員長(坂本 偉) 伊東議員。

○18番(伊東昭雄) 今の説明で高齢者を中心ということは私もそれについてはその通りだと思います。

けれども、高齢者の方からそういう意見を聞くということもわかりますけれども、その高齢者であってもその公区の一員なのですよね。そのときに、全く公区長もその地域の役員も知らない中でできあがるということは、非常に問題が発生したときに吹き上がってくるのではないかと思うので、私は改めて公区長を通した中で、相談した中で挙がってくるというのが一番いいのではないかなと思うのですけども、その辺もう1回ひとつ答弁願います。

○委員長(坂本 偉) 民生部長。

○民生部長(石原尉敬) これは歴史があって、いろんな経過をある中で選んでいるような状況になり

ます。これもあえて行政が直接介入して選ぶという手法でなく、お年寄り方、それなりの組織の方々
がいろんな過去の経験・知識いろんなつながりの中からも、そういうものを持ちながら選んでいく過
程が大事だろうなど。ですから今までの選んだ経過もそれなりに熟知・承知しながら選んでいくよ
うな過程がなければ、この制度は非常に難しいものだと思います。これは試験を受けて、例えば博士
になりますよとか、そういう仕組みのものでありませんで、お年寄りがある意味で生きがいを持って自
分の知識を後世に残す、つないでいく、こういう楽しみも一つのことであって、そういう方が例えば
技術的に未熟な方もいても、この人は後世に伝える能力がある方だと言え、そういう方も選んでい
るような経緯もあります。

ですから、そういう知識だとか後世につながるような仕組みができてくるものだと思います。公区
長さん、必ずしも時によっては1年、2年で交代もされます。そうするとなかなかそういう考え方の
流れの中で、公区長さん皆さん集まって、例えばそこで選考会をしましょうかと、こういう話にもな
かなかないでしょうから、今やっている形が前の選ばれる過程、今後の過程、そういうことで今
はこういう形で進めていきたいというふうには思っております。

○委員長（坂本 偉） 伊東議員。

○18番（伊東昭雄） 私は決して、今部長の言ったことについてはその通りだと認識しております。た
だ、例えばそういう特技のある方は、知らずのうちにその公区内は把握していると思うのですよ。そ
んな簡単にちょっと話が出たついでにあの人がどうだなんていうことにはならないと思うのですよ。
けれども、やっぱり出てきた人について、値のないと言ったらちょっと語弊ですけども、あの方が博
士ならという方が出ていることが現実なものですから、そういうことのないような選考をやっていた
きたいと、こういうふうに思います。

答弁はいりません。

○委員長（坂本 偉） お諮りします。

質疑をご予定の方はおりますか。

それでは質疑の途中ではございますが、この際、14時15分まで休憩をいたします。

（13：57 休憩）

（14：15 再開）

○委員長（坂本偉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

野原委員。

○3番（野原恵子） 172ページ、7目老人福祉センター管理費の中で質問をさせていただきます。

先ほどの説明の中では、老人福祉センターの利用者が、時間が延びたこともあるかと思うのですが、
増えているということでありました。こういう中では、札内にその施設があるのですが、札内の利用
者と幕別の利用者、その人数を把握しておりましたらお知らせ願いたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 札内・幕別の地域別の利用状況については把握してございませ
ん。

○委員長（坂本 偉） 野原委員。

○3番（野原恵子） 高齢者が利用するこういう入浴施設といいますと、札内には無料の施設がありま
して、糠内にも無料の施設がありまして、幕別本町の方にはそういう施設がないのですよね。それで、
今まで公衆浴場として有料の施設を利用している高齢者の方が、公衆浴場というか、そういう温泉で
すか、お風呂に入ると同時に、ふれあいの場でもありまして、大変公衆浴場というか、喜
ばれているところなのですが、幕別本町の方にはそういう施設がないということで、これから施設を
建てるということは経費の面からも大変だということで、今ある施設のこの高齢者に対する入湯料で
すか、軽減できないでしょうかという要望もあるのですよね。

これは平成14年度の決算なのですけど、平成15年に一つあった公衆浴場が廃止になりました。幕

別本町には一つあるのですが、そこは今、今までよりも入湯料が高いものですから、そういうところの助成とか、そういうものを今後考えていくということではできないのかということなのですが、そういうところでは本当に利用されて高齢者の人たちが喜んでおりますし、それから日常生活を高齢者の立場に立って応援していくということでも、そういう助成ということではできないかどうか、1点お聞きしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 数年前に無料入浴制度をお年寄りの方と十分協議し議論を頂いた中で、無料入浴ということを廃止させていただいた経緯がございます。

その中で、今後また、減額とかそういう話がでていないかということでもありますけれども、今、老人福祉センターの方に、月2回福祉バスで各地域を回って乗っていただいて、そして札内の福祉センターにお運びすると。そして風呂に入ってもらって帰りにはお送りをしますというようなことで利用していただいております。

それと、札内の方でもそうですけど、幕別からも今かなりの方が車で、それ以外の日、自分の車で行かれている方も確かにあります。今、無料化、そしてらどこまで無料化にするのだといういろんな議論もあるのだらうなと思っておりますけれども、今そういうバスでお迎えしお送りするという形の中で、今はといたらあれですけども、我慢をしていただきなごらいろいろな福祉を利用されたらというふうには思っております。

○委員長（坂本 偉） 野原委員。

○3番（野原恵子） 今、町のバスですとか、それから自家用車で行って利用している。それは無料ということで利用されている。そこも十分承知の上なのですけれども、歩いていかれる方ですとか、気候ですとか暑い日ですとか、そういうときにやっぱり利用していくというのは近くにそういう施設があるのが1番高齢者にとっては利用しやすい状況ではあるというのが1点あるということと、無料ではなくても軽減してもらえないかという、そういう要望と両方ありまして、それと公衆浴場というところは高齢者の交流の場でもあるというところでは、やはり交流できるそういうところ楽しみにしているのですよね、そういう施設を利用するのを。そういうことで、この幕別本町に今ある施設を軽減する手立てはできないでしょうかという、そういう点ではいかがでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 交流の場として銭湯といいますか、今非常にお客さんが少ないという話も聞いておりまして、町としても今助成をしながら開いていただいているというのが現状であります。

そんな中でお年寄りが、例えば憩いの場とか、例えばふれあいの場、それを表に出されると私も大変つらいのですが、ただ、我々は例えばふれあい交流館だとか、いろんな政策面でいろんなことを今努力してお年寄りも楽しめる、いろんなことを行政的な面で努力している部分も理解をしていただきたいなというふうに思っております。

○委員長（坂本 偉） 野原委員。

○3番（野原恵子） 確かに説明も理解できないわけではないのですが、やはり近くにそういう施設があるということは、日常生活を守っていくということでは、これからもそういう施設を守っていくというのは大変必要なことだと思うのです。経営自体も大変、非常に苦しい中で経営されているということもお聞きしているのですが、町がそういう施策をとることで、利用が増えるという可能性も出てくるわけなのですね。経営もそうですし、それから町民にも喜ばれるという、そういうところでは、高齢者に対するそういう助成ということを進めていくことで、両方喜ばれる、そういう状況もつくりだせることができるのではないかとこのように私は思うのですが、そういう点、これから考えていくことはできないだろうかということでも再度お聞きしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 先ほど来、民生部長の方からご説明申し上げておりますとおりでありまして、現実にはいろんな経過があって今日の施策があるのだらうというふうに思います。ですから当時にさかの

ぼって、例えば入浴料の無料化、あるいは軽減というようなことが、今後話題として私ども考えていく考え方があるかというふうにお問いかけがあれば、当然そういうような形で高齢者の福祉は考えていかないという一つの考え方を示す中で無料化を中止した経過がございますので、他の施策として今申し上げたように、ふれあい交流館の建設等、地域でふれあいの場を提供する中で、高齢者の皆さん方にはそういう場をご利用いただくということでこれからも施策を進めていきたいというふうには考えております。

今おっしゃるとおり経営実態あるいは地域におけるそういうものの役割、それと今のいう軽減措置とはまた違う角度で考えていかなければならないものだというふうに考えております。

それから福祉センターの利用につきましても、それは地域間の格差ということ言えば札内地区でも同様でございます、高齢者が例えば札内の西町方面から行くときに、おっしゃるとおり幕別の地域と何ら実態としては変わってはいないのだろうと思います。3キロ、4キロあるところを徒歩で行けるのかというと、同じような利用実態にあるのだろうというふうに思いますので、確かに近くに施設があることは町民にとって利便性が高いことは十分承知いたしておりますけれども、今、野原委員もおっしゃるとおり、そういう施策をすべての施設についてやっていけるのかというと、決してもうそういうことにはならないだろうと。ですから、極力その足をどう確保していくのだという面で福祉バスの利用をお願いしているわけでございますので、それらのこともご理解をいただいて、何とか今の形の中で高齢者の方が利用できやすいような手法、ほかに私どもとしても十分検討はさせていただきますけれども、無料化、あるいは軽減化を図るということは現在考えておりません。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 171ページ、5目の13節の細節6でございますが、高齢者訪問給食サービス委託料、これは他町村に先駆けて幕別はこの事業を始めて非常に好評を得ておるようですし、特に高齢者にとっては健康管理と、さらにはスタッフ等を含めているような面で活用されているという面で好評を得ているわけですが、このことについて現在のところ238人の給食利用ですが、年々どれくらい増加しているのか、今後これは結構大きな金額になろうと思っておりますが、その財政の見通しと含めて、今後どういう方針でいかれるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 高齢者給食サービスの状況と言いましょか、今後の見込み等も含めてのご質問でございますけれども、14年度の実績といたしましては、提食した給食の数が4万91食という状況でございます。ちなみに13年度が4万1,858ということで、若干14年度減少している状況にはございます。とは申しましても、登録者で言いますと、先ほど部長の方からの説明の中にもありましたように、238人が14年度の登録者でございましたけれども、13年度は195人ということでありますので、登録は増えつつも総体の給食数が若干減っているということでございます。

まだ、そういう意味ではこの給食サービスが始まって、それほど長期間のデータというのはそれほどないわけですが、ただ、最近の中でやはり平均して割り返しますと、利用している人の実態を捉えていきますと、1日およそ1食を利用されているというような状況でございます。そのような中で、給食サービスを利用する方が増えるとその分若干ずつ増えていくのだろうというようなことで、急激に伸びていくという状況には、過去の状況から踏まえてもないのだろうというふうに押さえているところでございます。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） その利用者数がそう増えているということでもないということでございますけれども、恐らく高齢者がこれから年々増えていきます。利用者の話をいろいろ聞きますと、二人で一食をとって、それを分けて食べているのだという高齢者もおられますし、非常にこのことについては皆さん喜んでいただいております。

したがって、町としてもこのことは是非続けてほしいものだと思いますし、恐らくこれから多くの

人方がこういった問題について関心を持ち、さらに利用しようという方がでてくるのではないかというふうに私なりに予想しておりますが、1番大事なのは、現在で2,000万円ほどの補助をしておりますので、今後さらに増えるとすれば、大変だけれども頑張ってもらいたいものだなというふうに思っているわけですが、もう一度そこら辺の見通しについて、増えても続けてほしいというのは町民の願いだと思いますが、その辺の見通しについてわかればお願いしたいと。

○委員長（坂本 偉） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 私、当時この仕事の出発時点のとき携わったのですが、地域で生きることがどういうことか。我々地域で、在宅で生活が成り立つような援助をどう行政ができるのかという話が一番先に一つの課題としてありまして、それで、例えば冬買物に行くのが不自由、ガスを使うのもだんだん不自由になってくる、それを行政が例えば弁当で補うと、地域で、在宅で生活ができるということを何とか計画できないかという中で料金設定もしながら、それとそれぞれのお店屋さんへのこの事業に対する協力を求めてやってきています。今、四つの店の方に協力をいただいているわけです。

今、始まってから料金は上がってはいません。ですから、もう4年くらいになりますけども、料金改定を業者の方から頼まれたわけでもありませんし、言われておりません。けれどもいつまでもこういうわけにいかない時代がくるのではないかと考えています。それでもしそういう時代になると、これ以上町費の持ち出しができるのかという問題もあります。料金を上げる場合はそういうことも考えて負担を願うことになるのかなと。

今、補助事業の中で4分の1だけが町が持ち出しなのですね。4分の3が実は補助事業でやっているわけです。ですからこの制度もいつまでも続くのかという心配もないわけではございません。だから今の段階ではまだ4分の3は確保できるという中で、今後これ以上料金が、例えば大幅に業者が上げてほしいとかと言われたときには、いろんなご相談をしなければならぬ時期がくるのかなと。ただ、この事業の良さを今後どう生かしていくかということは、やっぱり工夫をこれからもしていかなければならないというふうに思っております。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 196ページの8目子育て支援センター費にかかわってお伺いをいたします。

幕別町は平成13年10月から現在約2か年にわたって、この子育て支援センターについて努力をされてきているところだろうと思います。

そこで、平成14年度におきまして、努力をされてきた施策の内容について確認をしたいと思しますのでご説明をお願いしたいと思います。

まず1点目につきまして、支援センターの方で、若いお母さんたちが中心になると思いますけれども、育児能力の向上、これが当然目的になってくると思いますけれども、まずこれらについての施策はどのような形で行われたか。まずこれが1点ですね。

それと、そのためにはどうしても相談窓口等の整備充実ということが必要になってきますけれども、始められて2か年ということですから、先進地事例から比べますとまだまだ不備な点があるのではないかと思いますけれども、その相談窓口の整備拡充についてはどのような施策を行われてきたか。

3点目につきましては、初めて子ども生まれる方が多い中で、子育てに対する情報というのが非常にマスコミを含めて氾濫しておりますから、どの情報が正しいかというのは非常にわかりづらいだろうという中で、その支援センターの中では的確な情報をどのように施策の一貫として提供してきているのか。大きくこの三つについて、もちろんこれやったことしか言えないでしょうから、これを含めた中でどのような形で行われたのか。できるだけわかりやすく説明をいただきたいと思っております。

○委員長（坂本 偉） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 子育て支援センターの関係でございますけれども、当初はなかなか好評ということでございまして、一遍にたくさんの方が集まってもなかなか収容できないという部分もございま

して、今やっている中身につきましては、1歳児を持つ親、また2歳児を持つ親、それと3歳から就学前までの親子ですけれども、それと乳幼児もやっておりますけれども、それを含めた中で曜日を決めて集まってきていただいて活動をしているところでございます。

なかなか始まってもう2年近くなりますけれども、中身的には難しい面もございまして、今のところは親子が集まった中での相談等を行っているのが現状になっております。今の親御さんにいたしまして育児がといたしますか、自分の子どもがどういう発達しているのかわらないような状態もございまして、同じような年齢の子どもを比較といたしますか、自分の子どもと他の子どもを比較する中でいろいろな自分の子どもが成長していつている、ちょっと遅れているとかそういうようなこともございまして、いろいろ集まった中でお話をした中で活動しているというようなことでございます。

あと、健康相談ということもやっております、これにつきましては保健師も来ていただいた中で相談をしております。

これらについては様々な相談もあるのだろうと思っております。

それとまた、電話相談、これも随時でございますけれども、何かあれば電話で相談を受けるというようなことをやっております。

それと、今子育ての中でいろいろ難しい、子育て支援だけでなく、保育所の中でもなかなか難しい面がありまして、子どもだけ見ていけば良いというものでもなくて、親も育てていかなければならないと、そういうような状況も出てきております。でありますけれども、その中でいろいろ来ている父兄とも相談しながら、今活動をしているところでございます。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 私ちょっと3点くらいについてお伺いしたのですが、今の状況がまだそこまでいっていないのだと思うのですね。

それで、丸2年迎えられたということになりますと、一つのセンターとしての決算項目ですから、当然ここについてはセンター機能を充実させるということが大きなテーマになってくると思うのです。

以前のお話の中にも二極化を踏まえての子育て支援というのは幕別町でどのようにやっていくかというのは、これから検討していかなければいけないという中で、恐らく今年あたりから重点施策というのがはっきりしていかなければ、やはり今お答えになったように、我々聞いてちょっとやっぱり抽象的に聞こえるのです。ですから、これとこれとこれをやっていくのだということがはっきり路線として出ていかないと、やはり子育て支援というのはどんどん遅れていくと思います。

幕別は決して進んでいる方ではないですから。ですから、そこで、今課長の方からも説明があった中で、子どもと親が当然いますから、両方のことを考えなければいけないと言うのですが、子育て支援の場合は、子どもを育てることの楽しさですとか、二人目、三人目を生むことの積極的なお母さんをどんどん明るく増やしていくことが1番の目的なの。ですからそのところがばけていけば、やはり子育て支援がいろんなところに追われて骨格をなさなくなってくると私は思うのです。ですからせっかく決算でこういうお話が出させていただいていますから、今後に向けて、このセンター機能をどういうふうな方向で持っていくのか、検討中という時期ではないと思うのですね、もう。2年やっているのですから。ですから、もうどちらかの方向にきちとした形で、センター機能でいくのか、じゃあ今の形の中であとは地域ボランティアも含めながらいくのか、ある程度ははっきりしていかないと、このままで幕別町の2万5,000から6,000の人口を抱える中で、子育て支援のセンターとしての機能を私は発揮していけないと思うのです。

その中で、今後に向けた、例えばこれ施設の中で対応する職員なのですが、今、保健師さんの話がでましたけれども、実際に対応されている方がどの程度の要請の能力を持たれて、これに当たっているのか。じゃあ今後どういう人材適用をしていくのかという問題もあると思うのですよ。ですからやはり3年目、4年目である程度基礎固めをして確立をしていかないと、子育て支援は絶対充実していけないはずですから、もうそろそろ具体的な方向性を考えられていると私は推定しているのです。

けども、今言ったように、親の育児能力の向上ですよ、まずね。それと相談窓口の整備、それと情報提供の一元化といいますか、そういうところについて、現段階ではじゃあ行政としてはどの程度まで施策の煮詰めをされているのでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今年で足掛け3年目ということであります。

当初、手探りの中でどういようなことができるのか、子育て支援というのはどういうことかと、まず基本的に子育て支援センターがすべて子どものこと、赤ちゃんのこと、いろんなことをすべてでなく、今までは保健師も含めて、保健師が主たるものとして今まではやって指導してきた。子育てという原点はね。その中でやってきております。その中で今先ほど課長から言いましたように、保健師と例えば保育士という形で協力を仕合いながら、ただ、保育所だとか幼稚園にも行かないそういう子を抱えている方が子どもと子どもを遊ばせる手法、例えば親と子のかかわり合い、例えばその場へ来たらよその親とお話ができる。例えば札内の地区でありますと、大変となりのうちのお付き合いというのが非常に薄いわけですね。ですから、そういう相談するとか、お母さん方がお友達になるとか、そういう場も必要な提供であろうということを踏まえて、まずはやってみましょうと。その中で今子育て支援センターの基本的にあります一時保育だとか、こういうことも拡大していこうということは視野に入れております。

それで、今なぜこんな話しますと、実は札内のさかえ保育所が、あの地区が今後宅地開発が進んでまいります。そうすると子どもの数も当然増えてくるのだらうという予測をしております。それと、かなりあそこが老朽化している時期に入っております。それで、建て替えのことも当然視野に入れていかなければなりません。そのときに、今の青葉保育所の1室では当然センターとしての能力としては非常に狭い、狭隘であります。それで、保育所の事業をやるときには、補助事業の採択を受けるためには、他の輻輳した事業を持たなければ補助対象の採択はならないという基本形が今あります。

ですから、例えば保育所を建てたいといっても、今言った子育て支援センターの併合するような形で設置を下さい。そういうことによって補助事業の採択が容易になるということも事実言われております。そんなことも踏まえて、今大きくいろんな計画を踏めないのも事実であります。今後、今言ったようなことで将来、余り先の将来ではないと思っていますけども、そういう建て替え事業が当然そのときにはそういうことも含めて二つの施設がやっぱり合体した中で多目的に使われることも考えることで、そのときには事業の拡大をかなりしていけるものだというふうには今考えております。若干の時間をいただきたいというふうなことも考えております。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 174ページの7目の14節の20番で、温泉のお湯の料金。これ、決算は32万7,000何がしですが、14年も15年も予算では43万5,000円と10万円くらいの開きあるのですけれども、これはリッターいくらで支払をしているのか、年間いくらなのか、その辺ひとつお聞かせ願います。

○委員長（坂本 偉） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 温泉の分湯使用料につきましては、年間の汲み上げ量の電気代の8.3%ということで、緑館との協議の中で支払っているものでございます。

お湯出しそのものについてはただでございます。修理代が出た場合につきましてはその都度対応ということでございます。

○委員長（坂本 偉） 伊東委員、いいですか。

伊東委員。

○18番（伊東昭雄） ちょっとよくわからないのですけども、要するにお湯はいくら使ってもいいということで、あとは温泉にかかる経費ですか。温泉にかかる経費というのが、意味がわからないのですけれども。

○委員長（坂本 偉） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） お湯の使用する量、量が多いからといって、それに対してなんぼかかるという計算ではございませんで、ポンプ汲み上げにかかる電気料相当で按分しているということでございます。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 163ページの20扶助費の中の特定疾患患者についてなのですが、先日も一般質問の中で質問がありましたが、特定疾患の患者さんの医療制度が変わりまして、手続も変わるようになります。

それで、その手続の問題なのですが、来年の7月が過ぎたら出すという、そういう書類がもう既に9月から10月にかけて、その対象の方のところに届けられているということがありました。

それで、実際にはその中には、もう来年はその時期にはお知らせをしないからということで、非常に不親切な内容で早い時期に届けられているのですね。これが、来年の7月過ぎてから出す書類なものですから、今から届けられて家の中にきちんととっておけるかだとか、それからこういう難病を抱えた人たちが、それをきちんと申請を出せるかということが非常に心配な声も出ていますし、非常に不安なところなのです。

それで、これは道の仕事ですから町はというふうなことも一般質問の中でもありましたけども、やはりこれは一つにはこういう不親切なやり方を道に対してきちんと言っていくというのが一つあるのだと思います。

それからもう一つは、町で個別の対応がとれないとかいろんなことがあると思うのですが、是非個別の対応をとってほしいということと、もしとれなければ町の広報にも、今配られてしまっているけども、来年の7月過ぎに出すから大切にとっておきなさいだとか、そういうことできちんとお知らせをしていく必要が今回あるのではないかと思いますとお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 特定疾患の道の対応につきましては、今、その動きにつきましては私どもも今の具体的なことについては承知しておりませんでしたけれども、今後、支庁ともその辺の対応の仕方については、やはり私どもも住民サービスという観点からもいろいろと相談していきたいというふうに思っております。

○委員長（坂本 偉） 豊島委員。

○1番（豊島善江） そうですね。340人ぐらいが対象となるということで、今対応していきたいということですので、是非不利益にならないように。これが申請が漏れますと対象にならないということですから、その辺は早急に対策をきちんと検討していただきたいと思います。以上です。

○委員長（坂本 偉） ほかに。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 2点質問させていただきます。

1点目はページ数でいきますと、166ページの4目、国民年金事務費というところであります。

国民年金でありますから、国の制度でありまして、町の実態をお尋ねしたくて質問をいたします。

資料の45ページに、国民年金事務の内訳が書かれております。その（2）に保険料の納入状況というのが示されています。国民年金につきましては、今、全国的にこの年金が払われていないということで、その払われていない数字も全体の加入者の4割近くに上っているというようなこともありまして、この制度そのものの在り方が非常に問われているところなのですが、この資料によりますと、幕別町でも平成13年度85.7、平成14年度70.5というふうに数字が書かれているのですね。私ちょっとこれわからなかったのですが、検認率という形なものですから、これがすぐ納入率なのかどうかということなのですが、納入というふうに押さえた場合には、1年間で15%低下しているということになりますね。

まず、これが納入の実態そのものなのかということと、3割の方が納められていないということに

なれば、これは若年層に多いというふうにも聞いているのですが、年齢別に納められていない人たちに内訳、それと所得、国民年金は一律なものですから、所得別に納められていない割合とか押さえていらっしゃったらご説明願います。

それと、ページ数で171になります。

老人福祉費の13の委託料、7の外出支援サービス委託料。これは身体の歩行困難の方たちの日常生活の支援ということで町が独自にやられてきた事業でありまして、206の方が登録されているという資料であります。これの実施の状況と、それから登録者は206人ですが、実際に利用されている方、どのくらいなのか。

それと、これは一人暮らしの高齢者等というふうに制限されておりまして、なかなか一人暮らしでない方でも、日中は一人になってしまうという方たちがたくさんいらっしやいまして、そういう人たちからも利用が望まれるような声もあります。

先ほど、町のコミュニティバスの代替措置として、こちらの方がスクールバスの支援と合わせて拡充されたという答えがありましたけれども、確か利用日数が増えたように記憶しています。30回でしたか、一人の方がね。利用日数だけではなくて、その利用の家庭状況などについても配慮という点ではお考えがないのかどうか伺います。

○委員長（坂本 偉） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） まず初めに年金の関係でございます、私の方からお答えいたしますけれども。

この検認率となつてございますけれども、これは納入率、収納率と同じでございます。これが、13年度が85.7%から14年70.5%に減つたと。これは全国的なことではございまして、今までは13年度までは国民年金の料金につきましては町で収納していたわけです。それが14年度から国の方で今度やるようになりまして、それに伴って十何%も落ちたと。これは帯広でもそうですし、管内でもそうですし、全国的な状況になっております。

それで、今、社会保険事務所の方でやっておりますので、この中身について、所得の関係ですとか、年齢等についてはちょっと資料等は私の方ではありません。ですけれども、若年層についてはかなりの方が未納になっているというような話を聞いております。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 外出支援サービスのことについてでございますけれども、平成14年度、延べの利用回数にいたしますと1,503回という状況になってございます。登録人数は206人、先ほど申し上げたところでございますが、平成15年の3月、その1カ月間の実利用人数ということで区切りますと、130の方が利用されているという状況でございます。

なお、従来、14年度までは月2回無料利用ということでございましたけれども、15年度は月2.5回まで伸ばしたということで、利用人数も増えているところでございますけれども、いずれにいたしましても、リフト付ワゴンと通常のワゴン2台で運行している、その中でやりくりの中でやっている状況でありますので、利用対象者数を拡大するといひましようか、そういうことを考えますと、果たしてワゴン車がこの2台で済むのかということになりますとかなり困難なところもございまして、現下のこういう財政情勢の厳しい中を考えますと、なかなか困難なものがあるのかなと推測するところでございます。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 国民年金につきまして、国の方に移つたと、社会保険庁に移つたということは承知しているのですけれども、それだけ直接役場がかかわっていないので、何て言うのですか、保険者の方に混乱があつて納められない状況もあつたのだらうと思うのですけれども、それだけではなくて、やっぱり今日の経済状況を反映したものが大きいと思うのですよね。仕事につけない若者だとか、あるいはその制度そのものに結びつかない、最初から、そういう状況もあるやに聞いています。

それで、これは町として、将来の町民の生活に大きくかかわることになっていくと思うのですよね。無年金者を出していかないということが、生活の安定をきちっと支えるということになりますから。

そうなってくると、やっぱり知りえる状況、その実態を把握した上で町民に対する働きかけを単に社会保険庁の仕事というだけではなくて、うちにもきちっと年金係とかがっているわけですから、そういうところで押さえた上で、もっときめ細やかな手立てをとって、この検認率といいますか、上がっていくような手立てをとっていかなかったら、将来の無年金者が増えていってしまうというふうに思いますし、実際に若年者であっても、こういう 29.5%の方は、今の時点でも障害何かになってしまうと障害年金を貰えないということになりますよね。こういうこともやっぱり極力避けるといいますか、そういうことにならないような手立てというのが、社会保険庁に移ってしまったことによってなかなか細かくなってきてしまっているのではないかというふうに思うのですよね。

そこで、町としても、うちの年金の係としても、この点をやっぱり改善していくということが必要だと思いますが、いかがですか。

それと、外出支援サービスですが、これは実施の状況をもう少し詳しくお尋ねしたいのですが、リフト車とワゴン車、それぞれ 1 台出されていると。定員が何名で、それで週何回出ていて、どういう路線でどんなふうに走っているのか。そのこともお尋ねいたします。

○委員長（坂本 偉） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 国民年金につきましては、これは町の政策だとかということではなくて国のことでございます。それで、町といたしましても何もしていないということではありませんで、今いろんな制度ができておまして、学生につきましては学生免除、これ 10 年納めなくてもいいのですが、後で納めればすべて元通りに全額貰えると、そういうような状況。また全額免除、また半額免除と、これらにつきましては私どもの方からいろいろ対象になるような方につきましては、案内とかいろいろ連絡させてあげている中でやっていっております。

ですから、検認率を上げるということになってきましても、私の方から今出て収納するという状況にはなりませんので、あくまでも本人が銀行だとか郵便局だとか社会保険だとかに行き行って納入されることになっております。私ども収入役の窓口ではこれ受け取れないことになっておりますので、ですから私どもできる範囲の中で年金をかけている方々に不利益を被らないようにしていきたいと思っております。

○委員長（坂本 偉） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 外出支援のリフト車、あるいはワゴン車の利用の状況のことです。ございますが、リフト車につきましては車いすを搭載できるというのでしょうか、そういう機能がついてございますので、定員は 6 人なのですが、この全体の利用数、1,503 回の中の 427 回の利用を占めております。

ワゴン車につきましては 8 人ということで、定員は 8 人でございますが、残りの 1,076 人。

なおこの利用につきまして、事前に申込みをされてその路線の中で調整していきますので、バスのように定まったルートが決まっていくということではありませんので、その都度、その都度、申込みをされた状況の中で調整していくという利用になっております。

利用につきましては、14 年度につきましては、一月 2 回利用できるということで利用していただいております。

利用の運行につきましては、毎日運行してございます。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2 番（中橋友子） リフト車定員 6 名、ワゴン車 8 人、毎日 14 人の利用ができて、月曜日から金曜日まで毎日出ているということですか。それは満車ですか。

実は財政難は十分承知で。

○委員長（坂本 偉） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 利用状況につきましては、このような定員はもってございませけれども、常に今のところ 100% 予約一杯という状況には、その日の状況によって違いますので一概には言えないと思います。

ただ、最近の利用回数増えたことによりまして、どちらかといいますとリフト車よりもワゴン車の方の利用が、非常に申込みが好調だといいたまいますか、そういう状況は聞いてございます。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 年間で644万円ということですから、少なくない予算を投じて施策を講じられて、ここまで町民の方の足を確保する努力をなされてきたいという点ではすばらしい政策だというふうに思うのです。

さらに何て言うのですか、活用をもっと広げられるゆとりといいますか、条件があるのであれば利用したいという声が多いのです。先ほどちょっと言いましたけれども、コミュニティバスというのは、ああいう形でなくなり、試験運行だったのですけれども、実質的には利用が少ないということでやめられました。

そこで、一人暮らしの方たちの高齢者等で身体が虚弱なため、いわゆる交通弱者ですよ。この交通弱者でいらっしゃる方はもっともっと幕別町内にはいらっしゃるのだと思うのです。家族の方が手助けできる条件にあるところは、私はそれはそれで家族の協力をいただいて、こういう日常生活を支えるって大事だと思うのですが、なかなか一緒には住んではいるのだけれど家族の協力が貰えない、実質的には日中本当に一人暮らしだっている状況の方もいらっしゃると思うのです。そういう中からももう少し条件を緩和して、空いているときに、そういう例えば家族はいるのだけれども自分としては一般の交通手段は利用できないので、乗せて病院に運んでいただけないのだろうか、こういう声があるのです。そういうのに改善といいますか、もっとこう実態をかなり満杯で走っておられるようなのですけれども、いつも満杯でないということであれば、そういうことも少しは視野に入れて、より町が掲げられたコミバスなんかがあればまた違ったという面もありますので、その辺を抱き合わせた、回数だけではなくて利用の幅も広げる方向というのは大事じゃないかと思うのですよね。どうでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今年、改正のときに説明もちょっとさせていただきまして、年間24回から30回に増やしています。それと障害者の分も拡大を図ると。今の車の許容範囲の中でどう拡大できるのかという議論をしながらこれを進めてまいりました。

この結果として、この短い期間の中にすべてが判断をするというわけにはいきませんので、今の状況の、例えば与えられた枠の中に当てはまる人が、今後、その制度を利用する、拡大してきたときに、この方に現状の本当の困っている方にご迷惑をかける状態をつくれるのかどうかということも含めて、様子を見ながら拡大をする時期がどこにあるのか、こういうことが図るときには来るのではないのかなとも思います。

そんなことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本偉） 3款民生費につきましてはほかに質疑はないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、4款衛生費に入らせていただきます。

4款衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 衛生費のご説明をさせていただきます。

200ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額1億9,345万2,000円に対しまして、支出済額1億9,174万6,267円であります。

1目保健衛生総務費は、嘱託医師14名分等が主なものであります。

202ページであります。

13 節細節 5 は、夜間救急診療を委託したものであります。

19 節細節 3 は、高等看護学院の負担金であります。細節 14 は、帯広厚生病院の救急救命センターにかかわる整備事業の補助であります。これは平成 10 年から 14 年までの 5 か年の補助であります。

14 年度終了いたしました。

2 目予防費は、結核検診、麻疹、エキノкокクスなどの予防及び検査に要した費用であります。

204 ページであります。

3 目保健特別対策費は、胃や婦人科検診並びに基本検診、さらには各種成人病予防対策及び健康に関する啓発事業に要した経費であります。

208 ページであります。

4 目診療諸費、駒畠・糠内・新和・古舞・日新の各診療所で診療に要した費用であります。

診療所の開設日数は 178 日で、受診者数は 820 名であります。

210 ページであります。

5 目環境衛生費は、葬斎場、墓地の管理に要した費用であります。

212 ページであります。

15 節工事請負費は、年次計画をもって火葬場の火葬炉などを修理したものであります。

28 節は、平成 8 年度より実施しております個別排水処理会計に対する繰出金であります。

6 目水道費は、水道事業会計及び十勝中部広域水道事業団にかかわる補助、出資金及び繰出金に要した経費であります。

214 ページであります。

2 項清掃費、予算現額 2 億 9,469 万 7,000 円に対しまして、支出済額 2 億 9,348 万 8,046 円であります。

1 目清掃総務費は、ごみの収集及び処理に要した費用であります。

7 節は、リサイクル収集作業員 3 名分の賃金であります。

216 ページであります。

13 節委託料は、札内地区 3 台、幕別地区 1 台、農村地区 1 台の収集車でごみの収集を行っているものであります。

15 節工事請負費は、豊岡ごみ処理場適正閉鎖工事であります。主な工事内容は、盛土工・仮道工 260 メートル、ふとん籠設置工 234 メートルであります。なお工事期間につきましては、14 年度から 17 年度の 4 か年を予定しているところであります。

218 ページであります。

19 節、細節 3 は、ごみ処理に要した費用を十勝環境複合事務組合に負担したものであります。細節 5 は、資源回収推進実践地区 62 公区に交付したものであります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わったところでありますけれども、この際、15 時 25 分まで休憩をいたします。

（15：08 休憩）

（15：25 再開）

○委員長（坂本 偉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長から各委員にお願い申し上げます。

質問は、決算に関連のあるものに限定をお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたしたいと思っております。

杉山委員。

○11 番（杉山晴夫） 203 ページ、13 節委託料の細節 5、夜間救急診療委託料についてお伺いをいたしたいと思いますが、これは各町村において負担金を出して、帯広市の夜間救急センターに委託をして

いるものだと思いますが、町民の利用は何件くらいありましたか。資料によりますと、夜間救急業務 295 人ということでございますが、この数が当てはまるのかどうか。厚生病院も救命救急センターがあるようでございますので、そこにも行っていると思いますが、何名くらい利用されているか、町民がですね。できれば年間、ここではどのくらいの件数、利用者がいるかということ、おわかりになればそれで結構でございます。

それと、19 節の細節 3、このことにつきましても過去にも質問したことがございますが、高等看護学院、これも各町村間で負担をして運営をしているものだと思いますが、幕別町出身の者が何名入学しているか。そしてその看護師となられた方は幕別町に何人定着されているのか、おわかりになればお知らせをいただきたいと思っております。

○委員長（坂本 偉） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず、夜間救急診療の関係でございますが、これは帯広第一病院に対します委託料でございます。

これにつきましては、昭和 52 年から委託をしてございますけれども、幕別町と音更町が第一病院に対して経費を支払っているということでございます。

なお、17 年度までということで、過去 13 年度から毎年 1 割ずつ削減してきているところでございます。

利用状況につきましては、14 年度全体では 295 件でございますが、この中で救急部門につきましては 94 件と、残り 201 件が一般の診療ということで聞いてございます。

なお、19 節の細節 14、帯広厚生病院の救命センターの利用につきましては、平成 14 年度で 928 件の利用があったというふうに伺っております。

続きまして、帯広高等看護学院の幕別町出身者のことでございますけれども、14 年度におきましては、看護学科、定員 45 名でございますけれども、そのうち 3 名の方が幕別町の出身。それから保健学科につきましては、定員 20 名でございますが、うち 2 名が幕別町出身ということでございます。

卒業後の幕別町出身者の動向につきましては押さえておりませんが、例えば平成 15 年度の卒業生の状況を見ますと、看護学科の卒業生 40 名おりますけれども、そのうちの 30 人が就職しております、そのほとんどが管内の病院に勤務ということでございます。

保健学科につきましては、卒業が 19 人おりましたけれども、15 名の方が就職しているということで、残りの方は違う進路を歩まれたというふうに聞いてございます。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

豊島委員。

○1 番（豊島善江） 1 点お聞きしたいと思っております。

ページ 215 ページと、それから 217 ページに関連するのですが、ごみの減量について質問したいと思っております。

廃棄物減量等推進審議会委員会がありますね。これのまず活動内容を、平成 14 年度どのようなことを行ったのかを一つお願いいたします。

それからごみなのですが、この資料の中には 14 年度のごみのトン数だとかは出ているのですが、これが数年間でどういう変化をしてきたのかということをお聞きしたいと思っております。そしてそのうち、資源回収が始まりまして、容器包装リサイクル法が 1995 年にできまして、その後から非常に分別が多くなりました。それに伴って資源の収集が非常に増えたと思うのですが、そのどのようにならしてきたかということと、総体の量と、可燃ごみ・不燃ごみ、それから資源、その割合というのはどのように変化してきたのかということをお聞きしたいと思っております。

○委員長（坂本 偉） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） はじめに廃棄物減量等の審議会委員会でございますけれども、これにつきましては 2 回開催してございます。それで、その中身につきましては、ごみ処理基本計画の作成ということで、24 年までの計画を作成していただいたということでございます。

それと、ごみの減量関係でございますけども、手持ちの資料で9年からの分しか持ってきておりませんけども、9年につきましては、可燃の家庭系が4,385トンございまして、14年につきましては4,834トンということで、かなりの量が増えております。これ6年前でございますけども、10年前に比べますと10倍くらいの量が増えているというようなこととなります。

それと資源収集でございますけども、これにつきましては平成9年が132トンでございまして、平成14年につきましては439トン資源として回収しているところでございます。

このほかに集団資源回収ということで、各公区の皆さん方でやっていただいております。これも9年につきましては559トンでございましたのが、平成14年で738トンの資源ごみの量が出ております。

ただ、資源ごみの分別ということで、15年の4月からプラも一緒に入ってきたということで、皆さんもご存じのとおりだと思いますけども、これにつきましてはかなりの量が増えております。資源としては20%くらい増えているのかなと思っております。それに伴って、不燃ごみにつきましては減っているというような状況でございます。

幕別町におきましては、ごみをいかに減量していくかということで進んできておりますので、これらにつきましても、また皆さん方をお願いしていくことになろうかなと思っております。

○委員長（坂本 偉） 豊島委員。

○1番（豊島善江） なかなか数字的なことなのですが、もう少し細かいデータが知りたかったのですが、要するに全体的に増えてもいるのだけれども、不燃・可燃分の、その特にとりわけ不燃ごみの部分が資源回収というのですか、容器包装リサイクル法も始まったということも合わせて、そっちの資源化にされているっていうようなことで押さえてよろしいですね。

そういう中で、今、14年がどうだったかということをお聞きしたのですが、先般の新聞に、このごみの有料化の問題が廃棄物減量等推進審議委員会に諮問をされたということが載っていました。それで、これまでこういう形で、様々な方策で町としてごみの減量化に努めるということで、町も頑張ってきたし、町民自身も非常に努力をして、資源化のために不燃ごみをきちっと洗ったり、いろんな作業をしながら努力をしてきたと思うのですね。それが、こういう形で有料化する。しかも、有料化にすればもっと減量が進むというようなことで有料化を打ち出したわけですけども、私はそこに非常に大きな問題があるのではないかなというのが一つあるのですね。

それは、例えば、これまでいろいろな施策をとってききましたけども、例えば一定のものがありまして、燃えないごみだとかいうのは、そのものがなかなか減らない。ただこれが、不燃ごみからこちら側の資源ごみに移行しているという、そういう今段階じゃないかなと思うのです。だから、町としてはいろいろ頑張っているような努力もするし、町民も努力しているのだけれども、そのものは減らないし、いろんなことでコストがかかる。だから有料化にするというのも打ち出してくるのだと思うのですが、そこにあるやはり問題は、国のこういう行い方、容器包装リサイクルの国会で審議したときにもいろいろ問題点が出されましたけれども、製造者責任をきちんとさせないで、自治体にすべて資源化の経費だとか、運搬だとか、それをかぶせてきたというのが、こういうことに現れているのではないかなと思うのですね。

それで私は、そういう国のやり方に対してもっともっと変えていかせるという、そういう姿勢がまずは必要なのではないかなと思うのですね。

それが一つと、それともう一つが、こういう形で諮問を出しましたけども、これは、私、これまでもいろいろ取り上げてきましたけども、もっともっと町民の声を諮問する前に私は聞くべきではないかと思うのですね。こういうふうに出して有料化するよと言ってから、恐らく説明会とか開くと思うのですが、その前になぜこういうことに対する意見を聞く場をもっと作らなかったかということ、私は一つ聞きたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 豊島委員。

先ほど私からお願いしたとおり、決算にかかわるということで。

○1番（豊島善江） 決算にかかわりますが、これは14年度のこういう結果が、こういうことを生んだ

わけですから、その14年度に逆にもっともっと私は聞くべきだったということで、今質問をしているわけですけどね。それは答えていただきたいと思ひますし、国に対するそういう要望もすべきだったと思うのですね、そこが抜けていたのではないですか。

○委員長（坂本 偉） 答弁ありますか。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 国の在り方についてと、これを例えば、私がここで言うのもなかなか難しいのですが、国もごみ対策というのは非常に慎重に過去ずっと続けてきていると思ひます。これも国会で十分このごみ対策についての審議会だとかいろいろな場で、いろいろな議論をされていることも我々も見ております。

ただ、今、現実問題として、それが後手、後手になったのかもしれないけれども、現実、今地方がやらなければならないということも現実です。だからその辺をわきまえて、我々は、そして国がやらなかったから、私たちはこれでいいのだという話にはなりませんので、今我々は国の在り方を今後の進め方も、やっぱり我々が一生懸命見ていかなければならないことも事実ですし、そういう意味で国が本来きちっと今後もやるべきだという問題については、いろいろなサイドからやっぱり指摘もし、町村会だとかいろんなところで、例えば末端が困っている実情をやっぱり訴えていくというのは当然だと思ひます。

ただ、有料化の問題についての諮問と在り方云々という話でしたけれども、これは微妙なところで、ちょっと条例として出しているわけでもないで、なかなか私も答えづらいのですが、ただ、私は一般論としての考え方をちょっと申し上げますけれども、有料化をするということは、ただ、有料化をするからごみが減るのだよというふうには捉えていないのです。実は簡単には。それでは余りにも住民に失礼であります。有料化するから減らすのですよということには、私はイコールだというふうには思っておりません。一部有料化で結果としてそういうことになるかもしれないけれども、今でも住民の方は一生懸命やっていることは現実に見ております。ですから、今資源回収のリサイクルでも一生懸命やって、幕別町は複合組合に加入している中でも特にきれいに収集されていますということで、この間も複合組合の方からお褒めをいただいたということも事実あります。そういうことで、幕別町は、町民は一生懸命やっております。

ただ、今後これから我々行政、財政的にも大変厳しい中で、応分な、広く浅く、一定の負担を公平に求めることが必要な時期が来るのかなというふうには私は考えるところであります。

ですから、それをどこで全額、例えばすべての経費に対して負担を求めるのか、例えば一部負担を求めるのか、町民はごみ政策に対して全員が受益者です。その中で一部公平に負担を願う。そして幕別町の財政の健全化も図っていくということもやっぱり視野に入れていかないと、単にごみだけを議論したのではいけないのかなというふうにも、私の意見ですけどそういうふうには思ひます。

○委員長（坂本 偉） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 細かいことはまたそういう機会があると思うので、その場所で述べたいと思ひますけれども、いわゆる今自治体でいろいろ言われていますけれども、分別すればするほど経費がかかるという、今すごい資源化貧乏という言葉がすごく出ているというのですが、そういう施策を、そういうものなのだとすることをきちんと押さえる中で、やはり将来的に環境をどうするのかということも含めて、やはりこれ町民の協力ができないことですから、そういう点で広く考えていくべきだというふうには言って終わりたいと思ひます。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

4款衛生費につきましてはほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

中村経済部長。

○経済部長（中村忠行） 5款労働費についてご説明させていただきます。

220 ページになります。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額1,578万7,000円に対しまして、支出済額1,572万9,712円でございます。

1目労働諸費、本目につきましては労働者対策にかかわる経費であります。

19節、細節6につきましては、管内に事業所があります中小企業の勤労者の福祉向上のための事業を実施しております。十勝勤労者共済センターに対する負担金であります。

なお、町内の7事業所38名が加入をしております。

21節、細節1勤労者福祉資金貸付金につきましては、勤労者の生活と福祉の向上を図るため、運用原資を労働金庫に預託をいたしまして、貸付を行っているものであります。1.5倍の融資枠を設定しているところでございます。

222 ページになります。

2目雇用対策費、本目につきましては、労働者の雇用対策に係る経費であります。

13節、細節5につきましては、季節労働者の春先の雇用対策といたしまして、46路線21.2キロの街路の清掃を実施したところでございます。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 5款労働費につきましては質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費。説明を求めます。

中村経済部長。

○経済部長（中村忠行） 6款農林業費について、ご説明をさせていただきます。

224 ページになります。

6款農林業費、1項農業費、予算現額18億6,225万7,000円に対しまして、支出済額17億4,527万2,207円でございます。

翌年度繰越額でございますが、1億806万4,000円でございますが、これにつきましては、道の畑総事業、農免農道事業に係る繰越額でございます。

1目農業委員会費、本目につきましては農業委員の報酬と経常経費であります。平成14年度の農地流動化の状況でありますけれども、農地法の第3条に係ります権利の移譲につきましては、46件310ヘクタール、農地の転用、法の4条に係ります関係では、7件1ヘクタール、同じく第5条に係ります件につきましては、23件23ヘクタール、農地の利用集積、利用権の設計であります。件数が109件、面積が478ヘクタールとなっております。

また、農地保有合理化事業につきましては、買い入れが5件40ヘクタール、売り渡し12件112ヘクタールとなっております。

続きまして、226 ページになります。

2目農業振興費、本目につきましては農業振興にかかわる各種補助金、負担金とそれに伴う事務経費であります。

続きまして228 ページになります。

19節、細節11につきましては、農業施策の調査立案、担い手育成対策など、農業振興を目的として町内関係機関、団体で組織されます、ゆとり未来21推進協議会に対する補助金であります。細節12から16まで、19、20につきましては、各種借入金に対する利子補給の補助金であります。細節21は、幕別町農協の小麦乾燥調整施設の増強にかかわる補助金であります。細節22は、認定農業者を核

といたしました農業受託組織がリースされました農業機械施設に対する補助金であります。細節 25 は、輪作体系を確立するための緑肥の導入など、耕種と畜産の連携によります畑作農業を推進するための事業主体であります農協が実証圃場の設置、あるいは土壌分析など、ソフト事業にかかわっての補助金であります。

次に 230 ページになります。

24 節、細節 1 でございますが、担い手の確保育成、農地の流動化対策など、一体的に行うため平成 14 年 6 月に設立されました農業振興公社への出捐金であります。

3 目農業試験圃場費、本目につきましては、農業試験圃場に係る管理運営経費であります。主な試験内容につきましては、一つは春播小麦の栽培試験、あるいは大豆品種の比較試験、あるいは灌水効果などの試験を実施してまいりました。

なお、試験の結果につきましては、農業技術資料といたしまして、全農家へ配布をさせていただいております。

232 ページになります。

4 目ふるさと味覚工房管理費でございます。本目につきましては、味覚工房にかかわります管理運営経費であります。平成 14 年度の利用者につきましては、1,233 人となっております。

次、234 ページになります。

5 目農業担い手総合情報センター建設事業費、本目につきましては、農業担い手支援センターの建設費及び農地流動化システム等の備品購入費であります。

236 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 につきましては、担い手の研修、農地の流動化、気象などの情報提供並びに研修生の宿泊機能を備えました支援センターの建設費であります。

18 節備品購入費、細節 2 につきましては、地図をベースにいたしまして、農地・農家・作付土壌などの情報を一元的に管理いたしまして、農地の流動化を効率的に推進するためのシステムにかかわる関連機器の購入費であります。細節 3 につきましては、町内 5 か所の地点に気温・雨量・日照など基本現象や、地温を観測できますロボットを設置し、これらの情報や気象情報を提供するシステム及び関連機器の購入費であります。

6 目畜産業費、本目につきましては畜産振興に係る経費であります。

238 ページになります。

18 節、細節 1 は、平成 9 年度に道の農業開発公社から貸付を受けておりました肉用メス牛 5 頭分並びに事故牛の繰上償還にかかわる購入代金の支払であります。

19 節、細節 15 は、コントラクター方式による飼料混合に使用します機械の借りに対します補助であります。なお事業主体は J A 幕別でございます。細節 17 は、家畜ふん尿処理施設の整備を促進する町単独補助であります。平成 14 年度につきましては堆肥舎 1 件の実績となっております。

7 目畜産基盤再編総合整備事業費でございます。本目につきましては、生産性の高い酪農経営の育成を図るため、草地の改良造成、堆肥舎等の整備にかかわる事業費であります。

なお、事業主体につきましては、北海道農業開発公社となっております。

次、240 ページになります。

8 目育成牧場費。本目は牧場運営委員の報酬と、牧場の管理運営費にかかわるものであります。

なお、14 年度の預託実績であります。乳用牛は 24 戸 342 頭、黒毛和種 4 戸 50 頭、馬 13 戸 84 頭、計 41 戸 476 頭の預託実績であります。

次に、242 ページになります。

12 節、細節 18、19 につきましては、受精卵事業の供卵牛の採卵にかかわります手数料であります。なお、採卵数は 32 戸であります。

次、244 ページになります。

9 目農地費。本目につきましては、国営・公団営・団体営事業等の償還金及び土地改良施設の管理

に要する経費であります。

246 ページになります。

14 節、細節 5 につきましては、明渠排水路に堆積いたしました土砂を除去するための重機の借上料でございます。途別地区ほか 9 地区 21 か所、約 9 キロメートルを実施したものでございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 国営事業につきましては、新川地区ほか 5 地区、細節 4 公団営事業につきましては、幕別地区、通称東西線でございます。細節 5 道営事業につきましては、糠内地区ほか 10 地区、細節 6 団体事業につきましては、新川地区ほか 11 地区にかかわる事業償還金でございます。

10 目土地改良事業費。本目につきましては、土地改良事業の負担及び事務的経費であります。

248 ページになります。

19 節、細節 7 から 15 までは、道営畑総、農免農道事業にかかわる負担金でございます。

なお、平成 14 年度の事業の実施でございますが、道路改良につきましては延べ 5,376 メートル、道路舗装につきましては 533.5 メートル、暗渠につきましては 110.6 ヘクタール、区画整理につきましては 30.6 ヘクタール、除礫につきましては 15.7 ヘクタールの事業を実施しております。

次、250 ページになります。

11 目農業担い手支援センター管理費でございます。本目につきましては、平成 15 年 3 月にオープンいたしました農業担い手支援センターの管理にかかわる経費でございます。

2 項林業費、予算現額 1,123 万 1,000 円に対しまして、支出済額 1,101 万 4,771 円でございます。

1 目林業総務費。本目につきましては、林業の振興にかかわる経費でございます。

252 ページになります。

19 節、細節 11、12、13 につきましては、民有林の振興にかかわる補助金であります。細節 11 は、森林組合への補助、細節 12 につきましては、除間伐 10 件 41 ヘクタールの実績、細節 13 造林につきましては 8 件 39.88 ヘクタールの実績となっております。

以上で、農林業費に説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 6 款農林業費につきましては質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、7 款商工費に入らせていただきます。

7 款商工費の説明を求めます。

中村経済部長。

○経済部長（中村忠行） 7 款商工費についてご説明申し上げます。

254 ページになります。

7 款商工費、1 項商工費、予算現額 4 億 9,466 万 8,000 円に対しまして、支出済額 4 億 9,405 万 8,258 円でございます。

1 目商工総務費。本目につきましては、商工行政にかかわる経常経費でございます。

2 目商工振興費。本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費でございます。

19 節、細節 3 でございますが、商工業の振興対策とパークプラザの維持管理にかかわりまして、商工会への補助であります。細節 4、5 につきましては、中小企業融資にかかわります保証料 65 件、利子補給 212 件に対する補助であります。

256 ページになります。

細節 6 につきましては、パークプラザ整備にかかわります商工会の借入金返済に対する保証であります。

21 節貸付金、細節 1 は、町の中小企業の融資のための原資を町内金融機関へ預託をするものであり

ます。平成 14 年度の融資実績は 213 件 5 億 7,017 万 116 円となっております。

3 目消費者行政推進費。本目につきましては、消費者行政に係る経費であります。

7 節貸金、細節 4 につきましては、消費者の苦情や契約トラブルに対応いたします専任の消費生活相談員にかかわるものでございます。なお、平成 14 年度の相談件数につきましては 128 件で、クーリングオフ 13 件、斡旋での解決 21 件というふうになっております。

4 目観光費。本目は観光行政にかかわる経費であります。

258 ページになります。

19 節、細節 7 につきましては、観光振興、各種イベント、観光協会運営にかかわります補助金であります。

5 目特産品開発費。本目につきましては、特産品開発と物産協会にかかわる経費であります。

19 節、細節 4 につきましては、特産品開発のための研究に要しました経費に対する補助金であります。14 年度は 1 件の実績であります。地元産 100%の乾そばを開発研究されました。

6 目企業誘致対策費。本目は企業誘致にかかわる経費であります。

19 節、細節 3 につきましては、企業が事業所新設あるいは増設した場合、町の土地を除く固定資産税相当額を補助するものでございます。補助対象事業所は 19 社となっております。

次、260 ページになります。

21 節貸付金、細節 1 でございますが、企業が工業団地内の用地を取得するための融資制度でございます。金融機関が企業に融資する場合、町が金融機関にその融資額の 3 分の 1 相当額を貸し付けるものでございます。

なお、平成 14 年度の貸付けにつきましては 23 件、そのうち新規 2 件となっております。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2 番（中橋友子） 商工振興費 254 ページ、2 目、19 の負担金補助及び交付金、商工会振興事業補助金ということで、どんなふうに使われているのかということでお尋ねをいたします。資料の中を見させていただいているのですが、まず、この商工会の振興に対しては、パークプラザにかかわる補助が、その次の整備の補助金というのも含まれておりますが、パークプラザに対する支援が非常に大きいのではないかと思いますよね。

確かあれば平成 11 年でしたか、建設されまして、町の公共的な施設の意味合いが強いということで、町が応援をして建設をしてきた経過もありまして、その施設そのものも町民も利用するというような形だったと思います。あの当時で確か、6 億か、7 億の建設のほとんど 8 割くらいが補助でできたのではないかと思いますので、実際に町民の利用というのはどのくらいされているのか。まずそこからお尋ねいたします。

○委員長（坂本 偉） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保 武） 商工会の補助金がどのように使われているかということでございますけれども、これは小規模企業指導事業及び商工会の安定と振興を図るためということで、経営改善普及事業、あるいは商工会の商工青年部とか商工婦人部、あるいは商工会そのものの活動費に使われております。

それからパークプラザの補助金の関係ですけれども、これにつきましては、2,000 万ちょっとでありますけれども、これについてはパークプラザの建設あるいは外構整備の元利償還金になります。

それからパークプラザの利用者の関係であります。これにつきましては平成 14 年度末で、パークプラザ運営協議会というところで年間の計画利用人数を把握、考えております。その中で約 2 万人弱ということしておりますけれども、実質は、1 万 2,500 人程度の利用者がおります。

しかしながら、パークプラザのコミュニティ部分、ここはバスや汽車の待合場所として高校生等が

利用されております。大体私どもも会議等で行ったときには、結構 10 人、20 人の方がいらっしやいますので、その方たちを含めると、大体概ね 2 万人程度は利用されているものと思っております。以上です。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2 番（中橋友子） パークプラザにかかわっては、建設事業に対するその応援だということなのですが、管理といえますか、確か町の施設の意味合いも強いということで事業を始めるときに、応援をするというようなことがあったのではないかと思うのですが、そういうのがここに入っていないのですか。きちっと予算を立てるときに積算があってやられると思うのですが、管理などについては含まれていないのですか。

それと、当時のスタートをするときに、かなりこの本町の中には公共施設がありますね、町民会館もあり、中央会館もありという中で。新たに町民に開放する公共施設は必要なのだろうとかどうかという論議があったときに、物産館も含めてあるいは会議等も含めて、新たにきちっと拠点施設としていくために利用を図らせていくのだということだったと思うのですが、バス停だとかそういった利用だけではなくて、会議室だとかあるいはホールそのものもイベントに使うような形で造られてと思うのですが、そういった利用はどのくらいありましたか。

○委員長（坂本 偉） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保 武） 商工会の補助金の中に、パークプラザの一般管理費分、これはコミュニティ部分ですけども、これにつきましては 398 万 6,000 円ございます。そのほかのパークプラザの施設維持費でありますけども、これは電気料とか、水道料とか、それから電気保安設備とか、これは面積按分しております、6 割が町負担ということになっております。この部分につきましては 279 万 6,000 円。商工会の補助金が 2,223 万 6,000 円ですから、合わせて 2,901 万 7,000 円になっております。

それからパークプラザの当初の目的は、駅前に賑わいを取り戻して、活気ある商店街の形成を目指すということで造られております。実際、利用者につきましては、カルチャーホールですとか展示室とかそういったものも含めました人数が、今言ったように全部で 1 万 2,500 ということになっております。以上です。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2 番（中橋友子） そうしますと、パークプラザ、町で応援して造った施設といえども、あれば商工会の施設ですよ。その年間の維持管理費に合わせますと 600 万ですか、398 万と 274 万足しますと 672 万円の管理経費をうちの町がずっと負担してきたということですね。これからも負担されていくということですね。

私、今回、10 月の 10 日にですか、町の補助金だとかいろんな見直しなされた結果が新聞で報道されていまして、かなりの団体の補助の削減があったのです。そういう中で、商工会の補助というのは逆に増えていたというふうに見まして、確かに商工行政厳しいですから、業者を守るという点で応援をしていくということには全く異論がないのですけれども、しかし、一定のところを見直しというふうになったときに、そこそこの団体で責任を持たなければならない部分は団体に責任を持ってもらいながら、なおかつ必要な補助をしていくというような、そういう在り方で見直しなされたと思うのですよね。

そういうふう考えた場合に、この補助の在り方、年間約 700 万円近い管理費をずっとうちの町で持つその意味合いということを考えてときに、もっとこういうところの予算が増えていって、そしてほか、私たちから見れば酪農ヘルパーの予算だとか、あるいは更別の高校生の通学の支援の予算とかが削られていくのを見ると、何を基準にしてやられてきたのかなと思ひもあまして、この管理費の位置付けですね、パークプラザのこれだけの多額の予算をキープされている考えというのはどこにあるのでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保武） 管理経費の関係でありますけども、これは当初建設するときに、当然、町と商工会とが話し合いの中で、契約といいますか、約束されているわけでありますから、当然そのような方向で、その中で極力節約しながらも負担しなければならないということになります。

それから商工会の運営資金につきましては、それぞれ商工会の会員の皆様方から会費をいただいて、そのほかに、それぞれのほかに商工会の活動として、収益を上げられるものは極力上げていただくということで進めております。

町としてもそういった経費の節約につきましては、できる限り努力をしておりますし、商工会も努力しているわけです。その中で最低限必要なものについてはお互い今までの約束を履行しようという形から、それは今後とも続けていかなければならないというふうに思っています。以上です。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2番（中橋友子） この幕別本町のシンボリックな施設にもなりますし、約束があつて応援をしていくということでありますから、であるならば、本当に有効な活用をきちっとされて、妥当な負担をきちっと毎回毎回精査されてやられるべきだというふうに思うのですよね。

私感ずるところでは、高校生の方たち、あるいはバスに乗られる方たちが休憩をとっておられると。これはかなり多いのではないかと思うのです。

それと、物産館だとか展示という点では、非常に取り組みが弱いというふうに思いますし、もう一つ利用が高いというのを感じるのは、今カラオケの機械なども入れられて利用されておりますね。これも決して悪いことではありませんし、大いに利用されたいいのではないかと思うのですけれども、そういったところが目立ちまして、本当の意味の商工振興という利用については、どこにあるのかなというような、そういうイメージを持ってまいりました。

だから、やっぱり700万円近い管理費を約束があるから払っていくのだということは当然そうなっていくのでしょうけれども、きちっと町が負担していく以上は、もっともっとその利用に止まらず、きちっと町の拠点の、本当にそこで物産館などの位置付けもあるわけですから、その特産品がもっとこうきちっと広げられる施設にしていくとか、いろいろあると思うのですよね。そういう点ではお金は出しているけれども、そのあと何となく静かな施設だっという感じが強く町民の中から受けまして、今後やはり改善が必要だと思えます。どうでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保 武） もともとこのパークプラザの建設目的、それと今使われている状況を申し上げますと、コミュニティ施設、それから商工業者、それから地域団体、そういった方々に利用されておまして、それから子どもからお年寄りまで、バス駅舎の待合いですとか、それから今お話し申し上げました高校生の待ち合わせ場所とか、そういうことに使われておりますので、パークプラザの役割は、私どもは担っているというふうに思っております。

しかしながら、確かに先ほど申し上げましたように、計画に実際満たない部分もあります。これにつきましては商工会、商店街あるいはパークプラザ運営協議会といった方たちがおりますので、相談して進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

○委員長（坂本 偉） ほかにご質問を受けたいと思えます。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 7款商工費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、16時25分まで休憩をいたします。

（16：14 休憩）

（16：25 再開）

○委員長（坂本偉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

三井建設部長。

○建設部長（三井 巖） それでは8款土木費について、説明をいたします。

262 ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額1億9,827万5,000円で、支出済額は1億9,482万2,925円であります。

1目土木総務費。本目は道路及び公園の維持管理にかかわる臨時職員の賃金並びに車両センター施設の管理的な経費が主なものであります。

次に、263 ページにいきまして、2目土木車両管理費。本目は町道管理に要する直轄車両4台分の管理経費と、平成13年度に購入した小型ロータリー除雪車の附帯装備として草刈機械を更新した費用であります。

3目道路管理費。本目は町道の維持管理に要した経費で、町道の管理委託料と除排雪にかかわる機械の借上料が主なものであります。

次に、266 ページ。

2項道路橋梁費、予算現額5億631万8,000円で、支出済額は5億529万8,258円であります。

1目道路橋梁総務費。本目は土木課所管の経常的な管理経費でありまして、主なものとしたしましては、268 ページの7節賃金は、76か所の樋門管理人の賃金です。

13節の細節5の道路台帳修正委託料は、町道31路線、延長で2万メートル分の費用であります。細節6の法定外贈与申請委託料は、地方分権に伴い国有地のうち、普通河川敷地、里道などの無償譲与申請をするための資料作成、並びに普通河川台帳の作成の費用であります。

14節の道路用地借上料は、4路線、1公園及び残土置場1か所分の費用であります。

2目道路新設改良費。本目は、町道の改良舗装、河川の整備に要した費用であり、管理事務費のほか、270 ページにいきまして、13節の委託料では8件の調査設計などを実施したものであります。

15節では、9件の工事を実施しており、このうち国庫補助事業などにより整備したものが千住3線交通安全施設等整備工事ほか2件。地方特定道路整備事業では、古舞帯広線地方特定道路整備工事ほか3件であります。

次に、272 ページにいきまして、17節は糠内南5線の道路整備に伴う買収費が主なものであります。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、札内7号踏切を人道踏切に改築したJRへの負担金であります。

22節につきましては、若草団地道路5号の工事に伴う水道管等移設補償費が主なものであります。

3目道路維持費。本目は土木課所管による町道維持補修に要した費用でありまして、14節の機械借上料は大豊地区ほか3地区の道路側溝の土砂上げに借り上げたバックホー、ダンプなどであります。

15節工事請負費の細節1道路舗装補修工事は、40本の工事。細節2乳剤防塵処理工事は町道13路線で、延長1,845メートルであります。細節3道路補修は、110本の工事。細節4道路維持は、30本の工事。細節5緊急整備は糠内排水ポンプ場の発電機設置など、11本の工事であります。

4目橋梁維持費。本目は、町管理の橋梁の維持補修費と、十勝中央大橋の管理費負担金であります。

なお、道路事業の14年度実績は、道路改良で1,110メートル、道路舗装は2,105メートル、歩道整備は2,002メートル、橋梁は1橋となっております。

次に、274 ページにいきまして、3項都市計画費、予算現額17億1,143万4,000円で、支出済額は14億9,301万930円であります。翌年度繰越額は2億1,725万8,000円あります。

1目都市計画総務費。本目は都市計画にかかわる経費でありまして、都市計画審議会は4回開催をいたしました。

13節委託料については、例年実施の都市計画図の作成と、平成15年度で予定しております都市計画区域区分の見直しに先立ちまして、航空写真からの都市計画現況図作成、さらには平成13年度から2か年計画で作成しております都市計画マスタープランの策定委託が主なものであるほか、幕別町大通と札内西地区に関する道路の調査等であります。

15 節工事請負費の公共サイン設置は糠内地区の案内標識 3 基の整備と、幕別駅前広場は、駅の東側の公共駐車場 17 台分の整備にかかわる費用であります。

276 ページにいきまして、19 節にあつては各種協議会などの負担金でありまして、帯広圏広域都市計画協議会の線引き見直しに関する基礎調査の分担金が主なものであります。

28 節繰出金は、公共下水道会計の繰り出しであります。

2 目都市環境管理費。本目は、各種公園並びにパークゴルフ場などの都市施設の維持管理及び補修に要した費用でありまして、278 ページにいきまして、13 節委託料にあつては、細節 5 の公園清掃管理が主なものであり、16 か所の公園のほか、就労センター関係分、フラワーガーデン、果樹の維持管理などが含まれております。

15 節にあつては、細節 1 については 19 か所の公園の遊具補修であります。細節 2 の公園トイレ水洗化は新北町公園、桂町東公園であります。

16 節原材料費は、公園の肥料、花の苗、砂場用薬剤、管理用資材等であります。

280 ページにまいりまして、3 目公園建設費。本目は若草南公園の整備にかかわる工事費と事務的経費でありまして、15 節の造成工事の内容といたしましては、遊戯施設、園路広場、修景施設、照明施設などの整備費であり、本年度をもって整備が完了となったものであります。

4 目街路事業費。本目は道からの委託事業でありまして、道道幕別帯広茅室線の立体交差を含む札内南大通と札内 9 号南通の街路事業に要する用地買収と物件補償のほか、事務的経費であります。

282 ページにまいりまして、13 節は用地買収にかかわる土地評価委託料。22 節の補償補填では、18 件の物件補償と 15 件の用地費が主なものであります。

なお、本目では、物件移転が年度内完了できなかったことと、道の補正などによりまして、2 億 1,725 万 8,000 円が翌年度繰越となったものであります。

次に、284 ページにいきまして、4 項住宅費、予算現額 3 億 6,768 万 5,000 円で、支出済額は 3 億 5,528 万 8,831 円であります。

1 目住宅総務費。本目は住宅関係事務の臨時職員及び嘱託徴収員の賃金と事務経費であります。

2 目住宅管理費。本目は町営住宅 715 戸、道営住宅 290 戸の維持管理及び修繕などに要した経費でありまして、1 節につきましては、審議会 1 回にかかわる報酬であります。

286 ページにまいりまして、7 節は町営住宅 28 人と、道営住宅 14 人の管理人賃金であります。

11 節の細節 40 の修繕件数は、町営が 252 件、道営が 152 件であります。

13 節委託料、細節 6 は、本町地区に次年度建設する公営住宅の実施設設計が主なものであります。

15 節の整備工事の主なものといたしましては、ガス配管の改修、屋根や外壁の塗装、集合煙突改修、さらには旭町団地 5 棟 19 戸の解体などであります。

3 目公営住宅建設事業費、本目は、旭町の公営住宅建て替えに要した費用であり、事業の事務的経費のほか、288 ページにまいりまして、13 節の委託料は旭町西団地 2 号棟建設にかかわる管理委託料であります。

15 節の工事請負費は旭町西団地に 2 号棟として建設した 1 棟 16 戸の工事費であります。

22 節の細節 1 の移転料は、旭町公住入居者 17 戸分の費用であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、お諮りいたします。

質問をご予定の方、ありましたら挙手していただきたいと思っております。

3 名ですか。

それでは、質疑をお受けいたします。

永井委員。

○17 番（永井繁樹） 1 点お伺いいたします。

272 ページの 3 目道路維持管理費、15 節工事請負費、細節全般にわたってお聞きいたしますが、こ

の道路維持管理におきましては、平成9年より、そのときの当時のいろんな状況はありますが、業者1社という形で道路維持管理が行われてきていると思います。

それで、前年度の決算のときに、更新の時期がこの15年前後ですか、来るだろうということで、そのときに先に行われています委託業務に関する競争入札制度をとられておりますので、道路維持管理においても競争入札制度を採用していきたいという旨の意思表示が行政側からありましたが、これらにかかわってどのように決算を終えて今後考えられているかお伺いをいたします。

○委員長（坂本 偉） 暫時休憩いたします。

(16:37 休憩)

(16:40 再開)

○委員長（坂本 偉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井委員。

○17番（永井繁樹） 申し訳ございません。

267ページ、13節の委託料、細節1、2、5に係わることにつきまして、もう一度質問させていただきます。

平成9年度からこの事業に係わっている業者が、当時のいろんな事情をかみ合わせながら考えて事情わかっておりますが、1社ということで現在まで来ているはずですが。

それで、前年度の決算時のときに、このことについて質問した経緯がございまして、15年頃に更新の時期を迎えるということで、競争入札制度を取り入れてはという質問をしたところ、そういう方向性で考えていきたいというご答弁がございました。その後、こういった決算を迎えられて、更新時期に近づいてきていると思いますが、どのようなお考えをお持ちかお聞きをいたします。

○委員長（坂本 偉） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） ただ今の質問でありますけれども、今現在、道路保全という会社に委託をしているところであります。

平成9年に入札で業者を選定して以来、そのあとずっと随契できているわけでありまして、前にもお話をさせていただきました。町から貸与をしている車両が10台、そのほかにその会社が町の業務を受けるに当たって購入をしていただいている車両、これが8台ございます。この8台の車両の現在の耐用年数の残年数が、現在平均で7年ございます。それで、この次の入札の執行年度については、これから7年後ということ考えているところであります。

○委員長（坂本 偉） 永井委員。

○17番（永井繁樹） ちょっと確認をさせていただきますが、そうしますと平成9年から始められておりますので、ここから7年後ということの計画でここで確認させていただいていいですか。

○委員長（坂本 偉） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） すいません。今現在の残存年数が7年でございますことから、これから7年後に再度業者の選定を行いたいというふうに考えています。

○委員長（坂本 偉） 永井委員。

○17番（永井繁樹） それではお聞きしますが、前年度の決算で答弁を間違いなくされているはずですが、14年から15年の更新時に際して、競争入札の制度を考えていきたいと。前年度の決算ではそのような答弁は一切ございませんよ。当然それはわかっているはずですよ。それがなくて、今に至ってこの質問に対してそういう答弁があるというのはどんな事情なのですか。私は納得できません。お答えください。

○委員長（坂本 偉） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） 前回答弁したのと食い違いがあるのではないかなというようなお話でありますけれども、私の方からの答弁の中では、あくまでも今現在で保全が購入している車両、これの残存年数が7年ということでありまして、これから7年後の再度の入札ということ考えていたところであります。

○委員長（坂本 偉） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 現状からのご答弁は理解できますが、これ地場産の地元業者の育成ということは当然今まで話出てきているはずですよ。それも前回のときにも私もこれはお話をさせていただいた経緯がございます。それは行政もわかると思うのですよね。それでいて今言うように、今からの残った年数がこれだけあるからということになると、このままずっと、これからまだ7年ですか、1社独占の維持管理体制を、早い話が推進しているようなものですよ。当然車両借換えとかするとき当然そういう調整があつていいはずですよ。それがどうしてそういうことができなくて、こういう現状に至っているわけですか。

○委員長（坂本 偉） 暫時休憩いたします。

（16：45 休憩）

（16：47 再開）

○助役（西尾 治） 昨年の決算委員会の答弁の精査していないのではっきり申し上げられませんが、確か私の方で答弁をさせていただいたのだらうというふうに思っております。

昨年ご答弁させていただいた折には、14年度に競争入札に付すということを前提にしながら、債務負担行為のご議決をお願いしたと。ただ、ものによりましては、今言いましたように車両の耐用年数等もございまして、必ずしも15年度から同一に出発はできませんと、場合によっては一定程度の期間延長も考えてやっていきたいと。その中の一つとして、この町道の維持管理業務もあるというふうにお答えをさせていただいたかというふうに思っております。

ただ、たまたま、今、所長がご答弁させていただきましたのは、まさしくその14年度に町道の維持管理補修として必要な車両を委託業者が購入し、その対応年数が7年なので、14年度から7年になると21年度になるのかというようなご答弁をさせていただいておりますけれども、今、永井委員ご指摘のとおり、当初平成9年にこれら事業を実施する際には、当然のことながら町内の事業者でやっていただきたいということで、そういう呼びかけをさせていただきましたけれども、たまたま町内の業者の中では受託を希望される業者がいなかったと。ただ、今、昨今のような情勢の中で、できる限りそういうものについても町内の事業者に門戸を開いてほしいという地元の業者さんからの要請も当然私どもも承知しておりますので、今この時点で、はっきり何年からというふうには申し上げられませんが、きちんと中身、精査をさせていただきまして、極力ご質問のあるように7年という期間ではなくて、早いうちにそのような方法がとれるように私の方で努力をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（坂本 偉） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 今の答弁については考え方はわかりましたけれども、本来であれば他の委託事業については先に手掛けているわけですから、当然今言われるように、助役が言われるような形であれば、例えば14年に車両を買っているとすれば、その時点で民間との話合いが当然何らかの形で水面下であるべきだったと思っておりますが、そういった経緯はなかったのですか。

○委員長（坂本 偉） 西尾助役。

○助役（西尾 治） うちの方の購入時期の関係もございまして、うちがこういう方針で臨むというふうに最終的に町としての考え方、固めさせていただきましたのは、昨年も今時分の時期でございまして、12月に必要な予算措置をさせていただいたというようなことがございまして、若干のタイミングのずれ、確かにございました。おっしゃるとおり、町の施策として一定の方向に進むのであれば、もう少し早い時期から業者の方との調整も進めておくべきだったというふうに考えておりますけれども、今おっしゃられるようなことも十分念頭に入れながら、私どもとしてできる限りの短い期間での対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（坂本 偉） 質疑をお受けいたします。

野原委員。

○3番（野原恵子） 272ページ、3目道路維持費の15節工事請負のところに入りますが、道路補修工

事に入ると思うのですけれども、この中では歩道の改善というところも含まれているのではないかと思います。このところでは、歩道の改修はどのぐらい行われているのか。歩道と車道の段差の改善も含まれていると思うのですが、その箇所がどのぐらいあるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 土木課長。

○土木課長（田中光夫） 今、細節3番道路補修工事につきましては、今質問ございましたとおり、歩道の縁石等の補修、当然含まれております。

ただ、その中で委員おっしゃいます段差の解消と意味合いは若干違うのかなと。といいますのは、凹凸が激しくなって危険になった箇所の補修等々が主なものでございまして、段差の解消となりますと、また別の形で考えております。それについても毎年何か所かずつとやっております。今年についても計画をしているところでございます。それで、何か所というようなことは、今あるものにこの補修工事も30か所程度の工事、それらも含めると200か所近くの工事ありますので、ちょっともう一度精査させていただければ何か所程度やったということがわかるかと思いますが、今の段階ではちょっと答えられるものはございませんので、申し訳ございませんが。

○委員長（坂本 偉） 野原委員。

○3番（野原恵子） その段差解消の予防というのはかなり多くでていると思うのですよね。それで、これは計画的に進めていかなければなかなか進まないと思うのです。

それで、やはり古い街並みほどその段差が大きいのですよね。そういうところを優先的にやはり段差解消も進めていかなければ、これから高齢者も多くなってきますし、歩いたり、自転車とというふうになれば、その危険度も高くなると思うのです。

それで、要望が多いだけに、計画的にきちっと進めていくということを町民に説明をきちっとできれば、じゃあ何年後にはここはこういうふうに変更されるというふうになりますので、その計画もきちんともって進めていくことが必要ではないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 土木課長。

○土木課長（田中光夫） 段差解消につきましては、歩道整備というように形で実施しているところでございますけれども、その歩道整備そのものについては、道路改修が伴うケースが非常に多いわけでございます。ですから当然うちの方の3か年計画等に基づいて、その道路計画を立てまして、その中でその改修をしていくという考え方をしております。

○委員長（坂本 偉） 野原委員。

○3番（野原恵子） 計画的に進めていくということはわかりました。

じゃあ、その中に今年はこの場所を、こういうふうに変更していきますよということも明らかになるということでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 土木課長。

○土木課長（田中光夫） そうでございます。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） ページ数では283、4目街路事業費ということで、22移転補償にかかわっての1街路樹移転4億5,000万円、その下が7,600万円ということですが、この内容をきちっとお伺いしたいのですけれども、これは9号通ですか、拡幅工事にかかわって出された移転補償じゃないかと思うのですが。ここで一つは、この事業計画が道路の事業計画が始まったのがいつかということと、それから移転補償は、これは多分、道がされるのだと思うのですけれども、住宅や面積やあるいは建築年度とか、そういう基準があつて補償費というのが算出されると思うのですが、その基準についてどのような基準で行われるのか伺います。

○委員長（坂本 偉） 都市計画課長。

○都市計画課長（高橋政雄） 街路事業費についてのご質問でございます。

それで、今言われましたこの街路事業費、これは幕別札内帯広いいわゆる道道の部分の用地買収ある

いは補償の部分についての目でございます。

それで、この事業につきましては、平成 14 年度から事業着手となりまして、その用地買収及び補償に関するものが、町が委託を受けて町の方で実施をしているという中身でございます。

それで、内容につきましては、9号南通、いわゆる札内支所の前の通、国道から南5線までの間と、それから西に向いて、フクハラさんに向かっていく立体交差を含めた南大通の部分の両路線についての予算がここに計上されております。

それで、基準はどういう形でやっているかということでございますけれども、補償費については、町に委託業務になる以前に、道の方で13年度において一定の積算をしております。それで、その後、年次で14、15という形で補償をしていくわけでございますけれども、その時点で、単価の置き換え等を行ったものの形で随時年次計画の中で補償をしていくという順番になっております。

それと用地費につきましては、それも当初年度、概算的なものは用地単価、ここについてはいくら、ここについてはいくらというものは出しておるのですが、それもご存じのとおり、単価的には下がってきている状況でございます、その買収年度にさらに町の方で各地の評価をし直した上で、交渉に当たっているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 実際にここでは、両方合わせて33件が対象になったのだと思いますよね。繰り越された分があるということでもありますから、資料の中で出されているのは半分ですか、ずれて移転される方もいらっしゃるからこういうことになると思うのですが。

今、都市計画マスタープラン、ここ委託の他のページにも出ておりますから、そのマスタープランの在り方にもちょっとかかわって一つ言いたいのですけれども、この対象になった、特に住宅は、建築年数の非常に新しいものが多かったと思うのですよね。過去の委員会の中で、既にこの事業が確定はしていませんが、構想が上がっている段階で、これからその、当時は泉町だったのですが、泉町の団地が分譲されると。家が建つ前にこういう計画があるのだということ、そこは除いてやれないのかというような論議をした経過がありました。確定しない以上はできないのだというのが理事者のお答えでありまして、現実には本当に10年足らずの家が、この用地の移転の対象になってしまって、取り壊されて、この事業が進んでいるということなのですけれども。

私はこの4億5,000万が全部ではありませんけれども、きちっとその事業の構想が上がって、何らかの手法でその住宅を建てないで済んだら、こういう補償というのは逆に言えば少なくともすんだのだと思うのですよね。直接は道のお金でありますけれども、しかし、こういう財政状況でありますから、やっぱり都市計画とかっていうふうにこれから長期の計画で今、立てられて進みますけれども、そういうときに、計画を持ったときに個人の住宅を建設していくという場合には、そのことを住民によく説明をして、最終的にはどうなるかわからないということも含めながら、住民に説明をしていく必要があるということが一つあります。

というのは、そういうことだったらここに建てなかったのにというような、実際に対象になられた方たちの意見があるわけですね。自分で一生そこに住もうと思っても、新しい家がわずかの期間で取壊しになって、別なところでまた建ててということ、非常に精神的な負担も大きい。その上に、移転補償費というのが昨今の状況もあってどんどん下がってきているというようなことで、今後の都市計画を進めていく上においては、こういうことは極力浪費を避けることと、あるいは町民の不利益を被らせないという点で、整理できるような仕組みといたしますか、そういうものを現場から上げていく必要があるというのが一つと、それから、移転補償の、今細かく伺ったのですけれども、在り方なのですけれども、対象になるところだけ補償されますよね。要するに、こことここが道路用地になったのだったら、そこにかかる建物だとか土地だけですね。

しかし、そのことによって、その隣もわずか自分の土地なのだけれども、しかしそれは移転にかからないから補償にはならないと、当然そうですね。だけれども、大部分はなくなってしまいますからそこに住むことはできない。じゃあその残った土地どうするのかというと、どうにもならないから畑にで

も使ってくださいというようなことで話があるのだけれども、やっぱり住民からしたら、なかなか納得でないですね。その道の事業の、あるいは公共事業のためにいっぱい不利益を被るのだけれどそこは補償になっていかない。そういうこともやっぱり幾分考慮された中身に、補償というのはしていくべきじゃないかというふうに思いまして、その都市計画の在り方と補償の在り方について、こういう決算を見ると改善が必要だと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 都市計画課長。

○都市計画課長（高橋政雄） 最初の都市計画に関する考え方というところかなと思いますけれども、先日策定をさせていただきましたマスタープランもそうでございますけれども、将来的なものを見据えた20年後の先の都市計画、土地利用、あるいは道路・公園に対するものの計画を、この先こういう形でまちづくりをしていこうという計画を作っていくのが先日策定しましたマスタープランでございます。

それで、大きくには、都市計画は施工された以降、その以前の旧市街地のものについては、その後計画がダブっていくというものもありまして、先ほど今言われております、質問ありますようなどうしても移転をせざるを得ないものが出てくるのは現状でございます。

それと特に、今回この目で計上させていただいております立体交差の部分につきましては、当初、昭和40年代に最初に計画をされておりました札内地区の南側の街路としての計画がなされておりました。それは札内9号から、今現在あります踏切を通過して、南5線を通ってみずほ通りに行くという街路計画がございました。それが当初の計画でございます。

それで、その後、今言われております泉町団地などについては、団地整備がなされてきました。その後、その先ほど言った国道9号にしてから今の踏切を通るような街路の立体交差計画があったわけでございますけれども、その後、道路構造令等も変わって、勾配が緩くなるとかという事情がございまして、その場所の計画では、今の消防の前の斜めの通りにアクセスすることができない。さらには、あそこに土手といいますか、擁壁的なものができた場合に、札内市街地を分断してしまうということの問題がありまして、過去からずっと問題になっていた街路計画でございました。

それで、平成6年度の段階におきまして、現在の計画であります南大通を通過して、鉄道の下を通過して、9号のところで交差点をまわって、東中に抜ける街路、あるいは9号に抜ける街路という形の変更をさせていただいたというのが現状でございます。

先ほど言いましたように、それ以前に計画が決まっていればいいのですけれども、その後、そういう形に変更させていただいたということで、団地造成がその間に行われたものですから、どうしてもああいう形にならざるを得なかったという現状でございます。

多分、今のところは、泉町のところの場所について大きく言われているのかなというふうに思います。

そのほか、それに付随するほかの路線につきましては、9号にしましても南大通にしても、旧市街地からのものの拡幅というものがどうしても出てきます。それはもともと10メートルから12メートルのものが、今回立体交差ですと、広いところで30メートル50という幅道があって歩道があってということになりますから、どうしてもそういう形の構造の変更がありましたので、それはやむを得ないことかなと思っております。

ただ、言われますとおり都市計画20年の先のものの計画をする段階では、そういったことが後戻りとならないような計画をしていくという部分では、今現在考えておりますところは、大体札内地区の街路整備、概ね整備が終わってきておりますけれども、新市街地についてはそういうことも意を用いながらやっていかなければならないかなというふうに考えております。

それともう1点、補償の問題ですけれども、今現在進めておりますのは、例えば宅地100坪あったとしますと、そのうちこの拡幅によりまして50坪かかりますと。そしたらあと残りの50坪はどうするかということでございますけど、今の補償の中身としましては、跡地の利用が住宅地であった場合に、住宅地としての跡地の利用がその残った土地が難しいということの判断をする、これいろいろ評価の

仕方があってその中で算定をされるのですけども、残地に対しての補償というのがございます。それは、用地買収に対しての何割の残地に対しての補償をするかということでございます。

その中で、地権者の方に理解をいただいて買収をさせてもらってはいるのですが、交渉の中では、さらに残った土地にはそのさらに隣の人を買ってもらえないだろうかという交渉も合わせてその地権者との協議をしながら進めていっている状況でございます。

なるべくそういう形で残地補償がでないような形で本人にも理解をしていただくような買収には臨んではいらっしゃるのですが、どうしても隣の人が買ってくれないとかいう形のものも確かにございます。そのときには、その買収費の半分の値段でもいいから売って、さらに違う土地利用を図れるかということも地権者の方に考えていただかなければならないというのは現状でございます、これ全部が補償できればいいということにはなるのでしょうか、今の制度の中ではそうってはおりませんので、極力、近接の方に買っていただくということも合わせて協議をしておりますので理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 今後の都市計画マスタープランの中では、20年計画の中では生かしていただくということでありますから、そこに期待したいと思うのですが、今課長が詳細にきちっと年度で説明されまして、確かに実際に確定されたのは、その団地の造成が終わった後だったという、結果としては回避したかったけどもできなかったという事情もあったというふうに私も押さえています。ただ、そういうふうに計画が決定されるまでにはかなり期間はありますよね。多分その平成6年に決定されるときにも、平成5年あたりにいきなり出てそういうふうになったというのではなくて、その数年前に変更しなければいけない、あるいは幅員をもっと広げなければいけないというような話が出て、そして最終的には6年の決定と。

私、今回のこの泉町のことを思うと、そういう決定前のいろんな情報が飛び交う中で団地ができていったという。全く情報がなかったのであればこれ致し方ないと思うのだけど、そういうのがある中で、ここ今道路っていうふうになっているのに建てていいの、団地になるのというのが、町の中の話題になる中でできていって、結果としては後の6年に決定されて、いやいや何年か後にはここは移転しなくてはならないよというのが経過だったと思うのですよね。

ですから、今後の都市計画の中においても、すごく難しいと思うのですけれども、計画の段階での住民協力といいますか、それともう一つ都市計画そのものも、これまでもみずほ通りのことだとか、いろいろななぜあんな学校、あるいは団地の中にあんな立体交差がでていっているのだ、大きい道路できるのだという話があると、必ず過去の計画、何十年も前に決まって、そして20年計画で進められるとそれは変えられないのだよというようなこともあって、結果的には住民が余り歓迎しない形で事業が進むというようなこともあったりするものですから、その移転補償のことも含めて、やっぱりその都市計画マスタープランの在り方というのは非常に大切だと思うのですよね。そのところは本当に意を用いて取り組んでいただきたい、こう思います。

もしありましたらどうぞ。

○委員長（坂本 偉） 都市計画課長。

○都市計画課長（高橋政雄） 言われるように、計画あるいは変更するという時点で、住んでいる方に迷惑のかからないような形の計画をしていくべきだというのは確かにあるのですが、マスタープランもそうでございます。都市計画の決定、あるいは公園の決定もそうでございますけども、一応先ほど言いましたように、計画は20年先を見据えていくという状況でございます。なおかつ町の事業の計画地であり、なおかつ整備も町がやるということでいけば、ある程度の年次のものは示しながらやっていくということでいけば、そこに団地造成がもし来たとすれば、ちょっとこの辺は計画はあるので待ってほしいということも提言できるのでございますけども、たまたまこの路線につきましては、道道として整備をお願いしたいという形で、町の方針的にもある程度切り換えていく、あるいは立体交差というのは通常町でやっているところははっきりいってございません。まずは道をお願いし、国

にお願いしという形で進めているものですから、そういう形で整備年次がいつになるかというのは、計画時点でなかなか決定できないところもございます。

そういう形で町がいくとするならば、先に用地を確保していくという方法もございますけども、そこには財政的なものもありますし、開発に対しての負担というのもございますので、いつまでも寝かしておくこともできないということもございますので、なるべくプランと整備が同時に進んで、その計画、土地利用なども整合性がとれるような形のものに今後については進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 8款土木費につきましてはほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了をさせていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 異議なしと認めます。

したがって本日の委員会はこれをもって閉じたいと思っております。

なお、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

（17：14 散会）

34%であります。細節9の教育振興会交付金は、児童生徒の文化・スポーツ活動の支援や教職員の研修費用であります。

3目教育財産費。本目は、小学校9校、中学校4校、幼稚園1園並びに教員住宅などの維持管理に要した経費であります。

11節需用費の中で、細節40の修繕料は、校舎の内外、教員住宅などの修繕に要した経費であります。

300 ページ。

12節役務費は、電話料のほか、各種検査手数料、建物災害保険料などに係る経費であります。

13節委託料は、電気保安、浄化槽管理、学校消防用設備点検などに係る委託経費であります。

15節工事請負費、細節1学校教員住宅補修工事は、校舎及び教員住宅の補修であります。細節2中学校整備工事は、糠内中学校の校舎屋根塗装工事。同じく教員住宅水洗化工事。札内南小学校ボイラー補修工事などが主なものであります。

16節原材料費は、グラウンド用、土、砂、校舎等補修用の木材、塗料などの経費であります。

302 ページ。

17節公有財産購入費の中で、細節1学校共済住宅譲渡代は教職員住宅の建設に当たり、公立学校共済組合の資金を活用して建設したのですが、支払対象となっているものは4棟14戸分であります。

4目スクールバス管理費。本目は、直営3路線と委託8路線の運行に要した経費であり、利用者実人数は208名であります。

304 ページ。

5目国際化教育推進事業費。本目は、英語教育の充実を図るため、国際交流員を招いて中学校などでの英語指導等に要した経費であります。

6目学校給食センター管理費。本目は、学校給食センターの管理運営費及び給食調理に要した経費であります。

1節は、給食センター運営委員報酬。

4節から7節は、パート調理員7名と臨時事務職員1名に係る共済費賃金であります。

306 ページ。

11節需用費は、調理業務にかかわる消耗品、光熱水費、給食賄材料費等であります。

12節役務費は、オフコン回線料、検便手数料が主なものであります。

308 ページをお開きください。

13節委託料は、給食配送業務委託及びボイラー、空調機、排水処理施設の保守点検委託料などあります。

18節備品購入費は、平成元年に購入した給食配送車の更新、断熱コンテナの更新、厨房用備品の補充が主なものであります。

310 ページ。

2項小学校費、予算現額1億8,459万8,000円に対しまして、支払済額1億8,426万2,859円あります。本項は、小学校9校の管理運営と教育振興に要した経費であります。

1目学校管理費。本目は、学校管理運営に係わるもので、7節賃金は、学校事務補助員4名、教育活動指導助手3名にかかわる分であります。

312 ページ。

12節役務費にあつては、児童、教職員の健康診断手数料。

13節委託料では、学校管理、清掃、警備委託料。

18節備品購入費では、机、椅子、印刷機などの備品。

19節負担金補助及び交付金につきましては、学校の管理運営にかかわる交付金が主な費用であります。

2目教育振興費。本目は、小学校9校の教育振興に要した経費であります。

314 ページ。

14 節使用料及び賃借料は、小学校 9 校に導入しておりますコンピューター108 台分にかかわる借上料であります。

18 節備品購入費は、教育機材、機器、学校図書など、学校配分に要したものであります。

19 節負担金補助及び交付金。細節 3 は、遠距離通学者 20 名分の補助であり、細節 4 は、小学校 8 校ヘスケートリンクの造成に対して定額プラス、リンク規模に応じて講じたものであります。細節 6 は、特色ある教育活動に対する支援として交付したものであります。

20 節扶助費は、就学援助費でありまして、申請者 227 名で、うち認定者は 204 名であります。総児童数に対する認定率は 12.5%となっております。

316 ページ。

3 項中学校費、予算現額 1 億 3,171 万 6,000 円に対しまして、支払済額 1 億 2,840 万 8,441 円であります。本項は、中学校 4 校の管理運営と教育振興に要した経費であります。

1 目学校管理費。本目は、学校管理運営にかかわるもので、7 節賃金は学校事務補助員 3 名、心の教室相談員 3 名にかかわる分であります。

12 節役務費にあつては、小学校と同様に生徒、教職員の健康診断手数料であります。

318 ページ。

13 節委託料では、学校管理、清掃、警備の委託料。

18 節備品購入費では、机、椅子、印刷機等の備品。

19 節負担金補助及び交付金にあつては、学校の管理、運営にかかわる交付金が主なものであります。

2 目教育振興費。本目は、中学校 4 校の教育振興に要した経費であります。

320 ページ。

14 節使用料及び賃借料は、中学校 4 校に導入しておりますコンピューター128 台分にかかわる借上料であります。

18 節備品購入費は、教育機材、機器、学校図書など、学校配分に要したものであります。

19 節負担金補助及び交付金。細節 3 は、遠距離通学者 12 名に対する補助。糠内中学校を対象とする高度へき地修学旅行費補助。スケートリンクの整備に係る中学校 2 校分の交付金であります。

20 節扶助費は就学援助費でありまして、申請者 110 名で、うち認定者は 97 名であります。総生徒数に対する認定率は 11.04%となっております。

4 項幼稚園費、予算現額 3,290 万 1,000 円に対しまして、支払済額 3,248 万 7,291 円であります。本項は、幼稚園の管理運営と教育振興に要した経費であります。

1 目幼稚園管理費は、町立わかば幼稚園の嘱託職員、臨時職員の人件費及び管理費用であります。園児数は 52 名で、教職員数は 6 名であります。

322 ページ。

2 目教育振興費。本目は、幼稚園教育の振興に要した経費であります。

324 ページ。

19 節負担金補助及び交付金は、私立幼稚園の入園料補助 110 名と保育料補助 59 名であります。

20 節扶助費は、就園奨励費でありまして、公立、私立の幼児 210 名の補助であります。

5 項社会教育費、予算現額 3 億 2,486 万 6,000 円に対しまして、支出済額 3 億 2,131 万 9,631 円であります。本項は、生涯学習推進に要した経費であります。

1 目社会教育総務費。本目は、社会教育委員 15 名の報酬のほか、各種団体に対する負担金、補助などあります。

326 ページ。

9 節旅費の細節 3 特別旅費は、中学生海外研修引率並びに少年国内研修の引率者分であります。

また、19 節負担金補助及び交付金のうち、細節 6 はオーストラリア、ニュージーランドへ大人 3 名。細節 7 は宮崎県東郷町へ小学生 9 名、細節 10 はオーストラリアへ中学生 14 名。細節 11 は宮崎県東郷

町へ青年5名の研修参加に係る補助であります。

2目公民館費。本目は、糠内、駒島の両公民館及び学び舎の管理運営に要した経費、関係団体の負担金補助が主なものであります。

328 ページ。

8節報償費。細節1の講師謝礼は、白樺大学の各種講座に要した費用です。

また、330 ページ、19節負担金補助及び交付金の細節5地域生涯学習推進委員会補助金は、公民館4館の運営委員会に対する活動費補助であります。

330 ページ。

3目保健体育費。本目は、体育指導員12名の報酬及び各種スポーツ大会参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営に要した費用であります。この目の主なものといたしましては、334 ページ、13節委託料、細節1保健体育施設管理委託料は、町民プール5か所の監視、管理、清掃委託業務に要した費用であります。細節14運動公園管理委託業務は、運動公園内の建物3カ所の管理委託業務に要したものであります。細節16明野ヶ丘スキー場リフト実施設計委託料は、ペアリフト新設に係るものでございます。

15節工事請負費。細節2は、明野ヶ丘スキー場リフト整備工事に伴う前払金であります。

336 ページ。

19節負担金補助及び交付金は、各種団体への活動費補助、体育施設管理に対する交付金であります。

4目青少年対策費。本目は、青少年問題協議会委員30名の報酬のほか、学童保育所4カ所の管理運営に要した費用、児童生徒健全育成団体への活動費補助が主なものであります。14年度の学童保育所の開設日数は264日。通所児童は182人となっております。

338 ページ。

5目町民会館費。本目は、町民会館及び札内福祉センターの管理運営に要した費用であります。14年度の利用者数は、町民会館が2万4,862人。札内福祉センターが2万8,962人となっております。

342 ページをお開きください。

6目郷土館費。本目は、文化財審議委員5名の報酬、ふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営に要した費用であります。利用者数はふるさと館が5,876人、考古館が370人であります。

344 ページ。

7目働く婦人の家。本目は、働く婦人の家運営委員6名の報酬、施設の管理運営に要した経費であります。主たるものといたしましては管理人賃金であります。ちなみに利用者数は1万2,250人となっております。

346 ページ。

9目スポーツセンター管理費。本目は、農業者トレーニングセンター並びに札内スポーツセンターの管理運営に要した費用です。主なものといたしましては、348 ページ、11節需用費の光熱水費、13節委託料の細節1施設管理委託に要した経費であります。利用者数は、農業者トレーニングセンターが2万6,059人。札内スポーツセンターが8万8,330人となっております。

350 ページ。

9目図書館管理費。本目は、図書館本館及び札内分館の管理運営に要した経費であります。7節賃金は、臨時司書4名及び生涯学習アドバイザー1名の賃金であります。

354 ページをお開きください。

18節備品購入費の主なものといたしましては、細節1図書購入冊数は3,709冊、細節2映像資料は254点であります。14年度末の蔵書数は17万1,780冊。また、貸出し数は15万5,228冊で、町民一人当たり6.1冊となっております。

10目武道館管理費。本目は、武道館の管理運営に要した費用であります。この目の主なものは、11節需用費の光熱水費であります。武道館の利用者数は9,337人となっております。

11目百年記念ホール管理費。本目は、百年記念ホールの管理運営に要した費用であります。この目

の主なものといたしましては、356 ページになりますが、8 節報償費は各種講座、講演会の講師謝礼、11 節需用費は光熱水費。13 節委託料は清掃管理、舞台機器操作の委託業務に要したものであります。360 ページをお開きください。

19 節負担金補助及び交付金は、町民芸術劇場への交付金、文化団体への活動費補助が主なものであります。百年記念ホール全体の利用者数は 8 万 6,638 人となっております。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○3 番（野原恵子） 1 点、お聞きいたします。

312 ページ、2 目教育振興費の中の 12 節役務費、15 ですね、教職員健康診断手数料なのですが、決算資料によりますと受診者数 176 名となっております。いろいろ検査があるのですが、この中で疾患が見つかった教職員がどのぐらいいらっしゃるかということと、それとここには心疾患の検査は入っておりません。けれども、その中で見つかった方、現状として職場の中で、そういうところで今、病に伏せている人ですとか、そういう方がおりましたら合わせてお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 教職員の健康診断に係る疾患の状況でございますけれども、この疾患の状況については直接病院の方から本人の方にその検査結果等が入っております。それで、その疾患に伴いまして再検を受けたりというような方法で病院側、また本人とのやり取りの中で対応をしている状況にあります。以上です。

○委員長（坂本 偉） 野原委員。

○3 番（野原恵子） それでは、この検診の結果というのは本人に知らせるということで、教育委員会の方では承知をしていないことであるということですね。

それと、もうひとつお聞きしたいのですが、今この中では心疾患の検査は入っていないのですが、これは 13 年度では法のもとで行っている中では心疾患の検査は入っていないということだったのですが、最近、教職員のそういう疾患の方が非常に増えているということでは、この幕別町でもそれは起こりうることはないかと思うのです。ですから、早め早めに手立てを打っていくということが、それを解決する方向も早いと思うのですが、そういうところの手立てをこれからどのようにしていこうとしているのか、その点もお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 心疾患に関しましては、公立学校共済組合の方で心の健康診断ということをやっております。毎週月曜日から金曜日まで電話の受付での相談、さらには直接相談所に出向いての検診ということでの、それらの心のケアを含めた検診を北海道公立学校共済組合の方で行っている状況にあります。以上です。

○委員長（坂本 偉） ほかにご質問をお受けいたします。

芳滝委員。

○15 番（芳滝 仁） 2 点ほど、お伺いをしたいと思います。

1 点は、314 ページ、320 ページに係る小学校教育振興の中の 19 節の 6 番、特色ある教育活動支援事業交付金、中学校費でも同じ振興費の中の 19 節の 6 番、特色ある教育活動支援事業交付金が出ております。これから学校の在り方では、こういうところに大変力を入れるべきだと今考え方を持っております。どういう特色ある活動をなされていたのか、また、その成果のようなものがあればわかる範囲で聞かせていただきたいと思います。

もう 1 点は、324 ページ、幼稚園費の教育振興の 20 節の就園奨励費の扶助のところではありますが、この資料を見ましたら 210 名で、幕別幼稚園ほか 2 園となっておりますが、幕別幼稚園と町立幼稚園のことであるのか、人数が何名であったのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 小学校及び中学校費におきます、特色ある教育活動でございます。これにつきましては、平成 14 年度からの新学習指導要領に先駆けまして、平成 12 年度から取り組んでいる事業であります。

この特色でございますけれども、それぞれの学校におかれています学校環境、さらには自然環境、それから地域性、それぞれを生かしながら体験的な学習、さらにはいろいろな菜園等を利用した学習、さらには学校林等を活用した自然を体験する学習、それぞれその学校におかれています環境を生かしながら授業を各学校の創意工夫の中で展開しております。

その成果につきましては、平成 12 年度から今年度 15 年度も実施しておりますけれども、平成 14 年度までの 3 年間、それぞれ継続的に同じ項目というか、同じ授業内容で進めてきている学校もありますし、各学年ごとに応じた授業展開をしているというようなことで、それぞれ特色を持った教育活動をしてきているというような状況であります。

続きまして、幼稚園の就園奨励費の関係でございますけれども、公立幼稚園につきましては 2 名、それから私立幼稚園につきましては 208 名でございます。以上です。

○委員長（坂本 偉） 芳滝委員、よろしいですか。

ほかに質疑をお受けいたします。

豊島委員。

○1 番（豊島善江） 3 点お聞きします。

1 点目は 316 ページ、7 節の賃金、6 の心の教室相談委員の賃金ですが、心の教室の相談委員の相談件数と主な内容というのですか、それをお聞かせください。

それから 2 点目は、337 ページの青少年対策費の中の 8 節報償費、青少年相談員のところなのですが、これは平成 13 年度の決算のときにもお聞きしたのですが、非常に相談件数が少なかったということが言われました。それでこれからとしては、周知なども徹底もするし、研究もしていきたいということでお答えがありまして、そういう姿勢で 14 年度は行われてきたと思うのですが、その 14 年度の実績をお聞かせください。

それから 3 点目は、354 ページ。百年記念ホールなのですが、資料によりますと百年記念ホールの、利用件数が 3,821 件というふうになっています。この中には、町が主催したものだとか、それから町民芸術劇場が主催したものなどが含まれていると思うのですが、そのほかに商業活動ですか、これを目的にされて使われていたという件数はどのぐらいあるのか。それから、その内容はどのようなものなのかということをお聞かせください。

○委員長（坂本 偉） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 1 点目の心の教室の相談件数でございますけれども、平成 14 年度におきましては 119 件となっております。

なお、相談の内容につきましては、不登校関係、それから友人関係、それから家庭関係、さらには部活関係、それから友達関係、そういったことでの相談内容でございます。以上であります。

○委員長（坂本 偉） 社会教育係長。

○社会教育係長（石野郁也） 青少年相談員の相談件数でございますが、平成 14 年度につきましては相談件数はございませんでした。ちなみに、平成 13 年度は 1 件ございましたが、14 年度は相談件数ございません。

それと、周知方法等でございますが、町の広報誌等を利用して周知を図っております。今後も、広報誌等を通じまして定期的に周知を図っていきたく思います。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐藤和良） 百年記念ホールの施設使用についてお答えさせていただきます。

使用件数 3,821 件ということですが、うち有料の使用料、つまり減免をしない件数ですが、399 件ございました。これにつきましては、商業的な利用、あるいは減免の対象とならない利用を含めまし

て、この件数となっております。以上です。

○委員長（坂本 偉） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 今、ちょっと答弁漏れだと思うのですけれども、減免にならないというのが商業的などと言いましたが、その内容もお聞きしたのです。その内容はどんなものだったかということも、ちょっと教えてください。

○委員長（坂本 偉） 生涯学習主幹。

○生涯学習課主幹（佐藤和良） 全体で339件ございますので、すべて述べるわけにはちょっといかなのですが、例えば自動車会社の経営会議、それから民間企業の販売会議等でございます。以上です。

○委員長（坂本 偉） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 青少年相談員謝礼なのですが、1件もなかったということで、周知などを徹底をしたいということで広報なんかにも載せているというふうになってはいますが、なかなかそれだけでは進みません。そして、一定のきちんとした財源を使ってこういう施策をしているわけですから、これがやはりきちんと生かされるということをもっと真剣に考えなくちゃいけないと思うのです。

それで、どんな体制でどのような方法でその相談活動を行っているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、百年記念ホールのことなのですが、今お聞きしましたら、お金をとっている場合でも今は会社の会議に使ったりということで、そういうことが言われました。

それで、私が今回ちょっとお聞きしたいのは、百年記念ホールは条例に基づいて、確か会館をきちんと貸しています。そしてこの百年記念ホールをつくったにはその目的があると思うのです。私は、これが駄目だということではなくて、例えば、これは14年度のことではないのですけれども、町民に対して物を販売する、そういう場にこの百年ホールが使用されているのです。

しかもそれが、かなり高額の商品を販売するということが行われていました。これが、本当にこの百年記念ホールの設置をしたものに合うのかどうか、そのことが非常にやはり町民からもどうしてこういう会館でそういう百万単位のもの売るとい活動ができるのかということ連絡が入りまして、これはやっぱり一考する必要があるのではないかというふうに考えるのですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 青少年相談委員の件ですが、相談件数がないというのは喜ばしいことだな、表面上はそう思います。

ただ、ご心配の向きというのは、例えばどこへ行けばいいのかわからないですとか、あるいは相談しづらいだとか、そういったことをご指摘なのかと思いますが、公的にも13年度の質疑でもあったかと思いますが、町だけではなくていろいろな機関で相談窓口を持っております。そちらへ行かれる方もいらっしゃると思います。あるいは、こういった悩みの相談というのは何も公的な相談窓口だけでは限らないかなとも思います。身近な方に相談するであるとか、いろいろなケースがあると思います。残念ながら私どもの方で、どこの機関にどれだけのこういった内容の相談が寄せられたかというところまでは把握しておりません。

それで、相談窓口同士のシェアみたいところで比較されてしまいますと、これはちょっと何ともお答えのしようがないのですが、この目的というのは、自分たちの町にそういう相談窓口もあります、ここが一番大事だと思います。そういった意味で広報で周知もしておりますし、これからも続けてまいりたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐藤和良） 施設の営業的な利用ということで、ご質問だと考えているのですが、まず、通常の貸し館業務としまして、営業的なことで使われるというのは拒みようがございませんので、施設の使用については選ぶことができないと。それから今、豊島委員がおっしゃるのは、そこで物販がされるという状況がよろしくないのではないかというふうに、私は受けとめたのでありますけ

れど、施設の利用基準の中には、物販を伴うというものについては10割の割増しをかけて物販を許可するという規定がございます。

それで、例えば講演会ですとか、あるいはコンサート等に物販が伴う場合もございまして、これについても規定の中で認めているところがございます。販売の中身について施設の方が把握しているという部分は多少少ないのかもしれませんが、規定上では物品販売ができるというような規定になってございますので、拒むことができないというふうに考えてございます。

○委員長（坂本 偉） 豊島委員。

○1番（豊島善江） そうですね。百年記念ホール条例の中にも、備考の中に商業活動で目的で使用する場合は販売を伴う場合は10割を加算するというところで書かれています。

しかし、例えば、そういう何百万のものを売ったりということで、この百年記念ホールを利用しますよね。例えばギャラリーを使ったとしましたら、暖房料がなければわずか全館を借りても3,100円で済むわけです。これが10割となっても1万円かからないわけです。普通ならこういうものを販売するときは、商業施設だとかを借りてやるのが普通ですけれども、例えば藤丸だとかやっていますが、それを本当にいろいろな町民の税金だとか、それから補助を受けて立てたこういう公の施設でそういう販売が果たしてふさわしいのかどうかということと合わせまして、今、非常に不当な販売というのですか、これだけのものをこういうふうにして売るだとか、そういう被害なんかも生まれていますよね。

だからそういうことに、果たしてそういうことに何でも、これはオーケーしているのだからいいのかという、私はそうはならないと思うのです。その辺の考え方をもう少し検討しなくてはいけないのではないかなというふうに考えるわけです。

そして、今回行われたのは、一見絵を見せるという形で、絵を展覧会的な形にしてその中で違うものを販売しているという催物ですから、これは私は町民からおかしいのではないのと批判されても、それは当然の声なんではないかなと思うのですが、この辺はもっと百年記念ホール、目的があつてつくられた施設ですから、私は将来的に検討すべきではないかと思うのですがいかがでしょうか。

それから、青少年相談の問題では、これはいろいろなところに、それは身内に相談する方もいらっしゃるし、いろいろなほかのところに相談する方も勿論いらっしゃると思います。

ただ、町でこういうふうなことを行ったというのは、やはり目的があるわけですから、その目的がきちんと達成されるということがやはり必要ですし、少なくとも相談窓口を広げているのですから、そこになぜ電話が来ないのかな、これは何か掛けづらい何かがあるのではないのかなと、そういうところもやはり検討させていただいて、より身近に相談されるというそういう姿勢が私は大事なのではないかと思います。どうでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 青少年相談員のことからお話しします。

豊島委員の思いがあつてのご指摘なのでしょうけれども、なぜ相談がないのか、何か問題があるのではないのかと言われましても、ちょっと具体性を私はイメージができませんので、これ以上のお答えのしようがございません。

相談員の方につきましても然るべき方を充てておりますし、その方には私は相談しづらいですとか、そういったことはないと思っております。それから直接出向くのがということであれば電話でもいいですよということで24時間お受けしております。そういった意味での問題点は、私どもとしては、さしたる致命的な問題はないというふうに思っております。

それと、百年ホールの件なのですけれども、確かにこれは個々のケースにより様々かと思いますが、公の施設で開かれていることによって、これは信用できるんだなというふうなことを思われる方もいらっしゃるかと思います。これは人によって様々だと思います。

ただ、今回のお話のケースの詳細を承知しておりませんので、私どもにもこういう目にあつたという電話もいただいておりますので、細かいこともわからずに答えるのもちょっとなんです、物の

売り買いというのは、売る人、買う人の関係もごございます。まず、一つはこういうことであると思います。そこでやっぱりご自分の判断というのも必要なのかなど。責任逃れではありませんよ。それが、まず第一的なことだと思います。

それから、ご指摘の物販の件に関して、これを禁止して、これは受けるというふうには、今の規定ではならないと思います。先ほど主幹が申しましたように、私どもの現状の対処の仕方としては、物販を伴えば10割増しの料金をいただくという格好になるかと思います。

お話の件、もう1回、子どもも検討してみますが、物販を伴う場合、お貸ししないのか、あるはお貸しするのかという二択にしかならないと思います、やるとすればです。こちらに貸してこちらに貸さない、つまり不当な販売であるかないかというのは、申込み時点では把握できかねると思います。ですから、仮に今の方法を改めるとすれば、物販を伴うものは全部お断りする。そんなような規定の仕方しか、現実を考えたときにはないのかなと思います。

○委員長（坂本 偉） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 百年記念ホールのことですけれども、私はこの百年記念ホール条例の第2条のところの設置した目的ですか、そのところがやっぱり大事ではないかと思うのです。

生涯に渡って進める学習活動を通じて多様な交流を促進して、もって町民の生活、文化活動の向上発展に寄与するためにホールをつくったという。これがやっぱり、公的な施設の、この施設の目的だと思うのです。そのところから判断すべきだということが一つと、それから、これは条例そのものも見直していかなければいけないというふうになるのだと思うのですけれども、他の施設では、ここは商業活動も認めるということになっていますけれども、商業活動があくまでも目的というのは認めていないというところも結構あるのです。そういうことなんかも、是非研究されて、どれが駄目どれが良いとかというふうになると、また本当に難しい判断になりますから、将来的に研究すべきではないかというふうに思います。

青少年相談委員の問題では、特に問題はないと言い切った答弁でしたけれども、私は、やはりこれがわずかな、そんなにお金はかかっていませんけれども、行政としてこういうことが必要だということで設置したので、あくまでもこれをもっともっとより多くの悩んでいる方たちに利用してもらえらるための、もっと私は謙虚な姿勢に立たなくちゃいけないと思うのです。昨年のおきも、本当に相談はわずかで周知をする、また中身をどういうふうにしたらいいのか研究したいというふうにお答えしているのです。だからそういうことからいけば、私はもっともっと細かな体制だとか、そのところに相談しなくても困ったときにはここだよという、それが町民の、青少年のよりどころになるようなものになるよう、引き続きやはり努力をすべきだと思います。以上です。

○委員長（坂本 偉） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 百年記念ホールの物販関係ですね。これは主幹、課長が答弁したとおり、基本的にはその判断というのは非常に私は難しいことなのかなと思っています。

ただ、百年記念ホールのみならず、他の公共施設、条例でそういった商業活動も基本的にできることになっていますので、今後、どういう形がいいのか、判断も含めて、これらについては今後、内部的にも検討をしてみたいなと思っています。

それから、心の教室相談員。豊島委員が言われることは、十分私たちも承知をいたしております。昨年の経過も踏まえながら、要は親御さん、子どもさん、どのような形でこういったものが設置されているのかということも含めて、これは周知しなきゃならない部分というものもあると思いますので、今までもやっておりますけれども、今後についてもこれらについては、PR活動に努めていきたいなと思っています。以上であります。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

前川雅志委員。

○10番（前川雅志） 304ページ、5目国際化教育推進事業費の7節の中にあります国際交流員の賃金のところではありますが、今年の補正予算の中にも国に帰るときの旅費ということで挙げられていまし

たが、この契約についてどのような契約になっているのかということをお聞かせください。もう一つは、104ページ、2目教育振興費、18節の細節3学校図書のところですが、今現在生徒からどのぐらいの利用率があるかということをお聞かせください。また、その利用の促進に関して教育委員会が学校に対して、何か指導なり、何らかの形で促進を促すような活動をしているかということをお聞かせください。

合わせて354ページ、9目学校図書管理費、18節の中で、町民一人あたりの利用が6.1冊あるということですが、小学生、中学生などの年代別のデータなどがありましたら教えていただきたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） まず1点目の国際交流員の賃金の関係でございます。

まず、今年度帰国されましたダニエル・トムソン先生でございます。この先生につきましては、平成9年から、AET、言ってみれば外国語指導員として勤務されておりまして、その後、国際交流員となったわけでございますけれども、ジェットでの外国人青年招聘事業によりまして、そのときの賃金を基本として当初、スタートしてございました。

その後、そのジェットの期間が切れた後、本町とその青年との個人契約というようなことになりまして、その後における賃金につきましては、税金分等の一部を含みながら賃金を設定してきております。それが賃金の内訳でございます。

続きまして、学校図書の生徒の利用率並びにその利用の促進についての関係でございますけれども、実際の生徒の利用率的に申しますと、なかなか数値的には申せられない部分があります。特に学校での授業の一貫で使われている、さらには休み時間、さらには放課後等の活用、そういったことで一元に率で申し上げられませんが、それぞれの学校におきましては、本町で出しております学校図書費を活用して、いろいろな本を、生徒・児童の要望に答えて導入しているというようなことで、それらで生徒・児童は読書活動を進めているものと思います。

なお、その促進に関して教育委員会がどうというようなことでなく、学校、さらには児童・生徒の活動の中で進めているものでありまして、本町でどうしなさいというようなことでの指導的な面はしておりません。以上であります。

○委員長（坂本 偉） 図書館長。

○図書館館長（平野利夫） 学校関係の児童書の関係でありますけれども、開設の形態別の年齢別ですか、私どもがまとめておりますのは、一応、一般と児童ということで出してございます。その資料でございます。15年3月31日現在で児童が、2,295人の利用ということになってございます。以上であります。

○委員長（坂本 偉） 前川雅志委員。

○10番（前川雅志） はじめに国際交流員の契約内容であります。細かい給料等についてはいいのですが、帰りの旅費までその契約の中に含まれていたのかということをお聞かせいただきたいということ、図書館と学校図書の関係なのですが、幕別町にあわせて立派な図書館が何箇所かありまして、さらにまた学校単位で整備をしていくということですが、その違いというか、何のためにやっているのかということをお聞かせいただきたいと。

○委員長（坂本 偉） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） このたびの帰国旅費に関しましては、当初、ジェットで本町の方に来ていただいた。その来ていただいたとき並びに帰国されるときにつきましては、その本国に入ってくる旅費並びに帰国される旅費等については、契約する町村において負担をするということになっております。

このたび、補正をさせていただいて帰国されました。これにつきましては、本人の申出によりまして急遽帰国されるというようなことがありまして、その帰国分の旅費について計上していなかったということにつきまして、補正をさせていただき帰国していただいたというような状況であります。

それから、学校図書と本町の図書館の必要性ですか。

まず、学校の図書館につきましては、それぞれ児童・生徒、図書館に近いところに居住されている方もいますし、図書館から離れていてなかなか自分では図書館にいけないと。そういった中で学校図書があることによって、本を読んだり借りたりする、そういう大きな違いがあるのと、先ほど言いましたように、学校教材として授業の一環として図書館を利用するというようなこともありますので、学校図書館の必要性はご理解していただけるのではないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（坂本 偉） よろしいですか。

ほかに質疑をお受けいたします。

牧野委員。

○4番（牧野茂敏） 327 ページの細節の6番。生涯学習の海外研修会の参加補助金ですが、これは本年度は3名ということでございますけれども、これは十勝の生涯学習セミナーで多分行われていると思います。

それで、現在の参加町村というのはどれぐらいなのか。また、その参加人数。合わせて幕別町では公募でやっていると思われるのですけれども、その公募されている人数をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 社会教育係長。

○社会教育係長。（石野郁也） ただいまの御質問でございますが、14年度までにつきましては今のご質問のとおり、十勝の生涯学習セミナーという形で実施しておりました。平成14年度につきましては、当幕別町と音更町、中札内村の3町村で合計10名の参加で実施をいたしております。幕別町につきましては3名の参加ということでございます。

ただ、この生涯学習セミナーにつきましては、他の音更町、中札内村につきましては平成14年度をもって事業を中止するというところでございましたので、当町単独でということでは生涯学習セミナーという形では続けないということでございます。それで、平成15年度からは事業の見直しを行っております。平成15年度の成人の海外研修につきましては、現在行っております中学生の海外研修に同行する形で、1名を同行していただく形で15年度の事業として予定してございます。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 牧野委員。

○4番（牧野茂敏） そうなりますと1名だけということになりますか。

○委員長（坂本 偉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 枠としては1名ということになります。

○委員長（坂本 偉） 牧野委員。

○4番（牧野茂敏） これから1名ということなのですが、この資料に書いてありますように中核的なリーダーの人材育成ということでもありますけれども、今までいろいろ派遣されたその人たちに町づくりであるとか、そういったことに関してはどのような役割を求めてやられておりますか。

○委員長（坂本 偉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 先ほど係長の方から、15年度から見直しを行いましたということを申し上げました。そもそもこの海外研修が始まったのは、もう20年も前になりますか、名称は違ったと思いますけれども、その頃というのは外国での見聞というのはやはり町の中ではある種特別な時代だったと思うのです。議会でもご論議あったかと思うのですが、それから年数が経ちまして、出掛ける目的は観光から視察からいろいろなことがあると思うのですが、外国へ行くというのが以前に比べて特別なことではなくなりました。いろいろな機会でいろいろな見聞を得てきた人たちが、生涯学習セミナー以外も含めて国際交流協会を組織したりだとか、そういったふうに変わってきております。

要は、大人の部分というのはそういつまでも続けなくても、ほかにいろいろなチャンスがあるのではないかという判断も一つありまして、15年度から枠の見直しを行っております。

それと、ご質問にはないのですが、一方、子どもたちの方ですね。可愛い子には旅をさせろと昔から申します。それは、昔も今も変わらないと思います。そちらの方の枠は、ずっとそのまま堅持して

おります。以上です。

○委員長（坂本 偉） 質疑の途中ではございますが、この際、11時20分まで休憩をいたします。

（11：05 休憩）

（11：20 再開）

○委員長（坂本 偉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお受けいたします。

佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 3点についてお伺いをしたいと思います。

1点目は321ページ、2目の14節、コンピューター関係について、小・中学校あわせてお伺いをしたいと思います。

それからもう一つは、これはどこに入るのか、資料編では社会教育事業の中には入っているのですが、学校芸術鑑賞についてどこの項目に入るのか、多分教育振興課などというふうにも感じますが、この件について一つと。

それから、317ページ、1目7節の各学校の臨時職員の賃金についてお伺いをしたいと思います。

まず、第1番目ですが、コンピューターについてですが、コンピューターの使用どうのということではなくて、今、小中学校に合計236台、二人に1台ぐらいの形で利用されているというようなことなのですが、金額が3,200万円以上になると。これがリースで入っているということなのですが、このことにつきまして、会社が何社ぐらいからこれを受け入れているのか、契約しているのか、しかも何年契約なのか、また、故障することはほとんどないと思うのですが、そういった場合に事故が発生した場合にどういう形になっているのか、年々3,000万円以上の、教育費の中では相当の金額を占めるわけですが、その運用について若干お伺いしたいというふうに思います。

できましたら、何社ぐらいで入札がどうなっていたのかということも含めてお伺いできればお伺いしたいと思います。

それから、教育振興関係だろうと思うのですが、学校芸術鑑賞です。これは、14年度は演劇、劇団とまと座が1回公演されているようです。これは年1回の計画だったのかどうかです。最近、心の教育ということが盛んに言われておりますが、情操教育という言葉が最近消えてきたような感じがします。子どもたちが育っていく上で非常に大事なものは、この情操教育ではないかなと。芸術文化に多く触れて心を養っていくということが非常に大事ななという感じをしますが、14年度は1回演劇がなされた。これは全校生徒が対象だと思うのですが、すばらしいことだと思います。3年ぐらい、4年なりますか、先を読んで生の交響音楽を聴いたということもあったようですが、できればこういったものが計画的にどういうふうに進められているのか。この劇団一つを呼ぶのにどれぐらい経費がかかっているのか、その辺もお伺いしたいというふうに思います。

それから、学校職員の臨時職員の給料といいますか、報酬でございますが、そこに日額というふうに記載されているのですけれども、日額どれぐらいになって、年額、計算すれば出てくるわけですが、一人当たりどうなっているのか。それと、契約年数といいますか、これについては何年契約なのか、採用年数ですね。そこら辺も含めてお伺いしたいということと、それからこの職員は妻帯者がいるのかいないのか、独身なのか子持ちなのか、そこら辺まで含めるとちょっと面倒かと思えますけれども、わかる範囲でお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） まず、学校の臨時職員というか、事務補助の賃金体系でございますけれども、日額6,370円並びに6,570円、言ってみれば経験年数によつての2段階、これは町の臨時的任用をされている職員に合わせた賃金になっています。

また、任用期間につきましては、おおむね6年を目途にしております。さらに、妻帯者がいるのかというご質問でございますけれども、妻帯者につきましては何名いるかはちょっと把握しておりませんが、妻帯者の方もおられます。

以上で臨時的任用の方の説明を終わらせていただきます。

続きまして、コンピューターのリースの関係でございます。

まず、リースにつきましては5年を目途とした単年度の契約としております。平成14年度までは、特定業者3社によります随意契約により契約をしております、平成15年度、今年度から4社による指名競争入札というふうにさせていただいております。

なお、保守点検に関してでございますけれども、これにつきましては、リースで入れ始めたのが平成8年当初からでございますけれども、その頃から12～13年度頃にかけて、やっぱり機械的な機能だとかにおいていろいろな故障等も発生しているというようなこともありまして、保守点検料を含めた契約というふうにしておりましたが、平成14年度以降につきましては、コンピューター機器そのものの性能、機能等が向上したというようなこと、さらには一般市場的にも流通されているというようなことで、かなり機械の性能も上がったというようなことで、平成14年度以降につきましては全面的保守、いってみればハード、ソフト、それからネットワーク保守、いろいろな保守についてはすべて積算の方から除外しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（坂本 偉） 生涯学習主幹。

○生涯学習主幹（佐藤和良） 学校芸術鑑賞のことについて申し上げます。

学校芸術鑑賞、昨年は4月に5回講演をもちまして、町内、小中学生全校生徒を対象に開催をされております。ご指摘のとおり、演劇で劇団とまと座のオズの魔法使いを公演いたしました。小学生低学年から中学生までということで、大変、演目の方の選定には大変難しいものがございまして、各学校の学校教育振興会という組織をされているところで、その先生方の方に毎年会議をもっていただきまして、次年度の演目について選定をしているところでございます。

2年演劇をしまして、それから1年音楽というこのようなローテーションでここ数年続いてございますが、今後、いろいろな意見の中で聞き取りながら、こういった演目について選定をしてみたいというふうに考えております。学年が九つ違うということでございますので、演目の難しさとしてはありますが、今年に入りましてもう少し演目の中身について年齢に合わせた選定をしてもよろしいのではないかとということもご意見としていただいておりますので、場合によっては違った演目を、その年度において選定するというのも一つ視野に入れて、今後、選定をしてみたいと思います。

ちなみに、今年につきましては、音楽の年度ということでフルビートパーカッションという音楽の、これは生徒さんたちが聞いても大変感動できるものではないかというふうに考えてございます。以上です。

○委員長（坂本 偉） 佐々木委員。

○12番（佐々木芳男） 臨時職員の賃金ですが、これは何も学校の臨時職員だけじゃなくて、一般職員も同様であろうというふうに考えますが、一般職と当然違うのは当たり前なのですが、生活していく上で、なかなか非常に厳しい面があるという話がちょこちょこ聞くことがございます。今、就職できれば十分なのだ。できない人もいるんだということになると、元も子もないわけですが、何とかこういった方々が、非常に厳しい仕事をしながら頑張ってくださいている方々に、何とかその明るい方向性が見い出せないのかなというようなことも考えております。

したがって、子どもを持ったりしているお母さん方といいますか、そういう方がいるとすれば、やはり月額12～13万で生活をするというのは非常に困難であろうというふうな感じをいたします。そういった面での今後の考えがどうあるのか、一般臨時職員を含めてお伺いできたらというふうに思います。

それから、コンピューターの件ですが、これは年々、恐らく増えていくのではないかと。充足率が将来は一人1台という時代になるのではないかと思います。そうなると大変な金額になると。もう少しうまい手立てはないのかなというような感じもいたしますけれども、子どもたちは非常にIT時代に育って、これがなければ教育ができないような事情であるますので、そういった面での取り組み、

将来性と、やはり学校のソフトを含めて充実していく必要があるだろうという面からお伺いをしたわけでございます。

それから、芸術鑑賞については今お話をいただいたとおり、非常に一生懸命やっておられるようですが、できたら年に音楽とこういった劇団、予算の関係もあろうかと思いますが、教育振興会も予算を決められておりますのでなかなか大変だと思いますが、そういった方向にやはり向けていくというのがこれからの教育の中で大事ではないかなと。

今、学力が低下している云々といわれていますけれども、それ以上にやはり子どもたちの情操教育を通して、いかに健全な子どもたちに育っていくかということが大事だと思うので、特にこういう芸術関係、音楽関係は、子どもたちの目の色が変わります。実際に生演奏を見ると本当に子どもたちの目の色が変わりますし、それをやってみたいという意欲も出てくると思います。そういった意味で、是非、これらについても、今後やはりもう少し予算を取りながら考えていっていただければなど、こんなふうに考えておりますが、その辺についての方向性についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） まず、コンピューターリースの関係でございます。

コンピューターリース、本年度で中学校につきましては一人1台の割合で配置しております。

なお、委員ご指摘のとおり、今後、小学校につきましても一人1台の割合での配置を今、検討しております。

そういった中で、そのリースに対する金額が高額になるというのは確かであります。しかも、リースになりますと、どうしてもリース料というか、リース貸付利率ですね。それについてもかなり高額になってくる、そういったことがありますので、今後、近年、資金的に有利な制度が出てきております。今後、それらの資金を活用しながら、低利の、言ってみれば貸付利率ですか、そういったものを活用しながら一括導入をして、それらに対して返還をしていくという方法も講じていく必要があるのではないかなというようなことで、それを含めて今後、検討をしまいたいというふうに考えております。

私の方からは以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 教育部長。

○教育部長（藤内和三） 臨時職員の関係と学校の芸術鑑賞について、私の方から若干説明させていただきます。

臨時職員の関係、佐々木委員が言われるように、非常に厳しい中で生活を送っていらっしゃるのかなと。そういう実態というのは当然承知いたしておりますけれども、今、こういった社会情勢の中、非常に厳しい中であって、一方ではリストラとかそういった問題も出ております。そういった全体的なことを考えた場合、言われていることは十分承知しながらも、私どもといたしましては、教育委員会だけの問題じゃなくて町長部局の臨時職員の対応等のこともございますので、まずは景気回復を望んで、そういった時代に早くなっていただきたいという答弁にしかならないのかと思っています。

それと、学校技術鑑賞。これはまさに今子どもたち、情操教育も含めてそういう観点での鑑賞の機会というのは私は必要だと思っています。先ほど申し上げておりますけれども、学校教育振興会、あるいは町民芸術劇場、そういった中でこういった今後の進め方も含めて、どういったことがいいのか、いろいろな場面で協議させていただきながらいい形のものを作っていききたいと思っています。以上であります。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

杉山委員。

○11番（杉山晴夫） 335ページ。13節委託料の細節11、12でございます。

単純な質問でございますが、細節11 陸上競技場芝刈り委託料、五百何万。それから野球場の芝刈りが四百何十万で1,000万円以上、ここで支出されているわけでございます。

この科目ではございませんが、このほかにもパークゴルフの芝刈りがあるのではないかと思います。

それもこれ以上にかかると思いますので、こういった一連の芝刈りを委託ではなくて専任の職員を採用して直属で芝刈りをやった方が安くあがるのではないかと、ふと今、考えたものですから、ご質問させていただくわけでございます。

当然、そこら辺は検討されていると思いますが、受託業者は芝刈り機を持って芝を刈るのでしょうが、町でまた直属でやるとすれば芝刈り機を町で買わなきゃならないということもありまして、そこら辺どうなのか、ちょっと、ご検討していることがあればお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○委員長（坂本 偉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 誠に申しわけないのですが、今手元に当初の積算資料がないのですが、直営と委託にした場合の比較は行っております。それで、人件費ですとか、それから機械の損料から等等いろいろなものを合計して比較した場合に、直営ではなくて今の形の方が費用が低く抑えられるということで、今の方法を選択しております。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

堀川委員。

○7番（堀川貴庸） 313 ページ、委託料の中の3番校舎警備委託料。

それから、中学校の中でも校舎警備委託料が入っているのですが、この警備関係は校舎内を見回る方だと思いますが、実際、何名体制でどのぐらいの時間帯でされているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 学校教育係長。

○学校教育係長（水川 潔） 校舎警備の委託料ですが、これについては機械警備ということで、学校の先生方がいなくなる6時、7時、8時から、翌朝の先生が来るまでの間の機械警備ですので、不審者が窓を開けて入りまじたり、そういう振動を感知して警報が警備員の方に届きまして、警備員は大体スポーツセンターの近辺におられるということで聞いておりますので、鳴った学校の方に出向く形で警備委託をしております。校舎内ということになりますと、学校清掃委託料の方で用務員さんという形で人がいますので、その方については、ある程度学校の周りは回っておりますし、外の環境整備も一緒にしていただいておりますので、その中で学校の回りも見ていただいております。

○委員長（坂本 偉） 堀川委員。

○7番（堀川貴庸） そうすると、昼間の就学時間中の見回りについては、清掃される方も含め、教職員も含めた方々で賄われていると。

ただ、近年、非常に刃物を持って殺傷事件もありましたし、ものが壊されていとなると直すことも可能なのでしょうかけれども、恐らく、僕もそのうち子どもを持って小学校へ通うようになるのですけれども、この子どもたちの身体・生命の安全を図るということでは、刃物を例えば持った侵入者に対する対抗手段も兼ね備えた教職員に対しての研修も行われているということでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 以前、大きな問題になりました学校の殺傷事件、あれを契機にいたしまして、本町におきましても、学校の安全マニュアルの再度点検見直し、さらには教職員に対するそれらの周知徹底を図ったと。さらにはハード的な面につきましては、職員玄関から児童玄関の見えない部分について防犯カメラを設置して、さらには職員室から子どもたちというか、一般の玄関が見えないところに窓枠をつけたり、さらには各教室に防犯ベルを付ける、そういった処置を講じてきております。

さらに、先ほど係長の方から申しましたように、日常におきましては、学校公務員の方も校内を巡回しながら清掃だとかの業務をしていると。そういった中でも体制も整っています。ただ、そういった部分ですべて対応できるかという、そうにもならないかなと思いますけれども、いずれにしても学校というか、校長会、教頭会、そういった中で、それらに対する児童・生徒の安全性には指導し

ているという状況にありますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（坂本 偉） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 社会教育費にかかわるのですが、適切なページ数がありませんので、324ページから始まっている社会教育費にかかわって、まず、社会体育の推進についてお伺いをいたします。

14年度の決算において、当初、執行方針の中にもあります、文部科学省がスポーツ振興計画として進めております総合型地域スポーツクラブの取り組みについて、最初の年の取り組みということで計画をされていたかと思いますが、その中で、体育指導員とか、体育関係者との協議を深めながら本町は進めていきたいということの中で、この一年間、どういう協議内容を進められて、先進地の視察内容もあれば合わせてご説明をいただきたいのと、そこから一つでてきた今後の方向性がどのように出てきているか。これらについて、まず、1点目をお伺ひいたします。

それと、社会体育施設の中の、資料には78ページに載っておりましたが、町民プール、これは幕別町町民プール、それから札内は、東、南、北と、それと糠内の一つということで、全部でこの資料の中では5カ所ございます。

それで、幕別町民プールにつきましては室内温度の改善をいたしまして、ある程度長期間利用できるという対策を図ったところでありますが、これにかかわって、こういった改良した結果、どれぐらいのランニングコスト等が維持管理で上がってきているのか。それがまず1点と。その対比として、例えばそれぞれまだそういった対策を講じていないプールが四つありますが、これら、どれか1カ所でも結構です、維持管理がどういう状態で、そういった温風管理をしたところとしないところの差はどの程度になっているのか。その比較がもしできるのであればご説明いただきたい。

それと、改良後、非常に1,000人近く幕別町民プールについては使用率が上がっておりますから、それ相応のいい結果が出ているという評価ができるわけですが、反面、そのほかの4カ所については旧態依然のやり方ですから、当然利用率は比べてみますと、人数も横ばい状態という中で、設置年度数が相当違いがあると思います。私も白人を見てきましたが相当古くなっているという状況の中で、相当維持管理費の修繕費等も含めてお金がかかっていると思いますが、これらの実態について、どういふ14年度の決算実態があったか。

そこから、今後に向けていろいろなプールにかける対策が考えられると思いますが、現時点で町民プールにかかわっての方向性をどのように考えられているか。これらについてお伺ひします。

○委員長（坂本 偉） 社会体育係長。

○社会体育係長（金野 忠） 総合型スポーツクラブの推進状況でございますけれども、前年度、先進地、既に活動をしている旭川方面、そちらの方にも視察に行っております。

現在、本町においては、体育指導委員会を中心にいたしまして、既に4、5回ほど内部で検討しております。ただ、今現在、まだ全道的な体育指導委員会の研修会もございまして、スポーツクラブの内容について、さらに具体的に検討している段階でございます。今後は、体育連盟関係等も視野に入れまして、そのクラブの必要性から順次検討を進めてまいりたいと考えております。

次に町民プールのランニングコストでございますけれども、一応、平成14年度の維持管理費につきましては、約623万3,000円ほどの管理費用がかかっております。

○委員長（坂本 偉） 暫時休憩をいたします。

(11:50 休憩)

(11:51 再開)

○委員長（坂本 偉） 休憩を解いて会議を開きます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 維持管理費をプールごとに別に出しておりませんが、14年度の例えば燃料費と比較していきますと、五つのプール総体なのですが、灯油ですと21%上がっております。確かにランニングコストという面では増になっていきますが、先ほどお話の中にもありましたように、一つは利用人数の伸びです。これは当然のことながら5月から10月いっぱい、この辺まで使えるという

ことで伸びてまいります。そういったことで効果はあったと考えております。

それと、設置からの経過年数の件なのですけれども、ご指摘のように、特に札内東に関しては相当年数が経っております。温水化にあたって一番問題になるのが、幕別の町民プールを温水化したときには躯体自体がしっかりしておりました。それで室内暖房を取るのにも、ダクトを張りといいますか柱といいますか、そこにくっ付けて持たせることができたのですが、札内方面、それから糠内のプールも含めまして、これは工法にもよるのですけれども、幕別と同じような室内暖房の方法をとった場合に躯体がもたないというケースも中には出てくるかと思えます。そういう構造上の問題が一つあります。それで、三カ年の実施計画の方にも一番構造のしっかりしているところからまずは手がけていきたいということで計画は出しております。そんなような格好で年次を追って対応してまいりたいというふうに考えています。

それと、先ほどの総合型スポーツクラブの件なのですが、体育指導員さんともご相談を始めているところなのですが、実際これを手がけると、恐らくいろいろなことが出てくるのではないかなと思います。というのは、私たちが慣れ親しんでいるスポーツ、見るものも含めて。学校スポーツと企業スポーツ、プロ・アマの違いもありますけれども、学校スポーツ、企業スポーツというのがありますが、地域型のクラブ、恐らく日本にはもともとそういう例というのはないところから始まっておりますし、私どもも手掛けるとすれば、確かに求めればよそにはお手本はありますけれども、じゃあ幕別にとって1番どういう姿が馴染むのか、そんなことを考えていきますと、これからクリアしていかなければいけない検討点というのは、相当出てくるのかなと。今の段階ではそう捉えております。

○委員長（坂本 偉） 永井委員。

○17番（永井繁樹） 総合型地域スポーツクラブについては1年目のスタートということですから、今のお話で方向性は理解できますけれども、やはり専門的な活動ができる体制を組まれて、やはり取り組みを早くしていただきたい。要するに、今までやっていない形の地域型スポーツをこれから考えるときには、やはり取り組みのスピードが遅ければ、当然行き着く先も遅くなるということですから、やはり、他の自治体の先進的な事例になるくらいの取り組みをしていただきたいという思いがあります。

町民プールのお話ですけれども、今のご答弁ですと、実際にもうダクトを取り入れてやっている町民プール、幕別の方ですけれども、それ以外の4カ所については年次計画を立てて取り組んでいきたいということになりますと、4カ所今ありますから、それから単純に推測しますと、4カ所やるという方向性が伺えるのですけれども、確かにその方向は一つ選択肢としてあると思います。しかし、いろんな効率化を考えていったときに、集約をしていくと一つの方法も選択肢の中にあるだろうと私は考えます。

ですから、その4カ所のものを1カ所にするということは糠内とかありますから、難しい部分もありますが、集約方法がある程度効率良くできれば経費等の節減にもつながるということで、このダクトによる温風を取り入れたことは結果としてよかったという私は印象を持っておりますので、そのあたり、年次を考えたときに現札内東町民プールは、早急な手立てをしないと使えない状況もございますから、維持管理をして修理をしていく部分の兼ね合いと、そういったものに向けて新しい対策、ダクト関係を付けていくという兼ね合いとか、どういうふうに今後お考えになっているのか、その辺、答えられる範囲でお答えをしていただきたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷 繁） 町民プールなのですが、まずは学校プールという側面がございます。体育の授業に使うということですね。この辺に関しては、時数自体がそう多くはありませんので、現状のままでもそう致命的な問題というのは出ないのかなと思います。それを踏まえた上で、これから残りの四つをどうするかということになるのですが、まずはその一番条件として手がけやすいプール、ここをまずと考えております。

今、ご指摘の集約という部分は、学校の利用、それから地域に住まわれている方の利用等等、すべ

ての条件をテーブルの上に載せて選択肢としてはあるのかなと思います。そうするという意味ではなくて、集約ありきということではなくて、それはやっぱり選択肢の中には入ってくるのかなと思います。

○委員長（坂本 偉） よろしいですか。

ほかに質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 10 款教育費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、13 時まで休憩をいたします。

（11：58 休憩）

（13：00 再開）

○委員長（坂本 偉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費に入らせていただきます。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費の説明を一括して求めます。

新屋敷総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 11 款公債費について、ご説明を申し上げます。

362 ページをご覧ください。

11 款公債費、1 項公債費、予算現額 25 億 1,881 万 3,000 円に対しまして、支出済額 25 億 1,790 万 1,192 円でございます。

1 目元金は、借り入れしました起債の償還元金でございます。

2 目利子は、借り入れした起債の償還利子と一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、出納閉鎖期間まで述べ 7 件、21 億円の借り入れ実行に係る利子でございます。

3 目公債諸費は、起債償還に係る支払手数料でございます。

次に、364 ページをご覧ください。

12 款職員費について、ご説明申し上げます。

12 款職員費、1 項職員給与費、予算減額 19 億 9,795 万 8,000 円に対しまして、支出済額 19 億 9,307 万 9,983 円でございます。

1 目職員給与費では、特別職を含め、217 人分の一般会計の方から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものでございます。

366 ページになります。

7 節の賃金は、臨時職員のうち常雇職員に係る賃金であります。

19 節の負担金補助及び交付金につきましては、福祉協会への負担金となっております。

次に、368 ページになります。

13 款予備費につきまして、ご説明いたします。

13 款予備費、1 項予備費、予算減額 474 万 6,000 円に対しまして支出はございません。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2 番（中橋友子） 364 ページ、1 目職員給与費の 3 職員手当等の 11 時間外勤務手当。

昨年の決算、そして予算、一連で質問をさせていただいていますが、この職員の時間外勤務手当につきまして、予算額よりは決算額は確か下回っているというふうに押さえております。その上で、これまでも大体 3 万時間は超える残業がずっと続けられてきたわけですが、今回のこの決算において残業の総時間はどれだけだったかということと、職員一人当たりの最高というのをまず伺います。

それともう一つ。一昨年からでしたか、配分制というのを各課ごとにとられまして、全体で7%を維持するというところまで行ってきたと思うのですが、その辺の手立てと効果について伺います。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 時間外のことです。昨年の総時間数につきましては、3万755時間ということになっております。

それから、職員一人当たりということになりますと、これは係ごとにいきますと総体で158時間ということになります。

それから、7%という目標を設定して配分方式、これの効果ということになりますけれども、私どもの方といたしましては、この7%という一つの目標を設定して、進め方としましては前年度実績ですね、この実績に基づきまして、それがどのような形で時間外ができてきたのかということヒアリングをさせていただきまして、翌年度分の配分額を決めさせていただくというようなかたちで進めさせていただいております。

そういった配分方式を導入したということによりまして、やはり効果といたしましては、課内、それから部内、それぞれの協力体制というのがより一層でき上がってきたのではないかとこのように考えております。

あともう一つは、それぞれの係の状況、課の状況というものが把握できる関係にありまして、臨時職員を効果的に投入するというようなことができる。また、もう一つは、職員の意識の向上というようなことが、この配分方式の効果ではないかなというふうに思っております。

個人の最高時間、昨年は1,142時間です。

○委員長（坂本 偉） よろしいですか。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 行政改革で職員の削減がずっと取り組まれてきておりまして、それで、予定よりも早く進んできているということで、計画よりも早く削減が進められているという一方で、残業も配分制をとられて、それで平成14年度の決算で見ると、前年からは増えていないということで、全体としてその仕事の密度が非常に高くなっているだろうと思うのです。これが本当に全職員に無理なく仕事が消化されていっている状況として進むということであれば問題はないのですけれども、ただ、大係制ですとか、そういう体制上でどこまで見直されたのか。そここのところもお尋ねしたいところなのですが、単に協力という関係だけで、これだけ解消、一定の効果はあったのだと思うのですが、抜本的な解決というふうには思わないのです。そういう抜本的な解決をしないで上限を切っていくとどうしても無理がかかるということになりますので、そういう手立てについてもずっと検討されていくという昨年の決算のときのお話なので、実際にその大係制などについてどんなふうに踏み込もうとしているのかということと、これは、いつも残業って個人についてくるというようなこともいわれてきたのですけれども、最高で1,142時間というのは非常に大きい数字だと思うのです。

それで、私たちから見て、その課によって、またそのときの状況と申しますか、今年でいえば例えば災害だとかというようなところで突出する場合がありますよね。そういうことを見たときに、どの課で残業が多いのか、配分として7%削減というふうにしてそれをやったのだけれども、幕別の庁舎の中のたくさんある課の中で、課ごとの残業の多い少ないというのをお教えください。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） まず、1点目の、大係制ということなのですけれども、これは、昨年あたりの論議の中でもスタッフ制だとかいろいろと言われております。

ただ、なかなかその部署によりましては、馴染まないところもあるというのも現実でございます。そういった意味で、今回の効果としてあげましたのは、係がやはり一つの課の中でお互いに協力し合うと。又は、課と課同士で協力し合うというような形が効果として上がったという説明をさせていただいたところでございます。

大係制につきましては、機構改革なども含めまして、今、庁舎の中でもいろいろと検討している最

中でございますので、もうしばらくお時間をいただければというふうに思います。

また、どの課が多いのかというところですが、昨年の場合は、町民課の国保医療係が多かったというところがございます。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2番（中橋友子） この個人の1,142時間という方も、やっぱり町民課になるのでしょうか。町民課というふうに考えると、制度的にいろいろな国保関係ですとかありますから、仕事が集中するというのはわかりますが、しかし、臨時に何か増えていくという課ではないです、臨時的に。そうなると、こういうところで残業が多いというふうに見れば、やっぱり無理をかける部分があるのじゃないかというふうに思うのです。

もう一つ心配することは、人が減って、残業も減って、運営というか、お金の面では抑えて頑張ったということだと思うのですが、そういう仕組みに、これはなかなかお答えづらいと思うのですが、結局は持ち帰り残業といいますか、一般的にはサービス残業とかということが非常に問題になるのですが、そういう心配もこの人数の激減だとか、7%に抑えるというふうなことだけが映ってきて、そして今、改善点が係の協力だけという点であれば、当然今までだって必要な仕事を皆さんはやらせていたわけですから、その超えちゃった分が出てくるんじゃないかと。3人や5人の削減じゃないですね。行革の中ではかなり大きな数字で人員の削減をやってこられていますし、勝毎さんの先日の報道を見ましたら236人、今年の4月まで目標にしていたのが228人、既に目標よりも8人多く人員を減らしていますよね。そのほかに、私たちの目から見れば、例えば、今、町村合併で新たな仕事が増えているとか、そういうふうに見れば業務の減少というのは全然考えられないわけです。そこで、こういうふうになっているというふうになったときに、無理をかける、いわゆる数字に表れない残業、こういうのが生み出しかねないというふうに思っているのですけれども、その辺の実態はどうか。この二つです。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 先ほど名前が出ました国保医療係、ここの特別な事情というのをちょっとご説明を申し上げたいと思いますけれども、昨年、3人体制ということでスタートいたしました。その年度途中で職員が一人退職されまして、二人体制で、臨時職員一人配置はしたのですけれども、どうしても対応せざるを得なかったというのが特殊の事情がありまして、特に二人に負担がかかってしまった部分というのがあるのだろうというふうに考えております。

今年度につきましては4人体制ということで、人事の面で体制の方を整備いたしましたので、対応については今まで以上に緩やかになるだろうというふうに考えております。

もう1点、サービス残業ということがお話に出ましたけれども、私どもの方としてはヒアリングなどをやっていく中で、各課長ともお話をしまして、決してそのようなことがないように、そのような個人的に自宅に持ちかえってやって、それで仕事を済ますと、そのようなことがいいことではないということは、それぞれ皆さんご理解をいただいていると思いますので、私どもとしては、そういう無理をかけて時間数を減らしているというふうには捉えていないところでございます。

昨年の特殊要件ということで、私どももその配分方式だけが全て効果が数字に現れたのかというふうには捉えておりません、去年の特殊要素というのを考えてみますといろいろありまして、これは年々そうなのですけれども、一つは公共工事の発注、これが年々落ちてきているというようなことで、こういう工事を発注するところ、数字で申し上げますと、13年度が161件の発注をいたしております。しかし14年になりますと、127件というようなことで本数的にも落ちてきているということで、そういった面で発注に対する事務処理というののもいくらか少なくなっているのだろうと。

そのほかに、コンピューターが導入されまして、やはり私たちの事務処理が迅速に行われるようになってきたと。こういったこともかなり事務を効率的に行うという意味で効果があったことではないかなと押さえています。

また、12年から行政改革に取り組んでまいりまして、事務事業の見直しだとか、そういったいろいろ

ろなことを取り組んでまいりました。そういったものによりまして、これまで事業が少なくなってきた分、こういったものもあるのだろうというようなことを考えておりまして、そういった諸々のことがやはり効果として現れてきたのではないかなど。それと合わせて7%という一つの目標設定ですね、こういったものがうまく機能したのかなと押さえております。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 全体に無理がかかっていないということが一番なので、そういうことだということでもありますから、その辺は、私は持ち帰りというふうにいいましたけれども、例えばどこ言ってもそれが残業としてきちっと、多分、課長なら課長のところに届出を出してというやり方をされると思いますから、もしそういうものがなかったら、カウントされていけないことだと思いますから、そういう点も持ち帰りという意味は要するに、数字に現れない形での仕事が職員に被さることのないようにというような意味でお尋ねをいたしました。

そういうことで、全体としては大係制などについては、今の時点ではその行革とコンピューターの導入によって、全体の仕事量の機械化による促進と、仕事が少なくなったということではありますが、それとて、課で対応する仕事、あるいは町民の数も減ってはいませんし、総量としては決して業務自体が新たな、先ほど言いましたような合併の事務所を立ち上げるとかというふうになると、決して少なくなっているというふうには感じられないのです。

ですから、そういうことも含めて、将来的にはきちっともっとシステムの、スタッフ制ということも出ましたけれども、そういうこともやっぱりきちっと検討していく必要はあるかと思うのですが、いかがですか。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 今のご指摘いただいた部分につきましては、私たちが常日頃から感じておりますので、時代の流れに沿いまして、機構の見直し、そういったものについてはこれからも進めていきたいというふうに思います。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましてはほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、14 款災害復旧費に入らせていただきます。

14 款災害復旧費の説明を求めます。

三井建設部長。

○建設部長（三井 巖） 14 款災害復旧費について、ご説明を申し上げます。

370 ページをお開きください。

14 款災害復旧費、1 項農林災害復旧費、予算現額は 3,142 万 1,000 円で、支出済額は 3,126 万 9,459 円であります。

1 目単独災害復旧費。本目は、平成 14 年 7 月 11 日の台風 6 号と、10 月 2 日の台風 21 号により被災した農業施設の復旧に要した費用であります。

13 節委託料の細節 5 及び 6 は、途別、明倫、中里地区の被災した排水路の調査設計であり、14 節の重機借上げは明渠排水路の堆積土砂を除去し、施設機能を回復するためのバックホー、ダンプトラック等の借上げであります。

15 節の細節 1 及び 2 は、被災明渠 28 か所の復旧工事費であります。

2 項土木災害復旧費、予算現額 8,220 万円で、支出済額は 8,028 万 9,774 円であります。

1 目単独災害復旧費。本目も前段申し上げました台風災害によるもので、雨水排水処理のポンプ借上げ等、町道被災箇所への復旧工事に要した費用でありまして、14 節使用料及び賃借料、細節 5 重機等借上げにつきましてはポンプの借上げ 93 台と、道路側溝に堆積した土砂除去のための機械借上げに要した費用であります。

15 節工事請負費、細節 1 においては台風 6 号の被災箇所 60 箇所、細節 2 においては台風 21 号の被災

災箇所 122 か所、合わせて 182 か所の工事を施行したものであります。

以上で、14 款災害復旧費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 14 款災害復旧費につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出 1 款議会費から 14 款災害復旧費までの審査が終わりましたので、引き続いて一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

新屋敷総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 19 ページをご覧くださいと思います。

1 款町税、1 項町民税、調定額 10 億 5,283 万 2,587 円に対しまして、収入済額 9 億 6,716 万 8,016 円でございます。不納欠損額につきましては 199 件で、1,122 万 5,690 円。収入未済額は 7,443 万 8,881 円でございます。収納率にいたしまして、91.86%。前年比 0.22%の増でございます。

1 目の個人でございますが、現年課税分の調定額は、8 億 1,621 万 256 円となっております。前年度に比較しますと、34 万 2,675 円の減となっております。減の主な要因でございますが、給与所得者の人口はわずかながらも増加しているものの、個々の所得が減少しているためなどによるものでございます。

2 目の法人でございますが、現年課税分の調定額は 1 億 5,546 万 4,900 円で、前年度に比較しまして 233 万 5,900 円の減となっております。減の主な要因でございますが法人数につきましては 513 社で、前年度より 6 社増となっておりますけれども、長引く景気の低迷によりまして全般的に所得が減少したことなどによるものでございます。

なお、1 項の町民税の現年課税分のみでの収納実績を申し上げますと、個人の収納率では 98.10%で前年比 0.26%の増。また法人につきましても収納率 99.29%で、前年比 0.07%の微増ということになっております。

2 項の固定資産税、調定額 11 億 9,338 万 2,252 円に対しまして、収入済額 10 億 1,346 万 3,572 円でございます。不納欠損額は 75 件で 687 万 1,697 円。収納未済額は 1 億 7,304 万 6,983 円でございます。収納率にいたしまして、84.92%。前年度比では 1.24%の減ということになっております。

1 目の固定資産税は、現年課税分の調定額では 10 億 2,144 万 300 円で、前年より 3,136 万 6,200 円の増ということになっております。増の主な要因としましては、新築、増築家屋等がありまして、その分が 243 件ありました。また、宅地造成に伴う増加も主な増の要因となっております。

なお、現年課税分のみでの収納率を申し上げますと 96.52%で、前年対比 0.06%の微増ということになっております。

21 ページ。

2 目国有資産等所在市町村交付金の収納済額でございますが 1,726 万 7,600 円で、前年対比 24 万 8,200 円の増となっております。この交付金につきましては、道営住宅、幕別高校用地などにかかります固定資産税相当分が、国だとか道から交付されるものでございます。

3 項軽自動車税、調定額 3,510 万 9,750 円に対しまして、収入済額 3,230 万 3,050 円。不納欠損額は、39 件で 13 万 4,600 円。収入未済額は、267 万 2,100 円でございます。現年課税分の調定額では、前年対比 211 万 700 円の増。増の要因としましては、軽四輪のうち乗用タイプが、前年対比で 304 台増加したことなどによるものでございます。

なお、現年課税分の収納率は 96.58%で、前年比 0.39%の減となっております。

4 項町たばこ税、調定額 1 億 5,535 万 2,243 円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年比、調定額で 155 万 4,248 円の減でございます。本数では、前年比約 60 万 1,000 本の減となっております。

ます。喫煙率の低下等から減少をしていると思われます。

5項の入湯税、調定額1,192万1,510円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度対比では21万6,840円の増でございますけれども、増の要因としましては、宿泊の利用客分が1,016人減少しておりますけれども、日帰りのお客さんが5,272人増ということで、大幅に増加したことによるものであります。

なお、これにつきましては、昨年4月からの町民無料入浴券廃止の影響もあるものと思われます。23ページになります。

6項特別土地保有税、調定額706万7,190円に対しまして、収入済額41万1,600円。収入未済額665万5,590円でございます。収納率は5.8%ということになりますが、現年課税分だけで見ますと、86.99%となっております。

なお、この特別土地保有税につきましては、税の大半が過年度分ということもありまして、また、滞納者の大半も道外の方ということもありまして、収納に苦慮している状況でございます。また、ほとんどの物件につきましては、差押えだとか参加差押えをしているところでございますけれども、資産価値などの関係から費用対効果を考えますと、競売手続等に踏み切れないのが現状ということになっております。

なお、税制改正によりまして、平成15年度からは新たな課税が行われないことになっております。25ページをご覧くださいと思います。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税。調定額1億7,134万1,000円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年の対比、金額で34万8,000円の減でございます。

2項地方道路譲与税につきましては、調定額1億756万3,000円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度対比、金額にして583万6,000円の増ということになっております。

27ページ。

3款利子割交付金、1項利子割交付金。調定額2,981万7,000円に対しまして、同額収入済でございます。前年度対比、金額にして6,573万3,000円の減ということで、率では68.8%の減ということになっております。

29ページ。

4款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、調定額1億8,825万9,000円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度対比、金額にして2,147万6,000円の減。率では10.2%の減ということになっております。平成9年度の地方消費税創設によりまして、1%の地方消費税の2分の1を市町村に人口規模、それから従業者数等を基準に交付されることになっております。

31ページになります。

5款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、調定額4,174万2,232円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度対比、金額にして51万888円の減で、率で1.2%の減ということになっております。これは利用者数の減でございます。前年比2,282人の減となっております。

なお、国際ゴルフ場の利用者数につきましては、年間4万7,912人で、69人の減。河川敷の方の利用者数につきましては、3万3,784人で、2,213人の減というようなことになっております。

33ページになります。

6款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、調定額9,143万5,000円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度対比、金額にして2,342万4,000円の減、率で20.4%の減ということになっております。

35ページ。

7款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額20万円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度の交付金も同額でございます。

37ページ。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、調定額8,133万5,000円に対しまして、収入済額も同

額でございます。前年度対比、金額にして9万9,000円の増。率で0.12%の増でございますが、これにつきましては、平成11年度の税制改正による恒久的な減税に伴いまして、地方税の減収額の一部を補填されているものでございます。

39 ページ。

9 款地方交付税、1 項地方交付税、調定額 56 億 7,057 万 8,000 円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度対比、金額にして3億6,321万8,000円の減、率で6.0%の減ということになっております。

41 ページ。

10 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、調定額 597 万円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度対比1万円の増となっております。

43 ページになります。

11 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 2,728 万 8,650 円に対しまして、収入済額も同額でございます。農業基盤整備事業等に係る受益者分担金となっております。

2 項負担金、調定額 1 億 8,225 万 4,736 円に対しまして、収入済額 1 億 6,149 万 3,641 円。不納欠損額 31 万 8,880 円。収入未済額 2,044 万 2,215 円でございます。

1 目の民生費負担金につきましては、身体障害者及び老人福祉施設入所者の措置費並びに保育料でございます。不納欠損額につきましては、身体障害者措置費が1件、保育料が2件という内訳になっております。

2 目土木負担金につきましては、河川改修に伴う橋梁の架け替えに係る道負担分でございます。

次に 45 ページになります。

12 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 387 万 7,178 円に対しまして、収入済額 1 億 8,470 万 3,118 円。不納欠損額 52 万 5,000 円。収入未済額 1,864 万 9,060 円でございます。各種施設等の使用料でございまして、不納欠損につきましては、次の 47 ページになりますが、5 目 5 節の公営住宅使用料ということになりまして、件数では5件となっております。

なお、収入未済額につきましては、5 目の土木使用料の公営住宅使用料。さらには、6 目の教育使用料のうち、幼稚園保育料及び学童保育所保育料などが主なものとなっております。

次に 49 ページ。

2 項手数料、調定額 1,832 万 4,064 円に対しまして、収入済額も同額でございます。本項は、1 目総務手数料の戸籍住民票や諸証明に係る手数料、それから2目民生手数料では、次の51ページの1節介護支援手数料の居宅介護サービス計画作成手数料。さらには4目の土木手数料の建築確認申請手数料等が主なものとなっております。

次に、53 ページをご覧ください。

13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 2 億 350 万 8,239 円に対しまして、収入済額も同額でございます。主なものは、1 目民生費負担金の国民健康保険基盤安定費、身体障害者保護費、保育所運営費、児童手当関係負担金。さらに2目の衛生費負担金では、保険事業負担金が主なものとなっております。

次に、2 項の国庫補助金、調定額 3 億 4,973 万 1,800 円に対しまして、収入済額も同額でございます。主なものとしましては、55 ページの1 目の総務費補助金となりますが、これにつきましては、コミュニティバス運行に係る補助ということになります。

2 目の民生費補助金では、身体障害者ホームヘルプサービス事業など。

3 目の土木費補助金では、道路整備事業、公園整備事業、公営住宅建替事業などであります。

4 目の教育費補助金につきましては、次のページになりますが、57 ページの1 節、2 節の小学校及び中学校関係に係る就学援助費だとか、3 節の幼稚園費の就園奨励費、保健体育費の明野ヶ丘スキー場リフトに係る国庫補助金となっております。

次に3項の国庫委託金、調定額 2,045 万 7,118 円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1目総務費委託金では、外国人登録事務等、それから2目の民生費委託金では、年金事務や児童手当事務、さらに59ページになりますが、3目の農林業費委託金としまして、国営土地改良事業など、国の委託事業に係る委託金となっております。

次に、61ページをご覧ください。

14款の道支出金、1項道負担金、調定額1億1,166万366円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1目の民生費負担金及び2目の衛生費負担金につきましては、先ほど国庫負担金の中で説明しましたそれぞれの負担割合に基づく、道に係る負担分でございます。

次の63ページをご覧ください。

3目の農林業費負担金につきましては、1節農業費負担金の農業委員会職員設置に係る道負担金が主なものでございます。

2項道補助金、調定額7億7,852万8,284円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1目の総務費補助金では、コミュニティバス運行事業。

2目の民生費補助金は、各種福祉事業及び介護予防等の事業に係る補助となっております。

それから65ページの方の2節児童福祉費補助金で、へき地保育所設置費、乳幼児医療、子育て支援センターなどに係る道補助金となっております。

3目の労働費補助金につきましては、緊急地域雇用事業に対する道補助金。

4目の農林業費補助金につきましては、農林業関係事業に対する道補助金で、次の67ページ、1節の中で、細節5の経営構造対策事業や、細節7の農業生産総合事業などが大きなものでございます。

2節の畜産業費につきましては、細節3の畜産振興総合対策事業及び食料環境基盤緊急確立対策事業など。

3節の土地改良事業につきましては、細節1の道営土地改良事業。

さらに4節の林業費では、各種造林事業と、次のページの一番上にあります、北の森づくり関係の補助金が主なものとなっております。

次に5目の教育費補助金につきましては、放課後児童対策事業だとか、IT講習推進事業などに対する道の補助金となっております。

次に3項道委託金でございます。調定額7,690万2,977円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1目総務費委託金では、2節徴税费委託金の道民税徴収事務の委託。

4節の選挙費委託金の知事道議選挙費事務が主なものとなっております。

71ページ。

3目の土木費委託金では、2節住宅費委託金の一般道営住宅の管理業務、さらに3節都市計画費委託金の街路事業用地取得業務が主なものとなっております。

73ページをご覧ください。

15款財産収入、1項財産運用収入、調定額2,048万623円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1目の財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入でございます。

2目の利子及び配当金につきましては、各種基金等の利子収入となっております。

75ページ。

2項財産売払収入であります。調定額3,898万3,079円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1目は、除間伐材及び町有地等の売払収入。

2目は、公社貸付牛譲渡代などの収入。

3目は、帯広国際カントリークラブの会員権売払いに伴います収入でございます。

77ページ。

16 款寄附金、1 項寄附金、調定額 666 万 900 円に対しまして、収入済額も同額でございます。

2 目の総務費寄附金の札内川ゴルフ場利用者からの河川緑化整備事業寄附金だとか、福祉推進基金への寄附金などが主なものとなっております。

79 ページなります。

17 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 2 億 4,000 万 5,817 円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1 目の減債基金繰入金につきましては、財源対策債等の償還に充当するため、減債基金から繰り入れをしまして、各会計の公債費の支出に充てたものでございます。

2 目の財政調整基金繰入金につきましては、当初予算編成時の財源不足によりまして、財政調整基金の方から 3 億円を借り入れたものでございますけれども、その後の財政運営の中で 1 億 5,400 万円の積み戻しができましたことから、最終的には差し引き 1 億 4,600 円の繰り入れとなっております。

3 目の代替輸送確保対策事業基金繰入金につきましては、広尾線バス輸送確保対策事業のバス更新費用として基金から繰り入れをしたものでございます。

4 目の酪農振興基金繰入金につきましては、酪農ヘルパー事業退会者に対する積立金の返還分を基金から繰り入れたものでございます。

5 目の河川緑化整備事業基金繰入金は、河川緑化事業実施のために繰り入れをしております。

83 ページになります。

18 款繰越金、1 項繰越金、調定額 5,202 万 3,802 円に対しまして、収入済額も同額でございます。前年度からの繰越金となっております。

次に 85 ページなります。

19 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、調定額 112 万 1,600 円に対しまして、収入済額も同額でございます。

2 項町預金利子、調定額 1 万 3,831 円に対しまして、収入済額も同額でございます。

87 ページ。

3 項貸付金元利収入、調定額 5 億 1,370 万 3,124 円に対しまして、収入済額も同額でございます。各種貸付金の返済による収入でございます。

89 ページ。

4 項の受託事業収入になりますが、調定額 5 億 6,295 万 3,387 円に対しまして、収入済額も同額でございます。主なものにつきましては、91 ページ、2 目の農林業費受託事業収入で、畜産基盤再編総合整備事業受託事業に係る収入ということになります。

また、3 目の土木費受託事業収入につきましては、札内南大通街路事業及び札内 9 号南通街路事業に係る北海道からの収入ということになっております。

次に 5 項の雑入であります。調定額 2 億 3,387 万 3,820 円に対しまして、収入済額 2 億 2,901 万 4,667 円となっております。収入未済額は 485 万 9,153 円でございます。

93 ページ。

5 目雑入につきましては、1 節職員給与費負担金から 6 節雑入まで、他の目に属さない収入でございます。なお、収入未済額としましては、4 節の学校給食費が主なものとなっております。

101 ページをご覧くださいと思います。

20 款の町債になります。20 款町債、1 項町債、調定額 13 億 5,590 万円に対しまして、収入済額も同額でございます。

1 目の総務債から 105 ページの 8 目災害復旧債まで、各種事業に充当するための起債の借り入れとなっております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

杉山委員。

○11 番（杉山晴夫） 4 点ばかりご質問をさせていただきたいと思います。

町税の収納につきましては、対策本部を設置されて、職員の皆様、努力をされていることは十分承知をしております。日曜、休日、夜間等も含めて、納税事務に当たられて努力をされていることは十分わかるわけですが、監査委員の意見書によりますと、町税の収納率は 88.8%。前年度に比べて 0.6 ポイント低下しているということでございます。

恐らくこの 88%というのは、管内では下位の方ではないかと思うわけでございます。債権差押 121 件などの努力も見受けられるところでございますが、その中であって不納欠損額を見ますと、町税全体で対前年の約倍額の額になっているわけでございます。この不納欠損額の理由、件数別にわかれば、お知らせをいただきたいと思えます。

次、24 ページの特別土地土地保有税でございます。これにつきましては、依然として金額が変わらないわけございまして、滞繰の分でございます。先ほど総務部長のご説明では、全部道外でございまして、差押えをしてもその値がないのでということでございますが、実際に徴収の事務をどのようにやっているのか、差押えをした経過があるのかどうか、そこら辺をお聞きをしたいと思うわけでございます。

それから 3 点目は、48 ページの 4 節の公園施設使用料。収入未済額があるわけでございますが、公園を使用する場合に事前に徴収しないのかどうか。使ってから納入させるのかどうか。これはおかしいのじゃないかと。事前に徴収して使用するようになれば、こんな収入未済額は出ないのではないかと。ということで、お聞きをしたいところでございます。

それから次、50 ページの 2 節の幼稚園使用料の収入未済額 49 万 8,000 円。この幼稚園に入園させている家庭では、それぞれの納入力というのがあるのではないかと私は思うわけございまして、どうしてこのような収入未済額が出るのか。この 4 点でございます。以上です。

○委員長（坂本 偉） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） まずはじめに、収納率の関係でございますけれども、町税全体で 88.8%。昨年から見ると 0.59%の減ということでありましたけれども、現年分、あるいは滞繰分、個々に見ましたときには、町民税全体としましては、現年分が 97.59%で前年より 0.11%上昇いたしております。それからあと、滞繰分につきましても 9.38%で、前年対比 1.19%上昇しているというような状況でございます。

ただ、滞繰分の金額が非常に大きいということもありまして、両方を足して計算をすると総体的にマイナスになってしまうというような現象がございます。私どもも、その徴収に対して非常に努力はしておりますけれども、努力いたしまして現年度分あるいは滞繰分、両方とも上昇はさせたけれども、結果として全体としてマイナスになってしまう。ですから、そのマイナスの幅を少しずつ減らしてきてはいるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それからあと、次、不納欠損の件数等ですけれども、不納欠損につきましては全体で 313 件でございます。そのうちの内訳といたしましては、死亡、居所不明によるものが 39 件、それから生活困窮によるものが 232 件、それから企業倒産、破産によるものが 42 件というようなことでございます。これは、地方税方の規定に基づきます中身で申し上げますと、消滅時効を迎えたものが 310 件、それから執行停止によるものが 3 件というふうな中身であります。

それから、今回の不納欠損の中身の中で、一番大きなもの 1 件、三百数十万円というようなものもございましたけれども、これにつきましては、この方の分については既に裁判所等での競売も全部済んでおりまして、それが全てそのときには町に対して配当がなかったというようなこと。その方につきましては、今年の 3 月に既に生活保護になってしまったというような状況もありまして、全く取れる見込みがないというようなこういう部分も含んでいるということをご理解いただきたいと思えます。

それから次に、特別土地保有税についての差押えをしているのかということなのですが、特

別土地保有税につきましては、現在、差押えをしているものが58件ございます。それから参加差押えをしているものが13件。合わせて71件に対して差押えをしているということでありまして、先ほど部長の説明にもありましたように、糠内の山奥、あるいは駒島の奥というようなことありまして、これを公売をすとしても実際にはなかなか買手がつかないのではないかとというような状況でありますので、この対策についてもちょっと苦慮しているというような状態でございます。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） 先ほど公園使用料で未収があるというお話でありますけれども、これは焼き肉ガーデンの使用料であります。3期に分けて納入をしていただいているわけでありましてけれども、このうちの3期分が出納閉鎖後の納入ということになりまして、今年度の収入というようなことで未収が出たものであります。以上です。

○委員長（坂本 偉） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 幼稚園入園料、それから保育料の未収額でございます。これにつきましては、平成7年から平成11年までの間の滞納繰越分でございます。人数的には6名おりますけれども、平成12年以降につきましてはの入園料、保育料等については100%完納している状況で現在きております。以上であります。

○委員長（坂本 偉） 杉山委員。

○11番（杉山晴夫） わかりました。いずれにいたしましても、地方交付税の削減など、依存財源が減っている中であって、やはり自主財源をいくらかでも確保して、多くの町民の要望に対していくらかでも応えてあげるといような姿勢を持って、収入事務につきましては、なお一層のご努力をお願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

伊東委員。

○18番（伊東昭雄） 今、この決算の説明を聞いて、やむを得ないなと思いましたが、この収入未収額が約3億円もあるわけなのでありますが、これの見通し、あるいはまた、何年か経てば今のよう状況になっていっては困るのですけれども、その3億の未収状況はどのようなことになっているのか、説明していただきたいと思っております。

○委員長（坂本 偉） 税務課長。

○税務課長（菅好弘） 収入未済額の関係でございますけれども、なかなかこの滞繰分を過去からずっと引きずっているものを減らすというのは、なかなか難しい状況にあるということではありますけれども、推進本部の行動の強化ということの中で、昨年14年の10月ぐらいから、従来実施をしております滞納処分強化というようなことで、かなり厳しい姿勢で臨んでおります。

参考に、その中身を説明させていただきますと、まず、従来まで通常やっておりました差押えについては、交付要求、あるいは国税還付金の差押え、こういったものは従来からやっておりましたが、まず、差押予告書の送付というようなことは今まではやっておりましたが、昨年、197件に対して実施をいたしまして、その予告の段階で14年度中に納付をいただいた方が、796万円ほどございました。

さらに、それでも反応がなかった者に対しては、給与の差押えの実施をいたしまして、これについては9件実施をいたしました。それが363万9,000円。現在も引き続けているものもでございます。

それから、あと預金調査。これも余り今まではなかなかできない状態ではありましたが、預金の調査27件を実施をいたしまして、ただ、預金の残高がないですとか、それを抑えると倒産に至る、あるいは生活困窮してしまう、そういうふう判断したものは除きまして、預金の差押えを実施いたしました。その金額が159万2,000円というふうなことでございます。そのほかに賃貸料の差押えも1件を実施をしております、これは80万円回収しております。

このような形で、今後についても債権の回収に向けて努力していきたいというふう考えております。以上です。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） それでは、一般会計歳入につきましてはほかに質疑はないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、14時10分まで休憩をいたします。

（13：55 休憩）

（14：10 再開）

○委員長（坂本偉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般会計の歳入歳出にかかわります総括質問をお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 2点質問させていただきます。

1点目は、全体の決算にかかわります防災にかかわりましてお尋ねをいたします。

14年は台風ということでありましたが、最近では十勝沖地震ということで、この防災に対する町の取り組みというのも非常に求められる課題だというふうに思うのですが、今回の防災のことでも特に感じたのですけれども、関係機関と幕別町との連携の状況と、それから、それぞれの地震の場合は耐震の測定の在り方だとか、そういうものがこれまで整備されてきているのかということが一つです。

今回は幕別の場合ですと、震度6弱というようなことできちっと発表されておりますが、十勝管内の中でもそういうものすら設置されていないと、測定が公表されないというところも半数以上ありました。

幕別は、実際にどこにどんなふうに設置をされていて、その機関から町に対してはどのような経路で連絡があって、これまでずっと防災に対して備えてこられてきたのかということが一つと、それから、同じ町の中でも地域的に地盤だとかいろいろなことがありまして、受ける影響が非常に変わってきています。これらにこういうような、いわゆる町の中の防災に係わってのマップと申しますか、町が持っているマップ、そういうのは策定されているのかどうかということです。

それと、そういう状況の上で耐震の在り方なのですが、これまで学校の耐震などについては、ずっと調査も含めて議会での論議もありましたし、取り組まれてきたことはあるのですが、防災の状況を把握した上で、公共施設全体の耐震、あるいは防災に対しての強化対策ということも必要に思います。それで、その点でもこれまでどんな状況で進んできて、これからどうされるのかということをお尋ねします。

それと、2点目は、これも全予算にかかわります補助金の在り方で、これはずっと行政改革の5年計画の中で、町は補助金の在り方を検討し、それぞれ削減あるいは維持ということで進めてこられました。これまでも、今回の決算の中でも相当削減になったところが多いように見受けられます。それで、その見直しの基準と申しますか、どこにどういう基準を設けられて、そして、特に削減しているところについては、どういう基準で削減されたのかということが一つであります。多分これは時代にあっているかどうかだとか、あるいは、補助を受けているところの実績ですとか、そういうのが反映されるのだらうと思うのですが、今回打ち出されている削減では、町民の目から見ると、これは必要だというようなところにも手がけているように思います。

例えば酪農ヘルパーの補助の削減だとか、あるいは後継者に対する削減だとか、そういうところもずっと踏み込んでいらっしゃると思いますので、何を基準にやられたのか伺います。

○委員長（坂本 偉） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 防災関係でございますけれども、まず、はじめに地震計の関係でございます。これにつきましては、幕別町につきましては1か所設置をしております。役場庁舎の東側、当直室の前と申しますか、外側になりますけれども、ここに設置をしております。

それと、地震もそうでございますけれども、気象関係と申しますか、大雨だとか台風だとか。これらにつきましては気象庁の方、測候所になりますけれども、そちらの方からファックスで町の方に入る

というような状況になってございます。

ただ、道路関係でございませけれども、これも先の台風から各通行止めの箇所につきましては、これも報告が来ております。ですけれども、なかなか迂回路等についてはなかなか来ませんので、ちょっと町としてはどこが通行止めについてはわかりますけれども、迂回路等についてはちょっとわからないというような状況になっております。

それと、防災マップ等につきましては、工事マップというものは一度、対象地区に配布したことがございますけれども、これは、防災等も含めたマップについてはまだ配布をしておりません。それで先の3回の定例会におきまして、できれば4月を目途に各世帯に配布したいというようなことで考えております。

それとやはり防災といいますか、災害等についてはいつくるかわからないというような状況で、本町におきましても各地区を対象に防災訓練を実施してきたところでございますけれども、今年につきましては水防訓練ということで実施をしたところでございますけれども、これからはつきましても各公区を対象としてやっていきたいなと思っております。

実質的にこういう災害を受けますと、やはり小さい単位といいますか、公区の中の助け合いといいますか、そういうのが必要ということになっておりますので、やっていきたいなと思っておりますし、また、札内の一部の公区につきましては、毎年こういう災害の計画といいますか、訓練もやっているところもございますので、それらも合わせまして、これからはやっていかないと駄目だと思っております。

それと、自衛隊になりますけれども、これらにつきましても自衛隊の方も一応連携をとっております。それで、地震になったときに自衛隊の方も見えられまして、何か体制があれば協力するということがございますけれども、幸いにいたしまして本町につきましても自衛隊の派遣までは必要なかったというようなことでございます。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 企画室長。

○企画室長（金子隆司） 公共施設等の耐震化にかかわる現在までの流れといいますか、それについてご説明申し上げますけれども、一般質問でも出ましたときに庁舎内における検討委員会を作ろうということで、先般、立ち上げをいたしまして、法律に基づく3階以上かつ1,000平米、この該当施設。それから避難場所にかかわる学校等、これらについての耐震調査をいつ、どの時期に、その財源手当がどうなっているか、現在調査中であります。

2回目、3回目ということで計画しておりますけれども、急ぐもの、いわゆる緊急度の把握については、いわゆる耐震診断にかかわっては1次から3次までであると。どの程度までやれば緊急度が出て、そしてどの程度の調査をすれば事業規模がでてくるのかと。現在の関係方面、行政機関も通しまして、調査をしているという段階であります。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 行政改革に絡みましては、補助金の見直しについての基準はというご質問でございます。

まず一つは、補助目的を達成したもの、それから補助効果の薄くなったもの、自主自律が可能なもの、この3点の基準におきまして、一つは廃止または統合、もう1点は補助をしております当該団体の繰越金が多額なもの、それから補助金の大部分が運営費に充てられているもの、こういったような団体についての補助金については縮減に向けて検討するというような基準を持ちまして対応をしております。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 1点目の関係機関と町との連絡体制ということですが、地震計は役場の東側にあると。測候所は雨量関係では連絡が入るということで、問題はその連絡は入るけれども、例えば通行止めとかそういうのはなかなか難しいのだと。これは今回の十勝全体での課題でもあったかなというふうに思うのですよね。こういうのが集中して我が町に入って、そして1番は我が町から各町民にと

いう、ここが大事だと思うのですけれども、これまで私たち自身もあんまり体験が少なかったということもありまして、いわばそういうことは机上のプランといいますか、そういうことだけが多かったと思うのですけれども、今回は非常に、実際にこういうふうになったわけですから、教訓を生かして、過去の経過全部洗って体制をやっていく必要があると思うのですよね。

それで、連絡を受ける体制としては、うちの町としては一応関係機関とは整っているというふうに理解をいたしますので、さらにそれを今度はどのように町民に返していくかということ、それから私マップのことでお尋ねしたのは、もちろん町民に対しての防災に係わるいろんなデータ、あるいは危険度合いを知らせるということなのですから、特にこの同じ幕別町の中でもやっぱり被害の度合いというのはかなり違ってきていますよね。こういうことなんかについても、これは早急にやっていく手立てを講じなければいけないではないかというふうに思います。

この点ではさらにいつを目途にしてやられているのかということをお伺いします。

それと、耐震でずっと、これは検討されているということでありましたが、今回は時間に助けられた部分が非常に多かったと思うのですよ、まだ活動時間に入っていなかったということもありまして。それで、実際に公共施設全体がやっぱり一番その岩ともなりますし、避難場所にもなっていくということで、急がれるところだと思うのです。ずっとこれまでも、特に学校関係などは、調査そのものにもお金がかかると。しかし何とか踏み込みたいのだけれども、さらに耐震をクリアしていないという結果が出たときの、その経費が、改修なりする経費がなかなか難しいというようなことで、進まない現状があったと思うのですけれども、やっぱりたまたま命をこれまで失ってこなかったということが、そこで踏みとどまって悩んで経過してきたのではないかなというふうに思うのですけれども、今回、池田町の学校の崩壊状況だとか、そういうのを見ますと、やっぱり第一に優先してやっていかなければならない課題だなというふうに、現実に思うのですよね。

そこで、これは一幕別だけでは財政問題も含めて非常に難しいと思いますので、そういったその連携も含めて、やっぱり学校であれば道の機関だとか、上にあげていくそれぞれの機関はあると思うのですけれども、やっぱりその働きかけが非常に大切だと思うのですよね。そういうことを、この機会ですので、やっぱり生かして、早急に手立てをとるということを求めたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 正直言いますと頭の痛いお話でございまして、おっしゃるとおり、何かあったときに、じゃあ 100%どうなのだというお話をされますと、お金の問題ではないと言いながらも、おっしゃられるとおり、財源の裏づけがなければ、例えば3億かかっても、5億かかってもやりきれんのかという問題はどうしてもついてまいります。ご指摘でございますように、私どもとしても何とかこういう地震対策に伴うような施設改修について、一定の財源措置、補助金までもなくとも今は起債を借りるだけでもなかなか困難な状況にございまして、なかなかこの町村も踏み切れないという実態がございまして。

ただ、制度的には一部そういう制度もあって、現実に今資料を取り寄せている静岡県あたりでは、一定の財源措置を講じながらやった例もみえますので、そういう資料集めに努めている最中でございまして、何とか12月の議会までにその辺の方向性を明らかにする中で、おっしゃられるとおり、緊急を要する施設がどこなのか、それらも十分うちの技術部門とも検討を加えまして、できる限り12月までのその辺の方向性を出していきたいというふうに考えております。

○委員長（坂本 偉） ほかにご質問。

千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 1点だけお伺いをしたいと思います。

我が町の行政でありますけれども、私たちこれを貰っておりますけれども、条例が当然ここにありまして、それに基づきまして行政が執行されているわけでありまして。そういった意味では、非常にこの条例、我々は例規集をもらっているわけですが、これには条例ですとか規則ですとかが載っていま

して、非常に大事なものであり、重要なものであるということでもあります。

それは認識はそう変わらないと思うのですけども、そこで、これの我々差し替えしていただくわけですけども、差し替えの基準というのでしょうか、どの程度たまったら差し替えするのか、あるいは期間的にどの程度になったら差し替えするのかという一定の基準があるのだらうと思うのですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 総務課長。

○総務課長（菅 好弘） 条例の差し替えでございます。

ちょうど私ども、今印刷をしております、このあとすぐ新しいものに差し替えをさせていただきたいということで準備をしているところなのですけども、大体年に1回を予定をいたしまして差し替えをしていきたいというふうに考えて進めております。

○委員長（坂本 偉） 千葉委員。

○19番（千葉幹雄） 年に1回ということですけども、年度始めと年度後ですと、例えば2年になるわけですよ。何月ということになれば別でしょうけども、これは私どもの貰っているやつなのですけども、平成13年の11月1日、これ1番新しいやつですよ。要するに2年前のやつを昨年6月に加除しているのですよね。ということは、条例が変わって2年間くらい載ってこないということなのですよね、単純に言うとな。

それで、私は、早い話が条例改正というのは臨時会もありますし、定例会もちろんありますし、年に4回定例会あるわけですから常時変わるといっても過言ではないと思うのですね。私たちはこれを毎日見ているわけではありませんけども、これを調べながらどうなのだとすることを絶えず見ているわけですからね。それが変わっても2年間載ってこないということになると非常にこれの信頼性、信憑性というのでしょうか、これが疑われざるを得ないというか、そういう状況だと思うのです。

それで、1年に一遍がいいのか、もっと言えば私は1年に2回くらい、予算の関係もあるでしょうけども、これはためてやった方が安いとか、半分だったら高いということではないと思うのですよね。例えばページ数で印刷すれば変わらないと思うのです。ですから私はもっと1年に一遍でも、さっき言ったように、例えば4月にやりますということだったら、今年の4月にやって来年の4月だったら1年ですけども、今年の4月にやって再来年の3月でも1年に一遍ということですからね。

ですからそういうその差があるとそういうこともありますので、私はもっと非常に大事なことですから、半年に一遍くらい加除していくというような姿勢が、私は大事だと思うのですけどどうでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） ただいま千葉議員がおっしゃられましたとおり、中身が古くなって使えないような状態になると困りますので、今のご意見のように半年に1回くらいということで検討してまいりたいと思います。

○委員長（坂本 偉） ほかに質問をお受けいたします。

総括質問につきましては、ほかにないようでございますので、以上をもって終了をさせていただきます。

これで、一般会計の審査を終了させていただきます。

これより特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、平成14年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

石原民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 平成14年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

最初に、平成14年度本町国保の年間平均加入状況についてであります。世帯数は前年度より194

世帯増えまして、4,645世帯、被保険者数につきましては前年度より205人増えまして、9,891人です。被保険者の内訳は、一般被保険者が5,942人、退職被保険者が1,172人、老人保健対象者が2,777人となっております。

決算書の3ページ並びに5ページをご覧ください。

歳入は、1款国民健康保険税から10款連合会支出金までの予算総額22億5,497万6,000円に対しまして、調定総額24億2,354万4,894円、収入済額21億4,642万7,985円です。

7ページ並びに9ページをご覧ください。

歳出は1款総務費から11款繰上充用金まで、予算総額22億5,497万6,000円に対しまして、支出済額21億8,559万3,747円となり、歳入歳出差引歳入不足額、不足した額であります、3,916万5,762円が生じたことから、地方自治法の施行令に基づきまして、平成15年5月の臨時会におきまして、15年度補正予算をいたしまして、繰上充用金を計上し、不足額の3,916万5,762円を支出したものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明をいたします。

はじめに歳出からご説明申し上げます。

41ページであります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額4,246万9,000円に対しまして、支出済額4,215万9,887円です。

1目一般管理費は、国保事務にかかわります一般職の職員の人件費のほか、国保事業全般にかかわる事務経費を支出したものであります。

43ページであります。

2目連合会負担金は、医療費の審査支払業務を委託しております北海道国保連合会及び連合会十勝支部の運営維持費等の負担金であります。

2項徴税费であります。予算現額966万9,000円に対しまして、支出済額954万9,973円です。本項は、国保税の賦課徴収及び納税推進に要した経費であります。

45ページをお開きください。

18節備品購入費の収納管理システムは滞納者の管理事務を電算化し、滞納者にかかわる収納事務の省力化を図るために、一般会計と費用を分担し導入いたしました電算システムであります。収納率の低下している保険者である市町村に対しまして交付された特別調整交付金を財源を基に充当したものであります。

3項運営協議会費、予算現額54万4,000円に対しまして、支出済額36万6,725円です。本項は国保運営協議会委員9名の報酬及び費用弁償に要した費用であります。

49ページでございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、予算現額11億1,666万5,000円に対しまして、支出済額10億6,637万2,005円で、前年度に比較しまして9,634万5,805円、8.3%の減であります。

1目一般被保険者療養給付費は、一般被保険者の医療機関における受診に対する診療報酬の支払にかかわるものでありますが、前年に比較いたしまして11%と大きな減となっております。これは法の改正によりまして、平成14年から医療費に会計年度の所属する区分が、3月診療分から翌年の2月分ということに改めました。そのことにより平成14年は4月から翌年の2月までということ、1年間の1カ月少ない11カ月分の支出が発生したことから、一人当たりの給付額は12万2,924円で、前年度比12%の減となっております。

2目退職被保険者療養給付費は、退職被保険者の診療報酬の支払にかかわるものでありますが、一般被保険者と同様に11カ月予算でありますので、被保険者数の増加などにより前年より比較して1.4%の減でありました。一人当たりは26万7,656円で、前年度比6.2%の減であります。

3目一般被保険者療養費及び4目退職被保険者等療養費は、補装具購入や柔道整復術の施術を受けた場合に対する現金給付にかかわるものであります。

51 ページであります。

5 目審査支払手数料は、診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払等の事務に要した費用であります。1 件あたり審査支払手数料は値下げされましたことから、昨年より 24.2%と、大きく減となっております。

2 項高額療養費、予算現額 1 億 1,750 万 5,000 円に対しまして、支出済額 1 億 1,177 万 1,077 円で、前年に比較しまして 548 万 5,674 円で 4.7%の減であります。

1 目一般被保険者高額療養費は、前年度比 7.6%の減。

2 目退職被保険者等高額療養費につきましては、前年度比 11.3%の減であります。

3 項移送費、予算減額 2 万円に対しまして、支出はございません。

53 ページであります。

4 項出産育児諸費、予算現額 1,500 万円に対しまして、支出済額 1,410 万円であります。出産育児一時金、1 件当たり 30 万円、47 件が支出されました。なお、数は前年同数でございます。

5 項葬祭諸費、予算現額 140 万円に対しまして、支出済額 124 万円であります。これは被保険者の死亡に対しまして 1 万円を給付するものであります。124 件分でございます。前年度より 13 件減となっております。

55 ページであります。

3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、予算現額 7 億 8,285 万 1,000 円に対しまして、支出済額 7 億 8,280 万 6,617 円であります。

1 目老人保健医療費拠出金は、幕別町の国民健康保険被保険者のうち老人保健制度で医療を受けられた方の医療費に係る保険者負担分であります。社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであり、平成 12 年度の精算が 1 億 4,800 万円でありましたことから、前年比 1 億 3,274 万 3,826 円と、20.7%と大きく増となりました。このことが平成 14 年度の決算に及ぼした影響が非常に大きなものでございます。

2 目老人保健事務費拠出金は、これらの業務に関する事務処理に要する費用の拠出金でございます。

57 ページであります。

4 款介護納付金、1 項介護納付金、予算現額 9,553 万 3,000 円に対しまして、支出済額 9,553 万 2,481 円であります。介護保険制度の財源の一部として、幕別町の 40 歳から 64 歳までの国保被保険者に係る介護保険第 2 号被保険者としての保険料負担分を社会保険診療報酬支払基金へ納入するものであります。全国ベースでの介護保険給付費の増に伴い、前年度に比較いたしまして 172 万 6,956 円、1.8%の増となったものであります。

59 ページであります。

5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、予算現額 2,149 万 7,000 円に対しまして、支出済額 2,149 万 3,986 円であります。本項は高額療養費の発生による財政運営の不安定を緩和するため、国保連合会が実施主体となって行う再保険事業に全道の市町村が拠出するものであります。

61 ページであります。

6 款保険事業費、1 項保険事業費、予算現額 397 万 5,000 円に対しまして、支出済額 377 万 8,319 円であります。本項は被保険者の健康保持の増進を目的として、これらの推進にかかわる経費を支出したものであります。

11 節需用費につきましては、印刷製本費、健康づくりのための啓発パンフレット及び医療通知などの印刷経費であります。

また、12 節役務費は、年に 6 回実施しております医療通知の発送郵便料であります。

63 ページであります。

7 款基金積立金、1 項基金積立金、予算現額 10 万円に対しまして支出はございません。国民健康保険基金から生ずる利子を基に積立てを予定しておりましたが、前年度に基金を全額取り崩しており

ますので、利子が生じなかったことから積み立ては行っておりません。

65 ページであります。

8 款公債費、1 項公債費、予算現額 22 万円に対しまして支出はございません。

67 ページであります。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、予算現額 3,093 万 5,000 円に対しまして、支出済額 2,988 万 352 円であります。

1 目一般被保険者保険税還付金は、26 件の支出であります。

3 目償還金及び還付金は、平成 13 年度の一般被保険者の医療費の確定に伴う療養給付費国庫負担金の精算還付と退職被保険者の医療費の確定に伴う療養給付費交付金の精算還付であります。

69 ページであります。

2 項国保診療報酬支払基金委託金、予算現額 5 万円に対しまして支出はゼロであります。

3 項貸付金、予算現額 60 万円に対しまして、同額支出しております。これは社会福祉金庫へ貸し付けをしたものであります。

71 ページであります。

10 款予備費、1 項予備費、当初予算額は 1,000 万円ではありますが、保険給付費等の充用はございませんでした。

引き続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

11 ページであります。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、調定額 11 億 6,921 万 4,204 円に対しまして、収入済額 8 億 9,215 万 3,141 円で、不納欠損額、控除後に収入未済額は 2 億 5,861 万 8,510 円であります。医療給付費の税率改正を実施したことによりまして、医療給付費分の現年課税分調定額が前年度に比較して 1 億 400 万、13.3%増加したことにより、収入済額も総額で 9,9000 万円増加いたしております。

不納欠損処分について、若干ご説明申し上げます。

平成 14 年度の不納欠損処分は 212 件であります。前年度比 96 件の増であります。その理由であります。死亡・居所不明が 45 件、生活困窮・倒産・破産が 167 件となっております。

保険税の収納率は、1 目一般被保険者分につきましては、医療費給付費分、現年度課税分が 92.37%で、前年度比 0.26 ポイントの増。介護納付金、現年度課税分は 93.88%で、前年度より 0.83 ポイントの増となっております。

一般被保険者の現年課税分では 92.44%となり、前年度より 0.27 ポイント上昇いたしております。

2 目退職被保険者分は医療費給付費分、現年課税分が 98.84%、0.27 ポイントの増。介護納付金分の現年課税分が 98.30%で 0.06 ポイントの減となっております。退職被保険者の現年課税分合計で 98.81%で、前年比 0.25 ポイントを上昇いたしました。

一般被保険者及び退職被保険者の総体での現年度課税分は 93.29%でありまして、前年度より 0.35 ポイント上回っておる状況でございます。

15 ページをお開きください。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の 6 億 2,821 万 7,308 円で、前年度に比較いたしまして 0.3%の増であります。

1 目事務費負担金。介護納付事務にかかわる負担金として交付されたものであります。

2 目療養給付費等負担金は、一般費保険者にかかわる療養諸費及び老人保険拠出金並びに介護納付金にかかわる、国の定率、これは 40%であります。この負担で老人拠出金の増加分と療養諸費の減額分等が相殺され、前年度比 164 万 3,540 円、0.3%増と、ほぼ前年同額でございます。

2 項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 1,239 万 4,000 円で、前年度に比較いたしまして 7.8%の減であります。

1 目は市町村間の財政力格差を埋めるための財政調整交付金収入で、前年度に比較いたしまして 7.8%の減であります。

17 ページであります。

2 目特別対策費補助金は、本来、退職被保険者であるべき方が一般被保険者となっている場合に、退職被保険者として適用させるための事務に対して交付されたものであります。

19 ページであります。

3 款療養給付費交付金、1 項療養給付交付金、調定額、収入済額とも同額、2 億 7,821 万 9,000 円であります。本項は退職被保険者等の療養諸費及び老人保健拠出金などの財源として、社会保険診療報酬支払基金より交付されたものであります。前年度に比較いたしまして 11.4%の減となったものであります。

21 ページであります。

4 款道支出金、1 項道補助金、調定額、収入済額とも同額で、306 万 2,000 円であります。道の補助を受けて一般会計で実施しております乳幼児医療費助成など、福祉医療費助成に伴う国保の医療費波及増にかかわる財政影響に対しまして、北海道からの補助であります。

23 ページであります。

5 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、調定額、収入済額とも同額で、3,566 万 5,939 円あります。全道の市町村国保保険者の拠出金と国の補助金とを財源として、一般被保険者に係ります 1 件 80 万円以上の高額医療費の支出に応じ交付されるものであります。昨年の制度改正によりまして、対象月が 11 か月分となりましたことから、前年度比 6.8%の減となったものであります。

25 ページをお開きください。

6 款財産収入、1 項財産運用収入であります。平成 13 年度末には国民健康保険基金の残高を全額を取り崩しましたので、利子は生じておりません。

27 ページであります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 8,568 万 7,800 円で、前年度に比較しまして 34.5%の増となっております。

1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金は、国民健康保険の規定に基づき低所得者の方に対しまして行った国税の減額のうち、一般被保険者に係る国税減額相当額を一般会計から繰り入れたものであります。

それから 2 節職員給与費等繰入金は、国民健康保険事務にかかわります職員の人件費に加え、平成 14 年度から一般管理費に計上しております事務費を繰り入れることとしたものであります。

それから 3 節の出産育児一時金繰入は、出産時一時金として給付する 1 件 30 万円の 3 分の 2 を一般会計から繰り入れたものであります。

4 節財政安定化支援事業繰入金は、保険者の責めに帰することができない事情による国保財政の負担に対しまして一定額を繰り入れるものとするものであります。

5 節その他の一般会計繰入金は、1 節から 4 節までの地方交付税措置されております繰入金に加えまして、平成 14 年度から新たに繰り入れすることとしたものであります。一般会計で実施しております乳幼児医療助成制度などの福祉医療の実施に伴う波及医療費の保険者負担分を繰り入れたものであります。

2 項基金繰入金につきましては、全額減額補正をしたものであります。

31 ページであります。

8 款繰越金につきましては、平成 13 年度決算が歳入不足でございましたので、決算剰余金が生じなかったことから、繰越金がゼロとなったものであります。

33 ページであります。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料は、調定額、収入済額とも同額の 14 万 3,300 円で、一般被保険者国税の延滞金 11 件にかかわるものでございます。

2 項預金利子、調定額、収入済額とも 2,104 円あります。

3 項貸付金元利収入、調定額、収入額とも 60 万円あります。社会福祉協議会に対する貸付金

の返済元金収入であります。

35 ページであります。

4 項雑入、調定額 406 万 239 円に対しまして収入済額 400 万 4,393 円で、5 万 5,846 円が収入未済となっております。

2 目一般被保険者第 3 者納付金につきましては、交通事故によりまして生じた療養費を加害者から支払を受けたものでありますが、4 件分 59 万 946 円であります。

4 目一般被保険者返納金は、転出や社会保険の加入により、本町の国保の資格を喪失したあとに本町の国民健康保険者として受診した場合、当該保険者の負担額を返納していただくということであり、この返納額は 43 件で、335 万 1,751 円、医療機関との間の調整 1 件 2,128 円の 335 万 3,879 円を調定したものであります。その 4 件 5 万 5,846 円が未収となったものであります。

5 目退職被保険者等返納金も同様に資格後受診に伴うものであります。

39 ページをお開きください。

10 款連合会支出金、1 項連合会補助金、調定額、収入済額とも 627 万 9,000 円であります。保険税収納率低下による財政影響に対しまして、北海道国保連合会より交付されたものであります。

73 ページであります。

歳出であります。

11 款の繰上充用金につきましては、先ほど説明を申し上げましたとおり、594 万 2,325 円が繰上充用したものであります。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わったところでありますけど、この際、15 時 5 分まで休憩いたします。

（14：55 休憩）

（15：06 再開）

○委員長（坂本 偉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりまりましたので、質疑をお受けいたします。

豊島委員。

○1 番（豊島善江） 3 点についてお聞きしたいと思います。

大変厳しい財政状況だということが 1 点ありますが、そういう中で、昨年、平成 14 年度は保険税が引き上げられました。1 世帯当たりでいいますと 1 万 5,000 円ほど、そういうふうな引上額になっているのがわかりました。

それで、職員の皆さんのいろいろな努力だとかで徴収率は上がっているということは先ほどわかりましたが、実際に滞納状況というのですか、その滞納世帯が何世帯あって、それが階層別にどうなのかということ、まずお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、資格証明書が介護保険制度を導入されたときから、資格証明書の義務付けがされてきております。それで資格証明書が何世帯に発行されたのかということと、短期保険証が何世帯に発行されたか、これをお聞きします。

それと 3 点目には、地方税方法の第 717 条で、特別の事情があるものに対するの条例を定めて減免をすることができるというふうになっています。それに基づきまして、申請減免を行っている町村もありますが、幕別町の場合はこの申請減免の申請があったかどうか、これを伺います。また、申請があったのならそれはどういう結果になったのか、これをお聞きしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） 最初に第 1 点目の所得階層別未納者の内訳でございますけれども、100 万円以下の世帯が 276 件。100 万円から 200 万円までが 157 件。200 万円から 300 万円までが 62 件。300 万円から 400 万円までが 22 件。400 万円から 500 万円までが 6 件。500 万円を超えるものが 7 件というような状況であります。以上です。

○委員長（坂本 偉） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 資格証明書等の関係でございますけれども、14年度中の数字を申し上げます。資格証明書につきましては23世帯。短期証につきましては33世帯、発行してございます。

それと、申請減免でございますけれども、これにつきましては14年度中についてはございません。

○委員長（坂本 偉） 豊島委員。

○1番（豊島善江） わかりました。滞納世帯の内訳としては、やはりこれは平成13年度のときの決算と同じで、やはり所得の低いところに滞納者が固まっているという実態が見られると思います。

それで、そういう滞納されている方で、1年以上滞納されてる方のうちで資格証明書というのが発行されているわけですが、この資格証明書が発行されるまでの段階というのは流れがありまして、特別の事情をきちっと届出を出してもらうだとか、弁明の機会だとか、そういう筋道があって、最後に資格証明書にたどり着くと思うのです。その段階で、どのような町としての資格証明書にならない、させないという努力をしてきたのかということ、まずお聞きしたいと思います。

それから、申請減免なのですけれども、申請がゼロだっていうことですね。これは、申請減免があるよということは、勿論私はそういうふうに周知したのを見たことがありませんから、町民の方も恐らくこういうのがあるということが私は知らないのではないかと思います。それで、きちんとやはりお知らせをするということが必要だということもあると思います。

それからもう一つ、これはこれまでも申してきたのですけれども、申請されてもなかなか基準がないから適用されないのではないかとということで指摘もしてきたのですが、これの改善がやはり必要ではないかと思うのですが、そののころをお願いしたいと思います。

○委員長（坂本 偉） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 資格証明書の交付でございますけれども、今、委員の言われたとおり、1年納付しない場合につきましては資格書の交付をしているところでございますけれども、これにつきましては特別な事情だとか、そういう弁明書の提出だとか、いろんな手はずをたどった後でやっているところでございます。実質的に資格書の証明書を発行している世帯等につきましては、庁舎に接触はないといいますか、連絡も何もないと、そういうような世帯につきましては発行しているところでございます。税務課の職員も一応指導に行っておりますけれども、会ってもらえないとか、いろんな誠意がない、そういう世帯に対しまして発行しているものでございます。役場へ来まして誓約書を提出していただけたらとか、その納税相談等をしていただいた方につきましては、短期証の交付だとか、一般証の交付をしておりますので、何が何でもやって資格書を交付しているというものではないことをご理解していただきたいとお思います。

それと、申請減免の関係でございますけれども、確か、これにつきましては広報等ではお知らせはしておりません。なかなか難しいもので、一律にこの方が該当するとかということにはなりません。帯広の場合では基準を設けて助け合っているようでございますけれども、ただ、帯広の場合は、所得いくら以下は減免にしますよとかありますけれども、これらについては退職者も対象になってくるということでございます。

本町の場合については、賦課するときに7割、5割、2割の軽減も講じてございますので、それ以上の減免というのは、やはりその家庭の状況を見ながら減免をしているというようなことでやっておりますので、一律基準を作ると、そういうようなことは考えてないところでございます。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 豊島委員。

○1番（豊島善江） 資格証明書の発行なのですけれども、これも昨年度に比べまして、昨年度の13年度の決算の時は資格証明書10件ということで報告がありました。今年度は23世帯ということですから、倍以上になっているわけです。私はここで一つ心配なことは、資格証明書を発行するに当たっては、特別な事情ということで国が大方示している例というのがありますよね。例えば災害を受けたり盗難を受けたりだとか、病気にかかっている、それから事業が廃止されたり休止しているとか、そ

れから著しく事業で損失を受けただとか、こういうことが国の方では特別な事情として考慮をしないということを示しています。

それで、今回 23 世帯ということですが、そういう人たちの中で、こういう国が示しているような特別な事情に当てはまる人がいないのかどうか。このことが一つ非常に心配なことで、それからいろいろな弁明の機会とか、様々なことがあってもなかなか連絡をしないとか、接触がもてない人が、こういうふう最終的に資格証明書になっているということだったのですが、こちらからはどのように接触をもってきたのかという、そのところもお聞かせください。

それから、申請減免ですが、これは 7 割、5 割、2 割というのは、多くの町村で行っている法定減免ですね。このほかに、やはり今その申請減免については非常に個々の状況があるし難しいので個々の状況を見ながらということでしたけれども、それすら、やはりこういうものがあるよということをお知らせしないと、個々の状況をきちんと見ながらということにもならないということが一つと、それから、今帯広でやっている例を出されましたけれども、ほかにいろいろところでやっているわけです。例えば、所得の段階を決めて前年度の所得よりも半分近く収入が減った場合は、今年度の収入で計算をしますよという、そういう申請減免の仕方だとか、仕事がなくなった場合は、まずは免除しますよという仕方だとか、それは、基準は町が独自に決められますから、一律ではないわけです。

そういう点では、やはり今の不況のこういう現状だとか、国保の加入が非常に増えている現状とも見ながら、そういう点でのやはり申請減免の拡大をもっともっと研究すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 資格証明書の関係でございますけれども、実質的には 28 名の方が資格証対象でございます。そのうち 5 名の方は特別な事情ということで書類を提出されましたので認めまして 23 名になったと。ただ、ほかの人はやはり、実質はその中で 10 名ほどは住民票の登録地にいないということで、なかなか見つからないという部分がございますので、実際には 12、13 名程度かなと思っております。

いずれにいたしましても、来ていただけない、接触できないということでございますので、私たちといたしましてはやはり相談をしていただいて、その中で判断していきたいなと思っておりますので、ですからそういうことで通知もしておりますし、全然来ていないと、そういうことで資格書になったというものでございます。

それと、申請減免の関係でございますけれども、これは前もいろいろ町長等も答弁していると思えますけれども、一律基準は馴染まないということにもなっております。7 割、5 割、2 割の軽減につきましても、国の方からお金も入ってくるということもございまして、町独自にやりますと、その分につきましても、今国保に入っている方のやはり負担になるということもございまして、一律にやるということにならないと。先ほど申しましたように、個々の状況に合わせた中でやっていきたいなと思っております。

○委員長（坂本 偉） 豊島委員。

○1 番（豊島善江） この医療制度ですけれども、町民の約 5 割の方が入っている非常に大きい保険制度なわけですけれども、一番肝心なところが、やっぱり国民皆保険、皆保険というのですか、その精神だと思うのです。本当に必要な人が医療を受けられるという、そのところがやはり非常に大事なことで、そういうことから、やはりそういう特別な事情があるものだとか、貧困だとか、生活のための公費の扶助を受けるもの、また、その他の事情がある場合は、そういうものを減免できるというのが地方税法の中にあるわけですから、ここをやっぱり使えるようにするということが滞納者も減らしていくというか、この保険制度ももっと安定できるように、逆にいえば、そういうふうになるのではないかと私は考えるわけです。だからこれも、やはり一律にこれは非常に難しいというふうなことではなくて、私は研究の余地があると思うのですが、再度どうでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） この制度は、これからも継続しながら、やっぱり国民の命と健康を守るということで制度としてこれからも充実し、良くしていかなければならない。その中で、今お話のように、例えば一定の額で全てを処理をするということになると、今課長からもお話がありましたように、その分は税金を今度払っている方、払っている方の負担が増になります。そういう形の中で、これを健全に運営していくというのは大変苦しいものがあるのではないかと。

そこで、今、先ほどから申請の仕方を知らないのではないかとというお話もあります。これは、うちの税務課の方は、納税をされていない方には全員のところに訪問をし、支払の連絡を取っているところでもありますので、もしその段階で、例えば私はこういう困窮度がありますと、いろいろなお話を聞いて、もし、今言った特例減免、今言った町が特に認めるということに該当する方であれば、あなたは出したらどうですかという説明も当然できます。事実しています。

ですから、知らないからということは、知らなくて払える能力があつて払っている人のところまでわざわざ定額だから、あなたは払わなくてもいいですよということにはできないと私は思います。

ただ、これからもこの制度はやっぱり守っていかなければならないということは大事にしていかなければならないというふうに思っております。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 国民健康保険特別会計につきましてはほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第3号、平成14年度幕別町老人保健特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 平成14年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

決算書の76ページをお開きください。

歳入は、1款支払基金交付金から6款諸収入までの予算総額27億559万9,000円に対しまして、調定総額25億8,779万5,616円、収入済額25億8,779万5,616円であります。

78ページをお開きください。

歳出は、1款総務費から4款予備費まで、予算総額27億559万9,000円に対しまして、支出済額25億7,524万3,377円となります。歳入歳出差引残額は、1,255万5,239円であります。

歳入歳出事項別明細書についてご説明を申し上げます。

歳出よりご説明申し上げます。

92ページであります。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額1,629万3,000円に対しまして、支出済額1,571万8,289円で、前年に比較いたしまして444万6,637円の増となっております。

1目一般管理費は、一般職の職員の人件費とその他事務費経費の支出であります。

94ページであります。

13節委託料。378万4,200円は、昨年度の老人医療の制度改革にかかわります電算システムの改修に要した費用であります。

96ページであります。

2款医療諸費、1項医療諸費、予算現額26億4,557万円に対しまして、支出済額25億1,878万7,394円あります。前年度に比較いたしまして1.6%の増となっております。

1目医療給付費は、医療機関における診療に対する診療報酬の支払に係るものであります。昨年10月からは、制度改革により入院にかかわる高額医療費の現物給付も医療給付費から支出しております。一人当たりの給付額は77万626円で、前年比、1.3%の増であります。

2目医療給付費は、柔道整復師による施術から補装具に対する現金給付にかかわるものであります。昨年10月からは制度改革により、同じように医療受給費から支出しております。一人当たりの額に

つきましては9,665円の増で、前年比27.9%と大きく増になっております。

3目審査支払手数料。国保連合会並びに支払基金に支払う手数料でございます。

98ページであります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金。予算現額4,073万6,000円に対しまして、支出額4,073万4,694円で、前年度の医療費の確定に伴う国庫支出金並びに支払基金交付金の精算還付であります。

100ページであります。

4款予備費、1項予備費、予算減額300万円であります。支出はございません。

引き続き歳入をご説明申し上げます。

80ページであります。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、調定額、収入済額とも同額で、17億5,163万円であります。国保健保組合、共済組合などの各医療保険者が拠出した老人保健拠出金が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

これは、歳出2款、医療諸費の定率負担が平成14年度の医療費の見込額に対しまして交付されたものであります。

82ページであります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額で、5億785万533円であります。医療費の見込みに対し、定率負担分が国庫負担金として交付されたものであります。

2項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額で、81万3,000円であります。昨年の制度改正にかかわる電算システムの改修経費に対する国庫補助であります。

84ページであります。

3款道支出金、1項道負担金、調定額、収入済額とも同額で、1億3,723万2,980円であります。医療費の見込みに対しまして、定率負担分、道負担金として交付されたものであります。加えて、本来平成13年に交付されるべきであった負担額331万320円が追加交付されたものであります。

86ページであります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、調定額及び収入済額とも同額、1億4,691万3,000円であります。医療給付費分波及、3の医療支給費分、老人医療費の町負担分で老人医療費にかかわる国、道、町の公費負担分の6分の1を繰り入れるものであります。従来5%であったものが制度改正により公費負担分の割合が、5年をかけて30%から50%まで高められているということで、昨年の10月から今年の9月までは、5.67%分を負担するものであります。

88ページであります。

5款繰越金、1項繰越金、調定額、収入済額とも、4,042万3,463円であります。

90ページであります。

6款諸収入、1項預金利子、調定額、収入済額とも、2,295円あります。

2項雑入、調定額、収入済額とも、293万345円あります。内訳は、交通事故等によりまして生じたものであります。

以上で、老人保健特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 老人保健特別会計につきましては質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第4号、平成14年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。

石原民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 平成14年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、平成 14 年度の介護保険の状況につきまして、若干ご説明申し上げます。

平成 14 年度末におけます第 1 号被保険者は 4,994 人で、前年同期が 4,783 名でありましたので、1 年間で 211 名、4.41%増となっております。

次に、要介護認定の状況であります。本年 3 月末現在におきまして、要支援から要介護度 5 まで、686 人が認定を受けております。高齢者人口に対します割合は 13.74%で、前年比、1.49%の増となっております。ちなみに、全道平均よりはやや高い傾向にございます。

それでは決算書の 103 ページ並びに 105 ページをご覧ください。

歳入、1 款保険料から 10 款諸収入までの予算総額 10 億 1,551 万 4,000 円に対しまして、調定総額 10 億 1,324 万 4,268 円、収入済額 10 億 1,211 万 7,268 円であります。

107 ページをお開きください。

歳出は、1 款総務費から 5 款諸支出金まで。予算総額 10 億 1,551 万 4,000 円に対しまして、支出済額 10 億 1,066 万 4,169 円となり、歳入歳出差引残額は 145 万 3,099 円であります。

続きまして、歳入歳出事項別をご説明申し上げます。

まず、歳出よりご説明申し上げます。

135 ページであります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 3,616 万 9,000 円に対しまして、支出済額 3,469 万 8,317 円であります。

1 目一般管理費は、一般職員 3 人分の人件費のほか、介護保険事業全般にかかわる事務費であります。

137 ページをお開きください。

13 節委託料につきましては、平成 15 年から介護報酬等が改正されましたことに伴い、関連するシステム改修をしたものであります。

2 項徴収費、予算現額 55 万 5,000 円に対しまして、支出済額 38 万 4,938 円であります。本項は保険料の賦課徴収を要した経費であります。

139 ページであります。

3 項介護認定審査会費、予算現額 2,064 万 4,000 円に対しまして、支出済額 2,032 万 3,965 円であります。

1 目東十勝介護認定審査会費は、審査会委員 15 名の報酬及び費用弁償等に要した経費であります。

141 ページであります。

2 目認定調査等費、要介護認定を申請されました被保険者の主治医の意見書作成等に要した経費であります。

143 ページであります。

4 項介護保険運営協議会費、予算現額 84 万 6,000 円に対しまして、支出済額 53 万 6,245 円あります。本項は、介護保険運営等協議会委員 15 名の報酬及び費用弁償に要した経費であります。

147 ページであります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。予算現額 9 億 229 万 3,000 円に対しまして、支出済額 9 億 109 万 5,128 円あります。

1 目居宅介護サービス給付費は、ホームヘルプサービス、デイサービス、訪問看護など、在宅における介護サービス等、痴呆性老人グループの入所にかかわります介護サービスの給付費であります。

2 目施設介護サービス給付費は、特養、老健、療養型病床群に入所及び入院された被保険者にかかわります介護サービス給付であります。

3 目居宅介護福祉用具購入費は、入浴、排泄等に係ります保険給付であります。

4 目居宅介護住宅改修は、手すり等に係わる給付であります。

149 ページをご覧ください。

5 目居宅介護サービス計画給付は、ケアプラン作成にかかわる保険給付であります。

2項支援サービス等諸費、予算現額 2,725 万 4,000 円に対しまして、支出済額 2,591 万 7,393 円です。

1 目居宅支援サービス給付費は、居宅サービスのうち、痴呆性老人グループホームを除いた介護サービスに係わる保険給付費であります。

2 目居宅支援福祉用具購入費は、福祉用具に係わる保険給付であります。

3 目居宅支援住宅改修費は、住宅改修に係わる保険給付であります。

4 目居宅支援サービス計画給付費は、ケアプランの作成に係わる保険給付費であります。
151 ページであります。

3 項その他諸費、予算現額 141 万 7,000 円に対しまして、支出済額 141 万 6,359 円です。

1 目診察支払手数料は、国保連合会に対する介護報酬の審査と、その支払に関する手数料であります。

4 項高額介護サービス等費、予算現額 607 万 6,000 円に対しまして、支出済額 605 万 5,594 円です。

1 目高額介護サービス費は、要介護者に対して支給した高額介護サービス費であります。

2 目高額居宅支援サービス費は、要支援者に対して支給した高額介護サービス費であります。

153 ページであります。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、予算現額 480 万 9,000 円に対しまして、支出済額 480 万 6,932 円です。本項は、市町村の介護保険財政の安定化に資するため、都道府県に設置された基金に対して拠出するものであります。

155 ページであります。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、予算現額、支出済額とも同額で、1,028 万 8,000 円です。本項は、介護保険財政を調整するために設置した介護給付準備基金に対しまして、積立金を支出したものであります。

157 ページであります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 516 万 3,000 円に対しまして、支出済額 514 万 1,298 円です。

1 目第 1 号被保険者保険料還付金は、14 件に対する支出であります。

2 目償還金。平成 13 年度保険給付費の確定に伴う、国、道、支払基金に返還したものであります。続きまして、歳入のご説明を申し上げます。

109 ページであります。

1 款保険料、1 項介護保険料、調定額 1 億 7,344 万 1,500 円に対しまして、収入済額 1 億 7,231 万 4,500 円。不納欠損額は 6 件で、4 万 3,400 円を控除した後の収入未済額は、108 万 3,600 円です。現年度分は、調定額 1 億 7,280 万 6,800 円に対しまして、収入済額 1 億 7,193 万 2,600 円。収入未済額は、87 万 4,000 円です。現年保険料の収納率は 99.49%で、若干であります。前年より 0.12%減となっております。

111 ページをお開きください。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額、収入済額とも同額で、784 万 9,000 円でございます。東十勝認定審査会に要する負担金であります。

113 ページであります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額、収入済額とも同額で、910 円です。個人情報保護条例による情報公開請求に伴います手数料であります。

115 ページであります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額で、1 億 8,239 万 3,000 円です。これは、国が負担することとされております介護給付の定率 20%分です。

2 項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額で、5,374 万 4,077 円です。

1 目調整交付金は、国が、市町村間の介護保険への財政力の格差を調整するために行う交付金であります。

117 ページであります。

2 目事務費交付金は、要介護認定事務に要する費用の2分の1を交付されたものであります。

3 目介護保険事業費補助金は歳出でご説明いたしましたとおり、15年度からの介護報酬等が改正されましたことに伴うシステム改修に対する補助金でございます。

119 ページであります。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、調定額、収入済額とも同額で、3 億 1,088 万 4,000 円であります。介護給付費交付金は、40 歳から 64 歳までのいわゆる第 2 号被保険者の負担分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されることになっております介護給付費の定率 33%分であります。

121 ページであります。

6 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額で、1 億 1,718 万 2,839 円であります。道が負担することとされております介護給付費の定率 12.5%分であります。

123 ページであります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額、収入済額とも同額で、501 円でございます。介護給付費準備基金から生じた利子であります。

125 ページであります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも同額で、1 億 6,148 万 1,000 円であります。

1 目一般会計繰入金、1 節介護給付繰入金は、町が負担することとされております介護給付費の定率分 12.5%分であります。

2 節職員給与費の繰入金、3 節事務費繰入金、127 ページ 4 節のその他繰入金は、それぞれ一般会計から負担する経費であります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金は、繰入れが生じなかったことから全額減額するものであります。

129 ページであります。

9 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも同額で、626 万 6,485 円であります。

131 ページをお開きください。

10 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、調定、収入ともございません。

2 項預金利子、調定、収入とも同額で、956 円であります。

3 項雑入、調定、収入ともございません。

以上で、介護保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2 番（中橋友子） 2 点について、お尋ねをいたします。

1 点目は、109 ページ歳入にかかわりまして、保険料の未納についてであります。昨年よりも若干下回ったということで、普通徴収のところで 97.21%、87 万 4,200 円の未納ということであります。これの内訳と申しますか、人数とそれぞれの滞納されている方の収入状況をお伺いするものです。

それと、依然として要望の高い施設入所の待機者が多いということで、これに対する手立てをどのようにとってこられたかということなのであります。幕別の場合には、在宅関係の施設と申しますか、グループホームなどはどんどんできていっているのですが、介護で受けられる、いわゆる施設サービス、これはそれぞれの施設の中で、特養も老健も、それから療養型病床群ですか、この三つ。いずれもそれぞれ待機者がいるのかどうか。いれば在宅でどのぐらいいらっしゃるのか。入所までどのぐらいかかっているのか、これを伺います。

○委員長（坂本 偉） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず最初に未納の関係でございますが、先ほど説明のありましたように87万4,200円、人数にいたしますと46人という状況でございますが、これらの状況、収入と申しますか、所得段階ごとということでご理解いただきたいと思っておりますけれども、第1段階の方が3人、第2段階の方が27人、第3段階の方が8人、第4段階の方が7人、第5段階の方が1人という状況でございます。

続きまして、施設入所に対する手立てということでございますけれども、施設入所に関しましては、入所の優先制度と申しますか、その方の介護度の状況、あるいは受け入れる家族の状況等々を加味して、それらを点数と申しますか、ランク付けしながらトータルで施設の中で判定委員会を開いて優先順位を決めるといふ、新しい制度になったということはお存じかと思っておりますけれども、そういうようなことがありまして、従来の申込順、先着順に比べまして、減ってきている状況にはございます。

なお、施設の待機状況、札内の特養について言えば、平成14年度の9月末の状況でございますけれども、町民の方73人が待機しているという状況でございます。内訳につきましては、このうち在宅で28の方が待機しておりまして、その他の方につきましては、老健ですとか、療養型に入所、あるいは入院しているということでございます。

それから、老健あかしやさんの場合につきましては、同じく14年の9月末をとってみますと、町民の待機者が20名ということで、在宅で待機されている方が8名と、残りの方が老健、あるいは病院に入所、入院されているという状況でございます。

なお、療養型につきましては、今のところ待機ということはおございません。

なお、先ほども言いましたように、入所の優先制度ということに制度が変わったものですから、直近で申しますと、待機状況が先ほども減ったという話はさせていただきましたけれども、今年度の9月末の状況も参考に調べましたところ、札内特養におかれましては、待機者が11名減っている、あるいは老健あかしやさんにおきましては7名減っているという状況で捉えてございます。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2番（中橋友子） 介護保険制度は、スタートしてちょうどこの平成14年度が第一時期の最終年度であったのですよね。試行錯誤されまして、いろんな手立てをとりながら、制度を円滑に運営するために取り組まれてはきたのですけれども、何せ一つには今までなかった制度なだけに、負担についてはなかったものが新たに負担がかかるようになったということと、最初から国の負担の在り方が、所得のない人にもきちっと保険料をかけるという、そういう内容でありましたので、当然、払いたくても払えない状況が生まれるだろうということは予測されていたのですよね。

特別徴収は年金から自動的に引かれるわけですから100%になっていくけれども、普通徴収については、ないところにお尋ねしていただくということ。もちろん本人自ら納めていただくというのが前提ですけども、それで、こういう状況になってきているのではないかと思うのですよね。

特に、今伺いましたら、第2段階までで30人ということですから、全体の6割、7割近くですか。こういう段階で納められないという状況が生まれてしまったという現実におきまして、この介護を社会で支えるというふうにしてできた制度ではありますが、実際にこの方たちは介護を受ける権利がないということでもありますから、やはりいろいろ手立てをとっていく必要があるのではないかと思います。

それで、平成15年からについては、幕別町では介護保険料について全体で引下げを行うという努力をなされました。これは、管内の中でも大変少ないところでありましたから、非常に評価されているところなのですけれども、しかし、現実には所得のない人たち、一番底辺の人たちがそれで救われたかという、残念ながらそうはならなかったということですね。ですから、こういう14年度の結果を踏まえて、今も進められているところですが、依然としてその介護を受ける権利を持たない人たちが存在するという状況が解決されないでいるということがありまして、私はずっとこういうところに対

する減免の手立てを求めてきたところなのですけれども、この状況を見て、やはりそれは必要なことだというふうに思いまして、改めてその点でお尋ねするものです。

それと、施設につきましては、制度替えになって、大変な人は早く入れていただけるようになったということは非常に良かったということだと思います。ただ、在宅の方たちで、逆に言えば予定していたよりも延ばされたという、そういう状況もありまして複雑な面もあるのですけれども、ずっとこの問題で質問させていただいたときに、在宅の整備の状況ですとか、他の施設ですとか、いろいろな連携の中で絶対数が減っていくということを言われてきたと思います。しかし、現状では微減といえますか、多少減ったものの、あいかわらず待機者が解消されないということは現実だと思います。この点で、ずっと言ってきたことは、やっぱり十勝管内連携して、その施設の整備というのを強固にしないところも解決できないということがありまして、その取り組まれてきた状況も、実際にはそういうこともやっていくという過去のお答えがありましたので、どんなふうに働きかけを行ってきたか。十勝管内全体の整備状況が進んでいて、幕別のこの現状が解消される方向に向かっているのかどうかということでもあります。

それと、もう一つ、グループホームが最近増えまして、共同生活型ですか、グループホームは痴呆ですけれども、こういうのも札内、あるいは幕別にも施設としては増えてきているのでけれども、この施設自体も必要な施設だと思いますし、大事なのですが、ここはやっぱり国民年金ぐらいではなかなか入れない問題があると思います。結局低所得者は、一番目の滞納者のところでまず資格を失っていますし、それからこういった施設ができた段階でも低所得者の人たちにはそこに入っていけないという現実を見ると、ここでもやっぱり対策が必要と思いますが、どうでしょうか。

○委員長（坂本 偉） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず最初のご質問は、所得段階の低い方、この方の保険料が比較的滞納が多いと、そのことについてはどう考え、どう対応してきたのかというご質問だと思います。

既に12年度から14年度の第1期介護保険の計画の中では、3カ年の需要量といいたし、サービス供給量を勘案しながら保険料を決めたところとございまして、その結果を基に15年度からは、第2期の介護保険料を決めさせていただきました。

以前にも、この話させていただいたことがありますけれども、介護保険運営協議会の中でも、もちろん公募の委員の方もいらっしゃいますし、学識経験者もいらっしゃいますが、こういう低所得者に対する保険料という、軽減という方策も保険料決める際にはあるのですけれども、その情報提供もしながら我が町の保険料を算定する際に、そういう言いつつも低所得者の方の保険料をより下げるといふことになると、第5段階の所得の非常に少ない人数の中に、より今まで以上に多くの負担をかけるということが果たしていかなものかと。さらには、低所得者の方に対するサービスを利用した場合に、高額サービスのそれなりの制度もあるということで、トータルの中でこの保険料でいだろうというようなこともいただいたところでございます。ということでご理解いただければと思います。

なお、施設入所に対する手段ということでございますが、現在、最近の老健の施設整備について申し上げますと、特養についてでございますけれども、帯広に平成16年で100床オープン。あるいは老健につきましては、同じく16年に音更100床、あるいは鹿追100床ということで、管内的な中で整備されていくということでございます。そういうようなことの中で、特に十勝の圏域の協議会の中でこれ検討して調整していくものでございまして、我が町だけの事情で整備できるということでもないことはご存じのことと思います。そのような広域の中で、例えば音更ですとか、帯広の施設に入ることも可能にはなってくるのだらうと。とは申しまして、全国的なこととございますけれども、施設の待機者がそれで解消されるということでもございません。第2期の介護保険の計画の中でも居宅サービスにおいては、従来たいだい2種類、3種類くらいがサービスのその種類としては利用された方が多かったこととございますけれども、さらに居宅を推し進めるためには、いろんなサービス、もっと種類を増やしてというようなことも一つの方策ということで、報酬単価も改定されたところでございます。そのようなことの中で私どもも町内のケアマネージャーの方にもそういうことも十分周知させ

ていただきながら、限られたその条件の中で在宅ということであれば、やはりそういうことの手段も一つだろうというふうに考えてございます。

また、グループホームにつきましては、グループホームの施設ごとに、整備の状況等によりまして、個人負担の持ち出しがすべてを含めると6万からあるいは10万を超えるというような状況にはなってくるかと思えますけれども、これにつきましても、確かに所得段階の第1段階の生活保護の方ですと入れるというような状況になってきますでしょうけれども、そういうようなことの中で無理ということになれば、いろんな選択肢の中でやはり在宅サービスも取り入れるということも一つかなというふうに思っております。

なお、所得段階が低いからサービスの利用を遠慮しているということにつきましてはの研究は、例えば平成14年の11月現在の区切った時点での調査でございますけれども、第1段階の方が限度額に対して、およそ53.4%の利用であります。第2段階から第5段階の方につきましては、おおよそ40%少々というところでだいたい安定しているというところでございます。というわけで、限度額満度に使っても第1段階の方は生活保護の方ですと負担は実質ありませんけれども、そういう状況の方でも限度額に対して半分ちょっとくらいで治まっているというような状況なこともご理解いただければと思います。以上でございます。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2番（中橋友子） よくお年寄りの方のお話、特に低所得者の方たちのいろいろ聞き取りなどをさせていただきますと、最初から申請されないのですよね。今、利用のことありましたけれども、結局頑張ると。それで1割の負担かかると。だからとってとって今生活の中でそこまでは無理だというようなこともありまして、だから今、実際に介護が申請された方の中の統計ではもちろんそういうこと出ているのしょうけれども、それでない全体で4,000人を超える高齢者の中の認定者が686人ですか、限られております。

それで、それだけでやっぱり判断できない部分があるということも、しっかり押さえていただきたいということと、それからやっぱり全体で支える今の所長のご答弁だと、いつもこの種のことで、国民健康保険でもそうだけれども、そこを支援するとほかの人にかぶさっちゃうのだと。だからそういうふうにはならないでしょということなのでけれども、その制度の趣旨といいますか、目的といいますか、そういうふうを考えれば、社会で支えるというふうにしていく以上は、やっぱりそこをどういうふうにしたら本当に求める人のところまで必要な介護を保証するかということに行き着くと思うのですよね。

私はいろんなところでよく出る、収入がある、あるいは払う意志がなくてそれで無視して払わないとか、そういうようなことはやっぱり個人責任になりますよね。しかし、本当にここに出てきている第2段階の人あたりの状況というのは察することはできるのですけれども、もうわずかな国民年金などで、爪に火を灯すようにして生活していらっしゃる方がほとんど。国民年金であれば特別徴収ですか。ですけどそれ以外の大変な中で暮らしているという方たち、そういう人たちが一人でいらして、介護も申請しない、受けられないという状況で、どんどん年を重ねていってられるという実態をやっぱり押さえていくなれば、一定のその町としての莫大な負担をかけるという、そういう金額でもありませんので、そういった姿勢も私は持つべきではないかというふうに思うのですよね。

だから、上にかぶさったうのだから、だからしないのだというのではなくて、やっぱり町としてきちっと手立てをとるといえることがあれば、こういう方たちにも介護保証できるようになるのではないのでしょうか。

それと、施設は平成16年度の状況も、音更や鹿追のことも聞いておりました。ただ、十勝全体で、例えば帯広市だけでも700人近い待機者がいると。そういう段階で、100人ちょっとの施設ができるということでは、なかなか解消にまでいかないということが現実存在しています。ですからこの点では、さらに強化されて、十勝全体の整備ということに力を注いでいただきたいと思えます。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。答弁はいいですね。

○2番(中橋友子) 前段のは必要です。

○委員長(坂本 偉) 民生部長。

○民生部長(石原尉敬) 確かにいろんな形で保険料を払えないという状態。確かに基準から1.5倍の方もいれば0.5の人もいるということで、それが一定の所得に対する一つの緩和措置というようなことで、制度的に国が作ったものであります。

それで、今言ったように、所長からも言いましたけども、下の者を下げると上に被るよと。一定の保険料は求めなければなりませんということになっていますので、これは国の法律の中で一定の額は求めなくてはならない。町村は12.5%を負担しなければならない。そうすると、必ずこの中で調整するという事は、必ず上の方にいくとか、そういう状況がおきます。それを上にいかさないとなると、町が単費で補填をするのですかという、こういう話になります。これが一番簡単な方法です。

だけでも、国の制度として作ったものを、末端の町村がそれで一つの解決策として、すべてを解決していったら、国がそれに対してどう思うのでしょうか。これは町村が自己でそれぞれの対応の中でそういう対策をしていくのだということの中で、大きな意味の、例えば5年度、今でいいますと今年、来年の話になりますけども、5年間で法律の全般的なものを見直しなさいということがあります。

そういうことの中で、例えばそれが町村が補っていくと、国民の声として、私は大変ですよと声が薄らぐでしょう。そうでなく、もっと国民の声、町民の声としてきちっと国に通じるようなことも大事なことでないのかなと。一町村がすべてを解決するような手法というのはちょっと私は考えものだなと。今のこういう財政状況のときにはそれはちょっと非常に難しい問題かなと思います。

それで、これは町民が肌で感じて本当にそういう状況が国も理解でき、各種の例えば今言った運営協議会もあります。そういう中でそれを肌で感じて、やっぱり問題ですよという声になると、大きな声として国中の問題として、どういう今後の5年後に、当初からの5年後ですよ。それを見直すときにどう捉えるのかという声にした方が、私は正しいのではないかというふうに理解しております。

○委員長(坂本 偉) 中橋委員。

○2番(中橋友子) 基本的にはやっぱり国の作ってきた制度でありますから、国の責任といいますか、正確な町村の実態まで押さえた制度作りというのが私も大事だと思います、それはもう大前提です。

今、部長おっしゃられるように、国にじゃあその正確な実態を示していく、自治体が被ることが大変なことを見せないことになるということでもあります、私はそういうことについては、いろんな手法があるのだろうなというふうに思うのです。

だから、現状でも全国的なデータだとかというのはもう既に出ているわけですから、ですからそういうのをきちっと伝えていくことと、問題はこれからまた5年の中で見直されているのだけれども、その5年間の間、このお年寄りの方は、今75歳の方は80になくなっていく。80の方は85になくなっていく。どんどん受けられない状況のまま、状況は悪くなっていく。介護を必要とする状況により大きくなっていくということなのですよ。ですから私はやっぱり特に高齢者ですから、限られた高齢者ですから、そういう方たちが受けられない状況にいるということに対して、町の施策として手立てをとるとということについては、私は多くの町民の理解を得られることではないかと思いますが、これを最後にします。

○委員長(坂本 偉) 民生部長。

○民生部長(石原尉敬) 今お話ししたのは、保険料の面だけで言えば確かに町は保険料は単独で補填はしておりません。けれども、リハビリ教室で、玄関の先まで行ってセンターに来ていただく。そしてリハビリもいろんなことの福祉サイドの、例えばそういう足の悪い方には玄関先まで迎えに行き、どうぞ乗ってくださいということまで、いろんな形でそれを補完する意味でも、お金かからないでやっている事実もやっぱり行政の努力として、これは伝えていかなければならないし、こういうこともやっているから、例えば要介護度が年々なるものが遅れてくるよということも理解してもらわないと、幕別町は何もやっていないようなイメージに聞こえますので、非常に健康センターの人間は非常に努力しておりますので、その辺も理解しながら。

先ほど5年といったのは、始まったときからもう3年経過していますので、あと1年、2年で5年ですから。そのことちょっと違います。

あと1年、2年で5年間の法律上の見直しということでもありますので、その辺をよろしく願いいたします。

○委員長（坂本 偉） ほかに質疑をお受けいたします。

介護保険特別会計につきましてはほかに質疑はないようでございますので、以上で終了させていただきます。

この際、16時20分まで休憩いたします。

(16:06 休憩)

(16:20 再開)

○委員長（坂本 偉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第5号、平成14年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

三井水道部長。

○水道部長（三井 巖） 簡易水道特別会計決算について、説明をいたします。

歳出から申し上げますので、176ページをお開きください。

歳出1款水道費、1項水道事業費、予算現額は1億5,218万6,000円で、支出済額は1億5,177万9,218円であります。

1目一般管理費。本目は、簡易水道施設の維持管理及び整備に係る経費で、担当職員1名分の人件費のほか、配水管布設に係る経費や起債の償還金などが主なものであります。

178ページにまいりまして、13節の委託料は、各施設の管理関係にかかわる委託業務であります。

180ページにまいりまして、15節細節1は、検定満了量水器123個分の取替工事で、細節2は、新和簡水の取水ポンプの取替え、細節3は、明倫簡水配水管と駒島簡水の送水管の布設替工事、細節4は、道道豊頃糠内芽室線工事に伴う水道管の移設等の費用であります。

16節細節2は、検定満了量水器123個分の費用であります。

182ページいきまして、2款予備費、1項予備費、予算現額は10万円で、支出済額はゼロ円であります。

次に、歳入についてであります。

164ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額1,427万5,215円に対して、同額収入であります。その内容といたしましては、量水器負担金、水道管移設工事の負担金であります。

166ページにまいりまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額4,229万6,730円に対しまして、収入済額は4,215万8,375円で、収入未済額は13万8,355円であります。駒島ほか4地区、450戸分の使用料と滞納繰越分で、現年度分の収納率は99.9%であります。

2項手数料、調定額55万2,000円に対しまして、同額収入で、設計手数料であります。

168ページにまいりまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額3,653万7,000円に対しまして、同額収入でありまして、一般会計繰入金であります。

170ページにいきまして、4款繰越金、1項繰越金、調定額303万247円に対しまして、同額収入で、前年度繰越分と新和営農用水分の繰越金であります。

172ページにまいりまして、5款諸収入、1項消費税還付金、調定額346万2,273円に対しまして、同額収入で、消費税還付金であります。

次に、174ページであります。

6款町債、1項町債、調定額5,314万円に対しまして、同額収入で、配水管の布設替えと新和浄水場の施設整備に伴う事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 簡易水道特別会計につきましては質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第6号、平成14年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

三井水道部長。

○水道部長（三井 巖） 公共下水道特別会計決算について、ご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、203ページをお開きください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、予算現額は8,894万4,000円で、支出済額は8,864万30円であります。

1目一般管理費。本目は、下水道施設の管理に要した経費で、担当職員1名分の人件費のほか、205ページにまいりまして、19節の細節6、十勝環境複合事務組合負担金、細節7は下水道使用料、収納業務等負担金であります。21節の水洗便所改造等資金貸付金が主なものであります。

207ページにいきまして、2款事業費、1項下水道施設費。予算現額は5億2,773万5,000円で、支出済額は5億2,521万3,476円であります。翌年度繰越額は、238万6,000円で、これは流域下水道関連事業工事費の負担金を翌年度に繰り越したものであります。

1目下水道管理費。本目は、下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員4名の人件費のほか、209ページに行きまして、13節は雨水・汚水排水の整備に係る調査設計委託料や、流域関連公共下水道事業認可変更業務委託料であります。

15節は雨水・汚水排水の整備に係る工事や、札内地区雨水流末整備としていつているサケ・マスふ化場施設整備に係る工事や、19節は十勝川流域下水道の建設事業に対する負担金などが主なものであります。

211ページにいきまして、2項下水道管理費、予算額は8,838万6,000円で、支出済額は8,747万3,773円あります。

1目浄化センター管理費。本目は、幕別処理区の浄化センターの維持管理経費であります。年間処理量は62万8,883トンで、前年より1万8,095トンの増であります。

213ページにいきまして、2目札内中継ポンプ場管理費。本目は、札内処理区の中継ポンプ場の維持管理費経費であります。年間圧送量は145万1,927トンで、前年より5万4,896トンの増であります。

3目環境維持管理費。本目は、汚水管路、マンホール、汚水柵の維持管理に要した経費であります。215ページにまいりまして、15節では、汚水管補修、公共柵補修、マンホール補修など、50カ所の補修を行ったものであります。

217ページにいきまして、3款公債費、1項公債費、予算現額は9億9,170万円で、支出済額は9億9,078万5,859円あります。これは起債償還の元金・利子及び一時借入金利子に係る費用でありまして、1目は元金、2目は利子、3目は公債諸費であります。

219ページにいきまして、4款予備費、1項予備費。予算現額は10万円で、支出済額はゼロ円あります。

次に、歳入についてであります。

189ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、調定額758万8,060円に對しまして、収入済額は535万920円であり、収入未済額は209万1,040円あります。公共下水道の受益者負担金であります。現年度分の収納率は、97.77%となっております。

次に、191ページにいきまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額2億4,084万7,818円に對しまして、収入済額は2億2,028万1,826円で、収入未済額は1,339万6,938円あります。現年度分の収入率は、98.9%であります。

次に、193 ページにいきまして、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 1 億 6,300 万円に対しまして、同額収入であります。下水道建設費国庫補助金であり、補助率は 2 分の 1 であります。

次に 195 ページにいきまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 7 億 4,006 万円に対しまして、同額収入で一般会計繰入金であります。

次に、197 ページにいきまして、5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 1,084 万 7,357 円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

199 ページにいきまして、6 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 2,500 万 370 円に対しまして、同額収入でありまして、これは水洗化改造等資金貸付金元利子収入であります。

2 項消費税還付金、調定額 1,705 万 2,783 円に対しまして、同額収入で、消費税還付金であります。

3 項雑入、調定額 756 万 424 円に対しまして、同額収入で、主なものは下水道管の移設補償費であります。

次に 201 ページにいきまして、7 款町債、1 項町債、調定額 5 億 1,750 万円に対しまして、同額収入であります。公共下水道建設事業債、資本費平準化債、公営企業借換債などあります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 公共下水道特別会計につきましては質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 7 号、平成 14 年度幕別町公共用地取得特別会計決算の説明を求めます。

新屋敷総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 公共用地取得特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、歳出からご説明いたします。

230 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款公債費、1 項公債費、予算現額 381 万 9,000 円に対しまして、支出済額 381 万 8,399 円でございます。

1 目利子は、平成 11 年度に札内 9 号南通街路整備事業の用地取得及び移転補償のために借り入れしました公共用地先行取得債の起債償還利子でございます。据置期間中でございますので、利子のみの償還となっております。

232 ページ。

2 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円に対しまして、支出はございませんでした。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入でございますが、226 ページをお開きください。

1 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 381 万 9,000 円に対しまして、収入済額も同額でございます。起債償還利子に充当するための一般会計からの繰入金でございます。

228 ページ。

2 款繰越金、1 項繰越金、調定額 10 万 2,384 円に対しまして、収入済額も同額でございます。繰越金でございます。

以上で、公共用地取得特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 公共用地取得特別会計につきましては質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 8 号、平成 14 年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

三井水道部長。

○水道部長（三井 巖） 個別排水処理特別会計決算について、説明を申し上げます。

歳出から申し上げますので、252 ページをお開きください。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額は 707 万 9,000 円で、支出済額は 691 万 4,067 円です。

1 目一般管理費。本目は、個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であり、本年は 12 件、18 基分の設置補助金を交付しております。

253 ページにいきまして、2 款事業費、1 項廃水処理施設費、予算現額 1 億 1,396 万 9,000 円で、支出済額は 1 億 1,396 万 3,317 円です。

1 目排水処理建設費。本目は、排水処理施設建設に要する経費で、本年は 38 基分の施設整備工事を行っております。

2 項排水処理管理費。予算現額は 2,054 万 9,000 円で、支出済額は 1,925 万 7,005 円です。

1 目排水処理施設管理費。本目は、排水処理施設の維持管理に要する経費で、255 ページにいきまして、委託料は 14 年度建設分も含め、284 基分の維持管理を行ったものであります。

257 ページにまいりまして、3 款公債費、1 項公債費、予算現額は 1,115 万 4,000 円で、支出済額は 1,105 万 3,129 円です。これは、起債償還の元金及び利子に係る費用でありまして、1 目は元金、2 目は利子です。

259 ページにまいりまして、4 款予備費、1 項予備費、予算現額は 10 万円で、支出済額はゼロ円です。

次に歳入であります。

239 ページをお開きください。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 607 万円に対しまして、同額収入であります。その内容は、受益者分担金 38 戸分です。

241 ページにいきまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 998 万 7,300 円に対しまして、同額収入であります。その内容は、排水処理施設 284 戸分の使用料です。

次に、243 ページにまいりまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 3,709 万 8,000 円に対しまして、同額収入で、一般会計繰入金です。

次に、245 ページにまいりまして、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 311 万 8,465 円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金です。

次に、247 ページでございますが、5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 600 万 733 円に対しまして、同額収入で、これは水洗化便所改造等資金貸付金の元金及び利子の収入です。

2 項消費税還付金、調定額 517 万 6,891 円に対しまして、同額収入で、消費税還付金です。

次に、249 ページ。

6 款町債、1 項町債、調定額 8,570 万円に対しまして、同額収入です。個別排水処理施設整備に伴う事業債です。

以上で、個別排水処理特別会計の決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 個別排水処理特別会計につきましては質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 9 号、平成 14 年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

三井水道部長。

○水道部長（三井 巖） 平成 14 年度幕別町水道事業会計の決算について、ご説明を申し上げます。

266 ページをお開きください。

平成 14 年度幕別町水道事業会計の損益計算書であります。平成 14 年度の当年度純損失は 7,515 万 1,210 円となり、前年度繰越欠損金 2 億 1,191 万 5,744 円を合わせまして、当年度未処理欠損金は、2 億 8,706 万 6,954 円となったところであります。

次に、272 ページをお開きください。

平成 14 年度幕別町水道事業報告であります。

総括事項であります。経常収益については 4 億 6,994 万 9,000 円で、前年度 4 億 5,809 万 4,000 円に比べまして、1,185 万 5,000 円。率にしまして 2.6% の増であります。その主な要因は、給水収益が前年度より 1,488 万 9,000 円の増収によるものであります。

経常費用においては、5 億 4,510 万円で、前年度 5 億 6,227 万 1,000 円に比べ、1,717 万 1,000 円、3.1% の減であります。その主なものは、人件費 4,832 万 3,000 円、169 万 3,000 円の減並びに支払利息 9,583 万 1,000 円、405 万 9,000 円の減などの費用の減によるものであります。

次に、高料金対策に伴う一般会計補助金、繰入金であります。国の基準において資本費 169 円が 172 円に引き上げられ、繰入金が皆減となるなど、経営内容は依然として厳しい状況にあります。

有収率につきましては、継続して漏水調査を実施し、漏水 8 カ所を修理し、86.3% と、前年を 2.4% 上回ったところであります。今後とも漏水の早期発見修理に万全を期してまいりたいと考えております。

事業といたしましては、計量法に基づく量水器取替 907 件を行ったほか、配水管本管の布設 6,031.9 メートルの布設工事を行ったところであります。

次に、276 ページになります。

14 年度幕別町水道事業会計、収益費用明細書であります。金額は消費税抜きの額となっております。

はじめに収入であります。1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益、4 億 3,921 万 6,686 円であります。これは、7,590 戸の水道使用料であります。なお、収納率は 97.9% であります。

3 目その他営業収益、1,117 万 2,000 円であります。これは、新設に係る量水器の売却及び加入負担金等であります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金、5,671 円あります。これは預金利息であります。

7 目雑収入、1,955 万 4,393 円あります。これは下水道使用料に係る収納業務負担金であります。次に支出であります。

270 ページであります。

1 款水道事業費、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、1 億 4,176 万 835 円あります。ここは浄水場の管理運営に係る経費であります。主なものといたしましては、職員 1 名分の人件費。13 節委託料は浄水場の管理等の委託、18 節動力費は電気料であります。29 節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費費用であります。14 年度は、60 万 7,732 トンを受水しております。

2 目排水及び給水費、2,639 万 871 円あります。

278 ページにいきまして、16 節修繕料は配水管の漏水修理であります。

20 節材料費は、新設用量水器の購入費用であります。

5 目総係費、4,167 万 3,788 円あります。主に職員 3 名にかかります人件費であります。

6 目減価償却費、2 億 2,153 万 4,119 円は、有形、無形、固定資産に係る減価償却費であります。

次に、279 ページであります。

7 目資産減耗費、1,506 万 2,255 円。これは配水管の布設替等により固定資産を除却した費用であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息、9,583 万 992 円は、企業債の償還利息であります。

次に、280 ページをお開きください。

平成 14 年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

収入であります。1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、1 億 1,390 万円あります。ここは第二次拡張事業及び配水管布設にかかります企業債の借入金であります。

6項負担金、1目負担金、2,506万4,218円は、水道管の移設にかかります工事負担金であります。次に、281ページ。

支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、1億3,834万8,642円です。主なものは、道道幕別帯広芽室線ほか8路線、6,031.9メートルの配水管布設等にかかります費用であります。

2目営業設備費、3,388万2,050円です。検定満了量水器の購入及び取替えにかかります費用であります。

4項企業債償還金、1目企業債償還金、1億1,102万1,284円は、企業債の元金にかかります償還金であります。

以上で、平成14年度幕別町水道会計決算について、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（坂本 偉） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○2番（中橋友子） 2点、お尋ねいたします。

欠損金が2億ということで非常に厳しい運営だというふうに思いますが、一つは279ページ、営業外費用の1目支払利息。ここで約1億近い利息が支払われているのですけれども、予算のときの資料を見ますと、水道事業で借りているお金というのは年度が古いということもありまして、ものすごく利息が高かったように思うのです。それで、これは利率がどれぐらいの、全体の借入れの中で5%を越えるような借入れもしていると思うのですが、そういう割合はどれぐらいなのか。

それと、一般会計でやっているような、借り替えと申しますか、この水道事業の中でそういうことは可能かどうか、やっつけられるのかどうかということが一つです。

それともう一つは、滞納の問題なのですけれども、多分連動してくると思うのですが、水道ではどのぐらいあるのかということなのですけれども、下水の方で約2,000万円近くありますよね。当然連動してきますから、水道の方もそれを上回っているのだと思いますが、特に心配するのは、このところ不況なものですから、平成14年、またそれ以前に、事業所が随分企業が倒産して、そういうところの欠損というのも大きいんじゃないかと思うのです。全体でどのぐらいあって、そういう事業所の納められなかった、もらえない滞納金というのはどのぐらいあったのかお尋ねします。

○委員長（坂本 偉） 水道課長。

○水道課長（前川満博） はじめに企業債利息の高率のものというお話なのですけれども、5%を超えるものということで、全部で、今現在借入れをしているのは75本の企業債がありまして、このうち、今ざっと計算したところなのですけれども、19本が5%を超えるものということで、今現在残っているというふうに理解しております。

それで、下水道やなんかでもあります借換債。これについては、借換債の7%以上の高率のものという形で借換債ができるわけなのですけれども、あくまでも公営企業金融公庫から借りているものが借換債の対象になるということでありまして、水道の方において高率のものありますけれども、こちらについては、昔でいう大蔵、今でいう財務融資、そちらの関係になると、公営企業関係では高率のものは水道の方にはないと。

それと、借換債に該当する場合は、高料金に該当しないと借換債の対象にならないということがありまして、現在、14年、先ほど部長の方の説明がありましたけれども、幕別町は高料金対策の該当から、基準から外れているということで、借換債の、勿論公営企業金融公庫から借りているものは既に終わっているということでありまして、できないということもあるのですけれども、基準として高料金の該当にならないとできないという基準もあります。

5%以上、先ほど19本と言いましたけれども、22本ということで。ページ数で言いますと283ページ。こちらの方に利率と企業債が載っております。

それと、水道使用料の関係でありますけれども、14年度、こちらにつきましては、水道使用料、滞

納分でいきますと 968 万 7,062 円という滞納額、現年度分で滞納があります。この滞納状況につきましては、滞納されている企業というお話であったかと思うのですが、滞納額は、過年度分、現年度分合わせまして 2,894 万 6,000 円の金額になります。滞納件数で言いますと 292 件。この中で企業の件数でありますけれども、正確には企業の件数というのは、ちょっと手元の資料では調べてはいないのですが、不納欠損でどうしても取れなかったというのが 14 年度で企業で 3 件という形で残っております。以上であります。

○委員長（坂本 偉） 中橋委員。

○2 番（中橋友子） そうすると、この利息はやっぱり払い続けなければならないということですね。

一般会計の場合でも、なかなか繰上償還というのは、借り換えですか、非常に壁が厚かったのですが、しかし、この低金利の時代に利息なんてほとんどないような時代に、過去のものとはいえず、7%、8%の利息を払って自治体が事業をやる困難さというのを訴えて、そして突破してきた事例がありますよね。特別会計でもそれは頑張らなきゃいけないんじゃないですか。全体の中でこのちょっと資料はあったのでしょうかけれども、余り細かくて私は見えなかったのですが、きちっと拡大してみると、どの部分がどうだということが出てくるのだと思うのですが、そういう努力もして、やっぱり健全な運営と、低料金で安価な水道を供給し続けるということは大切だと思うのです。今まで、そういうその仕組みだからだということやってこられなかったのだと思うのですが、今後は、やっぱりそういう改善努力、企業努力も必要だと思いますが、いかがですか。

○委員長（坂本 偉） 水道課長。

○水道課長（前川満博） 今、そちらの方で、283 ページに企業債の明細書が載っているのですが、先ほど言われました借り換えのできる企業債。こちらは、公営企業金融公庫から借りているものが対象になるということでありまして、今、ここにある 7%以上の対象には、公営企業金融公庫から借りている企業債がないということで、今現在水道事業として残っているのは、政府資金といいますか、大蔵から借りたものということで、そちらの方で今度借り換えということがありましたら、これはすぐうちの企業としてもこちらを借り換えしていただけるような、そういうような働きかけは、この後もまた、公営金融公庫が既にやっておりますので、政府の大蔵の資金の方も、もしできるというような形になるように働きかけはしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（坂本 偉） よろしいですか。

ほかに質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（坂本 偉） 水道事業会計につきましてはほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

これで、特別会計の審査を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

認定第 1 号、平成 14 年度幕別町一般会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（坂本 偉） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成する方の起立を願います。

（起立多数）

○委員長（坂本 偉） 起立多数であります。

したがって、平成 14 年度幕別町一般会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。認定第 2 号、平成 14 年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(坂本 偉) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

○委員長(坂本偉) 起立多数であります。

したがって、平成 14 年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。認定第 3 号、平成 14 年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(坂本 偉) 異議なしと認めます。

したがって、平成 14 年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第 4 号、平成 14 年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(坂本 偉) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

○委員長(坂本偉) 起立多数であります。

したがって、平成 14 年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第 5 号、平成 14 年度幕別町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(坂本 偉) 異議なしと認めます。

したがって、平成 14 年度幕別町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第 6 号、平成 14 年度幕別町公共下水道特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(坂本 偉) 異議なしと認めます。

したがって、平成 14 年度幕別町公共下水道特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第 7 号、平成 14 年度幕別町公共用地取得特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(坂本 偉) 異議なしと認めます。

したがって、平成 14 年度幕別町公共用地取得特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第8号、平成14年度幕別町個別排水処理特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(坂本 偉) 異議なしと認めます。

したがって、平成14年度幕別町個別排水処理特別会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

認定第9号、平成14年度幕別町水道事業会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(坂本 偉) 異議なしと認めます。

したがって、平成14年度幕別町水道事業会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました平成14年度幕別町各会計決算、認定第1号から認定第9号までの9議件の審査を全て終了いたしました。

終了に先立ちまして一言お礼を申し上げます。

第3回町議会定例会におきまして、本委員会が設置されまして、本日まで各委員におかれましては終始ご熱心に審議をいただき、大変実り多い委員会であったことを心から厚くお礼申し上げる次第でございます。

また、理事者、説明委員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに対しても、厚くお礼を申し上げます。

不慣れな委員長でありましたが、皆様のご協力のおかげをもちまして無事終了することができました。委員長として心から、お礼、感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

これで、委員会を閉会いたします。

(17:05 閉会)